

国民年金保険料収納事業

民間競争入札実施要項（案）

【目次】

1	目的	3
2	本事業の基本的な考え方	3
3	対象業務に関する事項	
(1)	対象業務の内容	4
(2)	契約（事業対象期間）	6
(3)	対象地区（入札単位）及び対象年金事務所	6
(4)	事業実施に関して確保されるべき事業の質	6
(5)	事業実施体制	10
(6)	民間事業者に提供する情報等	11
(7)	日本年金機構と民間事業者との連携・協力	12
4	受託事業者選定に関する事項	
(1)	民間競争入札に参加する者に必要な参加資格	12
(2)	民間競争入札に参加する者の募集	13
(3)	落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定	15
5	従来の実施状況に関する情報の開示	16
6	民間事業者に使用させることができる物品	16
7	民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例	16
8	民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対し報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等	
(1)	報告事項等	17
(2)	秘密の保持等	18
(3)	法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	18
9	民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項	21
10	事業に係る評価に関する事項	22
11	その他事業の実施に関し必要な事項	22

(別紙1-1) 対象地区等一覧

(別紙1-2) 年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧

(別紙2-1) 対象年金事務所別達成目標等一覧

(別紙2-2) 達成目標等算出根拠

(別紙3) 総合評価基準（技術評価）

(別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

(参考条文)

1 目的

我が国の公的年金制度は、20歳から60歳までのすべての国民が加入し保険料を負担することにより、老後、障害及び死亡の生活保障を担う、国民生活になくてはならない重要な制度である。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景とした国民年金保険料の未納者（うち過去24ヶ月間の保険料が未納の者：平成22年度末時点で約321万人）の存在は、無年金者又は低額年金者の増大のみならず、社会連帯に基づく公的年金制度の根幹にかかわる大きな問題となっており、未納対策は極めて重要な課題である。

このような状況の下、日本年金機構においては、未納者の解消に向けて、国民年金保険料収納業務の民間委託を活用するほか、各年金事務所ごとに策定した行動計画に基づき、納付書や免除等申請書の送付のみならず、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、公平な負担の観点から強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策に取り組んできたところである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実現について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

本事業は、国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の未納者に対する納付の勧奨（保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例制度（以下「免除等」という。）の申請手続の勧奨を含む。）及び請求、納付の受託等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用して国民年金保険料の収納の向上を図ることを目的として、法第14条並びに第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、民間競争入札により民間事業者に委託するものである。

2 本事業の基本的な考え方

- (1) 本事業は、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、対象となる国民年金法第88条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を国民年金法第91条に定める納期限（以下「納付期限」という。）内に納付しない者（日本年金機構から保険料滞納者として情報提供される者に限る。以下「滞納者」という。）すべてに対して、それぞれの特性に合わせて文書、電話及び戸別訪問による督促並びに新たな督促手法を適切かつ効果的に組み合わせて実施し、国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保等に関する理解の促進を図ることにより、滞納保険料の納付のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付け、保険料収納の向上を図るものである。

(2) 民間事業者は、納付督促の実施に当たり、文書や電話の督促手法により納付に結び付かない滞納者に対して、戸別訪問により納付督促等を行うこととする。その場合、保険料納付の前提となる国民年金加入の意義等の普及啓発を行い、滞納者の状況に応じて口座振替勧奨や免除等申請勧奨を行うことを求めるものである。

なお、文書、電話及び戸別訪問による督促手法は、いずれも必ず実施するものとする。（「電話による督促手法」については、業務に従事する者による案内方法とする。）

(3) なお、滞納者すべてに対してその特性に合わせた納付督促を実施し、保険料納付等に結び付けた場合、その成果を評価し、対価の支払い等を行うものとする。

3 対象業務に関する事項

(1) 対象業務の内容

滞納者に対する督促に関し、以下の（ア）から（オ）までの業務を包括的に委託する。なお、（ア）及び（イ）の督促業務の実施に当たり、その具体的な手段・手法の詳細については、民間事業者の創意工夫を最大限活用する観点から民間事業者の提案に委ねるものとするが、上記2の本事業の基本的な考え方を踏まえ、従来の実施事業における文書や電話及び戸別訪問による督促実績を参考とし、滞納者の特性に合わせて適切かつ効果的に実施するものとする。

なお、日本年金機構は、滞納者に対して、①納付書の発送（再交付依頼分の対応を含む。）、②学生納付督促ターンアラウンド申請書送付、③免除・若年者納付猶予ターンアラウンド申請書送付、④年金事務所外での納付相談会の開催（納付書を同封した案内状の発送及び会場設営を含む。）について実施する。（④については、民間事業者が主体となり年金事務所と共催するなど、協力して対応することができる。）

※ 強制徴収対象者への納付督促は本事業の対象業務とならない。

※ ターンアラウンド方式による申請勧奨とは、市町村から提供を受けた所得情報や被保険者から事前に登録のあった在学予定期間を基に抽出した者に対して、日本年金機構が定期的かつ機械的に申請書を送付するものである。

(ア) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

民間事業者は、滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない事実の通知、納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨及び請求に関する業務を行う。

ただし、①国民の年金受給権を確保する観点から、滞納者のすべてに対して少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行うことを基本とし、②単に滞納保険料の収納のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付くよう、公的年金制度に対する理解や口座振替又はクレジットカード納付（以下「口座振替等」という。）の促進を図ること。

なお、上記①の「滞納者のすべてに対して納付督促を行うこと」とは、必ずしも接触率100%を求めるものではないものである。

(イ) 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

民間事業者は滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない理由を確認した結果、所得がない又は極めて低額であるといった経済的な理由である場合、保険料の免除等の制度について丁寧に説明した上で、免除等の申請手続の勧奨に関する業務を行う。（滞納者から免除等申請書の送付依頼があった場合は、民間事業者から送付するものとする。ただし、ターンアラウンド方式による申請書送付は除く。）

なお、免除等申請勧奨業務は、単に収納率を向上させるために実施するものではなく、年金受給権の確保に繋げるために実施するものであることに留意すること。また、滞納者から免除等申請書の提出があった場合は、速やかに管轄する年金事務所へ届けること。

(ウ) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

民間事業者は、滞納者から保険料の納付の申出を受けた場合に、国民年金法第92条の3の規定に基づく保険料の納付受託に関する業務を行う。

なお、戸別訪問等により、滞納者から保険料を受託する場合は、民間事業者の領収印を国民年金保険料納付書に押印しなければならない。

(エ) 事業報告書等の作成・報告業務

年金事務所が行う業務との連携を確保する観点から、民間事業者は以下の事項について、滞納者の住所を管轄する年金事務所ごとに取りまとめて報告する。

① 督励実施計画

下記（４）（ア）に記載される各期について、民間事業者が提出した企画提案書に基づく滞納者に対する督励実施の行程を月別に示した計画を、各年金事務所に各期の初月中までに報告する。

② 日次報告

保険料の納付の請求に当たり、納付書の再交付が必要となった滞納者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び納付書の作成対象期間について、滞納者の住所を管轄する年金事務所へ速やかに報告する。

③ 週次報告（日報の作成）

戸別訪問による督励についての活動事蹟の日報を、各年金事務所に毎週金曜日（当該日が祝日の場合は翌平日）に報告する。

④ 月次報告

次の内容について、当月分を取りまとめて、（i）（iii）（iv）については滞納者の住所を管轄する年金事務所、（ii）については、滞納者の住所を管轄する事務センター、（v）については受託するすべての年金事務所に翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日）までに報告する。

（i）保険料の納付督励により口座振替等の申請を約束した者及び保険料の納付督励に対して納付を拒絶した滞納者のうち時効までに保険料の納付を行わないと思料する者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

（ii）滞納者ごとに納付されていない理由の確認並びに保険料の納付督励（保

- 除料の免除等申請手続の勧奨を含む。)を行った滞納者ごとの事蹟
- (iii) (ii) について、滞納者に対する督励等の手法別実施結果の集計及び保険料収納又は免除等申請に結び付いた実績等の分析
 - (iv) 居所不明(戸別訪問時に家屋が存在しない、文書送付したが送達不能の場合)となっている者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
 - (v) 業務に従事する者に対する研修(年金制度、個人情報取扱い、待遇等)の実施状況

(オ) 月例打合せ会議等の対応

民間事業者は、各年金事務所が都道府県ごとに毎月開催する打合せ会議に参加し、上記督励実施計画及び月次報告等に基づき、事業進捗結果の分析と今後の取組方針等の対策について報告する。

また、民間事業者は、日本年金機構本部(以下「機構本部」という。)が四半期ごとに開催する事業実施に関するヒアリングにおいて、全体の督励実施計画に基づく事業進捗結果の分析並びに今後の取組方針等の対策について報告する。

なお、民間事業者は、これらの打合せ会議等において、各年金事務所、ブロック本部及び機構本部から事業目的達成に向けた助言、提案、指導があった場合、必要な改善策を講じるものとする。

(2) 契約(事業対象)期間

平成24年10月1日から平成26年9月30日までとする。

(3) 対象地区(入札単位)及び対象年金事務所

別紙1-1「対象地区等一覧」のとおり、312年金事務所について、23地区を対象地区とする。

(4) 事業実施に関して確保されるべき事業の質

(ア) 本事業に関する達成目標

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記3(1)(ア)及び(イ)について、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準(以下「達成目標」という。)及び質の確保としての最低水準(以下「最低水準」という。)を事業対象期間の各期ごと(以下「各期」という。)に設定するものとする。

なお、戸別訪問などの事業の実施に当たっては、

- ・ 滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保の重要性について、懇切丁寧に説明すること
- ・ 単に保険料納付を勧奨するのみならず、必要に応じて口座振替や免除等勧奨も工夫を凝らして行うこと
- ・ 接触率の向上など効率的な運営に努めること

を求めるものとする。

※ 「各期」

第1期：平成24年10月から平成25年4月まで

第2期：平成25年5月から平成26年4月まで

第3期：平成26年5月から平成26年9月まで

① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

(i) 達成目標の設定

各年金事務所が目標として定める納付率を達成するために、滞納者が納付する必要のある納付月数を、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料）に応じて設定し、これを達成目標とする。（別紙2-1参照）

[現年度保険料の達成目標の設定の考え方]

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

[過年度1年目保険料の達成目標の設定の考え方]

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数及び現年度達成目標を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

[過年度2年目保険料の達成目標の設定の考え方]

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、現年度達成目標及び過年度1年目達成目標を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

(ii) 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、現年度保険料及び各過年度保険料の納付月数について最低水準を設定する。最低水準は、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料）に応じて設定する。（別紙2-1参照）

[現年度保険料の最低水準の設定の考え方]

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除き、99.5%を乗じた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照）

〔過年度 1 年目保険料の最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数及び現年度最低水準を除き、99.5%を乗じた月数とする。

（詳しくは、別紙 2-2 及び達成目標等算出表参照）

〔過年度 2 年目保険料の最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、現年度最低水準及び過年度 1 年目最低水準を除き、99.5%を乗じた月数とする。

（詳しくは、別紙 2-2 及び達成目標等算出表参照）

(iii) 業務改善指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回る事が明らかになったと判断した場合には、下記 8 (1) (ウ) に基づき、民間事業者に対して業務改善指示を行うことができる。

② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

(i) 達成目標の設定

免除等申請手続のうち、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予について、年金事務所ごとに、各期に免除等の承認見込み件数（以下「免除等承認件数」という。）を設定し、これを達成目標とする。（別紙 2-1 参照）

〔達成目標の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の年度末第 1 号被保険者数に、目標免除率（申請全額免除承認率＋若年者納付猶予承認率＋学生納付特例承認率）を乗じたものに、さらに 128.77%を乗じた件数とする。

（詳しくは、別紙 2-2 及び達成目標等算出表参照）

(ii) 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、年金事務所ごとに、各期に最低水準を設定する。（別紙 2-1 参照）

〔最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の年度末第 1 号被保険者数に、最低水準免除率（申請全額免除承認率＋若年者納付猶予承認率＋学生納付特例承認率）を乗じたものに、さらに 128.77%を乗じた件数とする。

（詳しくは、別紙 2-2 及び達成目標等算出表参照）

(iii) 業務改善指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回ること

が明らかになったと判断した場合には、下記8（1）（ウ）に基づき、民間事業者に対して業務改善指示を行うことができる。

なお、上記①及び②により設定した第2期及び第3期の達成目標及び最低水準については、設定の基礎となる被保険者数の減少に基づき、設定を見直すものとする。なお、これに伴う委託費の変更は伴わない。

また、民間事業者は、民間事業者の責めに帰さない不測の事態等により達成目標及び最低水準の設定を見直す必要があると判断した場合は、日本年金機構に協議することができるものとする。

（イ）納付受託業務及び報告業務

納付受託業務及び報告業務については、適用される法令、実施要項及び契約の規定等に従って適切に行うこと。

（ウ）委託費

① 委託費の支払い

委託費については、落札金額を上記3（2）の契約期間の月数で除して得た額（100円未満の端数が生じた場合は切り上げし、最終支払時に調整するものとする）を毎月支払うものとする。

② 事務所別・期別・保険料の種別基本額の増額及び減額措置

上記①の委託費を、事務所ごとの達成目標別・期別に按分し（以下「各期別委託費」という。）、上記（ア）①及び②の達成目標の割合に応じて按分した基本額（以下「事務所別基本額」という。）について、次の（i）及び（ii）のとおり増額又は減額の措置を講ずるものとする。

[事務所別基本額の設定の考え方]

各期別委託費（第1期から第3期） = 委託費 × 各期（上記3（4）（ア）に示す第1期から第3期）に係る月数／事業対象期間に係る月数

・滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

① 事務所別基本額（現年度） = 各期別委託費 × 2／3 × 現年度保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

② 事務所別基本額（過年度1年目） = 各期別委託費 × 2／3 × 過年度1年目保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

③ 事務所別基本額（過年度2年目） = 各期別委託費 × 2／3 × 過年度2年目保険料達成目標／（現年度保険料達成目標＋過年度1年目保険料達成目標＋過年度2年目保険料達成目標）

・滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

事務所別基本額（免除等勧奨） = 各期別委託費 × 1／3

なお、免除等承認件数の達成目標の各期達成状況は、第1期においては平成

25年3月末時点、第2期においては平成26年3月末時点、第3期においては平成26年9月末時点における、それぞれの実績値とする。

(i) 達成目標を超過した場合の増額

すべての達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.1%を事務所等別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

(ii) 達成目標に達しなかった場合の減額

(a) 最低水準に達している場合

各達成目標について、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.05%を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。

(b) 最低水準に達していない場合

各達成目標について、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.1%を各事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。また、減額する額は各期に支払われる委託費の50%を限度とする。

③ 口座振替等の獲得業務に係る成功報酬及び加算措置

滞納者に対して、口座振替等の勧奨を行った上で、翌々月の末日までに新規に口座振替等となった件数1件につき、2,000円(税込み)を成功報酬として支払うものとし、併せて12か月相当に換算した月数を現年度の納付月数に加算することとする。

④ 戸別訪問による電話番号整備に係る成功報酬

滞納者に対して戸別訪問を実施した結果、下記(6)(ア)による滞納者情報に電話番号情報が収録されていない者について、電話番号が判明した件数1件につき、100円(税込み)を支払うものとする。

(5) 事業実施体制

- ① 本事業を実施するため、民間事業者は、地域責任者、総括責任者及び従事人員について、必要な体制を整備すること。(地域責任者については、年金事務所との月例打合せを担当して各地域の事業実施を把握することとし、総括責任者については、受託業務全体の実施方針等を総括的に把握すること。なお、地域責任者は、同一県内の他の年金事務所を担当する地域責任者との兼務を可とする。)

※ 日本年金機構においては、民間事業者の各責任者への対応について、地域責任者の窓口は年金事務所国民年金課長(具体的な督励手法や滞納者情報等を管理)及びブロック本部適用・徴収(業務)支援部長(ブロック内の各年金事務所の事業進捗状況を横断的に管理)、総括責任者の窓口は機構本部国民年金部長(全体の事業進捗状況を管理)とする。

- ② 民間事業者は、納付督励等の業務を実施するに当たり、戸別訪問を担当する従事者を、各年金事務所ごとに定めた必須配置数(別紙1-2「年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧」参照)以上設置すること。

なお、上記必須配置数は、滞納者に対する納付督励及び免除等申請手続の勧奨等

業務の実施に最低限必要な人員として常勤職員に換算した員数で設定したものであり、民間事業者は、対象地区の地域特性を考慮して業務の適切な実施に必要なとなる十分な人員の配置に最大限取り組むものとする。

- ③ 事業の実施に当たり、設備、環境等はすべて民間事業者が用意するものとする。ただし、民間事業者に使用させることができる物品は下記6のとおりとする。

(6) 民間事業者に提供する情報等

(ア) 滞納者の情報

機構本部は、滞納者に係る情報を原則として毎週、磁気媒体により民間事業者に対して提供する。

提供する情報の範囲は、以下に示す①から③までのとおりとする。

- ① 被保険者の基本情報（被保険者の氏名、住所、生年月日など）
- ② 被保険者の国民年金に係る納付記録（過去25カ月間の保険料納付状況及び免除等承認状況）、加入記録など
- ③ 被保険者に対する督励の事蹟

注1 新規滞納者については、事象発生翌週又は翌々週に提供される情報に反映される。

注2 強制徴収対象者については、本事業の対象とならないため、提供される情報には含まれない。

併せて、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置及び金銭登録機により、事業に必要な範囲内で情報を提供する。

(イ) 保険料の免除等勧奨対象者の情報

機構本部は、滞納者が免除等勧奨対象者である場合は、その旨を付記して民間事業者に対して提供する。

(ウ) 年金事務所ごとの納付状況及び免除等承認状況

機構本部は、毎月1回、納付対象月数に対する納付月数及び保険料の免除等が承認された件数の情報を、年金事務所ごとに一覧表形式で民間事業者に対して提供する。

(エ) その他各種情報等

機構本部、ブロック本部及び年金事務所は、民間事業者が行う納付督励スケジュールに合わせて、下記のスケジュールや参考となる各種統計情報等について随時提供する。

- ・ 納付書発送スケジュール（機構本部が納付書を発送する日程及び対象者）
- ・ 催告状発送スケジュール（各年金事務所が催告状を発送する日程及び対象者）
- ・ 免除等申請書未提出者情報（免除等承認期限が経過する前にあらかじめ申請書を送付する対象者など、各年金事務所を選定した者）

(7) 日本年金機構と民間事業者との連携・協力

日本年金機構と民間事業者は、上記情報提供等を軸に、機構本部、ブロック本部及び年金事務所と民間事業者の連携を図るとともに、日本年金機構は、機構本部、ブロック本部及び年金事務所において民間事業者の事業実施状況の把握と分析を行い、必要に応じて助言、提案、指導を行うなど、双方が協力して国民年金保険料の納付状況の改善・向上に取り組む体制を構築するものとする。

4 受託者選定に関する事項

(1) 民間競争入札に参加する者に必要な参加資格

- (a) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- (ア) 法第15条において準用する第10条各号に該当する者。
 - (イ) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
 - (ウ) 日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年（日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
 - i 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - ii 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - iii 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - iv 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - v 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - vi 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (b) 次の資格を満たす者であること。
- (ア) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、入札実施区域における「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
 - (イ) 当該業務を確実に実施できる者であること。
 - (ウ) 役員、大株主等実質的に経営権を有する者及び従業員等が暴力団その他の反社会的勢力と取引をしているなどの関連がない者であること。
 - (エ) 過去3年以内に以下の各号のいずれかの事実該当していない者、又は該当する者であって、その状況が改善されていると認められる者であること（ただし、日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている期間中の者を除く）。
 - i 重大な法令違反を行った
 - ii 監督官庁から行政処分を受けた

- iii その他重大な不祥事を起こした
- (エ) 取締役会等の意思決定機関の構成員のうち、厚生労働省、旧社会保険庁及び日本年金機構の職員であった者が過半数（独立行政法人又は公益法人においては3分の1）を占めていない者であること。
- (オ) 日本年金機構から競争参加資格停止措置、又は国から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (カ) 個人情報適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者又はISO/IEC27001:2005 又はJISQ27001:2006 認証取得事業者であること。
- (キ) 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）又は船員保険の適用を受け、かつ、直近2年間について保険料の滞納がない者であること。厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者であること。
- (ク) 当該業務に、直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者を従事させることができる者であること。
- (ケ) 下記（3）（イ）について、別紙1-1に示す同一ブロック内に複数の対象地区がある場合、当該ブロック内において一つの地区を除く他のすべての地区を落札していないこと。
- (コ) ジョイント・ベンチャー（共同企業体）の入札について
- ① 単独で本業務の内容のすべてが担えない場合には、適正に業務を遂行できるジョイント・ベンチャー（共同企業体）で参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までジョイント・ベンチャー（共同企業体）を結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。なお、同一の対象地区において、代表企業及びグループ企業が他のジョイント・ベンチャー（共同企業体）に参加、又は単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、ジョイント・ベンチャー（共同企業体）結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。
 - ② 代表企業及びグループ企業すべてが上記（a）及び（b）の条件を満たすこと。

（2）民間競争入札に参加する者の募集

（ア）入札実施手続

① 入札の単位

入札は、別紙1-1「対象地区及び対象年金事務所一覧」に示す9ブロックについて、23の「対象地区」を入札単位とする。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）及び上記（1）の入札参加資格に関する書類を提出するものとする。

<入札書の内容>

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、上記3（2）に示す契約（事業対象）期間において、対象地区内の各年金事務所の各期ごとの達成目標を達成するために企画提案した施策の実施に必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備するものとし、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとし、これを記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。）

併せて、経費の積算内訳書を添付すること。

<企画提案書の内容>

入札参加者が提出する企画提案書には、上記3（4）（ア）に示す各期における本事業の対象地区内の各年金事務所の達成目標を達成するための企画提案の内容として、次の事項について記載すること。（詳細については、別紙3「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。）

（i）基本的考え方

（ii）実施体制

a 組織体制

b 運営管理

（iii）入札参加者の業務経験

（iv）滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務（免除等申請手続勧奨）業務

a 実施する施策の内容及び実施体制（人員体制等）

b 事業スケジュール

c 事業（達成）目標

（v）被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務
納付受託業務の実施内容

<企画提案書の添付資料の内容>

企画提案書の添付資料は、次のとおりとする。

（i）企画提案書内容整理表

（注）企画提案書に記載された内容の要約版を作成すること。

（ii）実施体制（組織体制、再委託等）に関する概念図

（iii）民間事業者の概要に関する資料

a 民間事業者の概要に関する資料

b 過去に本事業における各施策の全部又は一部に有効であると考えられる業務に携わったことがある場合は、その業務内容及び期間

（イ）民間競争入札に係るスケジュール（予定）

① 入札公告 平成24年5月上旬頃

② 入札説明会 平成24年5月下旬頃

③ 入札説明会後の質問期限 平成24年6月上旬頃

※ 質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なもの

を除き公表する。

- | | |
|--|------------|
| ④ 企画提案書提出期限 | 平成24年6月中旬頃 |
| ⑤ 評価委員会（企画提案書の評価）及び
入札参加者によるプレゼンテーション | 平成24年6月下旬頃 |
| ⑥ 入札書提出期限 | 平成24年6月下旬頃 |
| ⑦ 開札 | 平成24年6月下旬頃 |
| ⑧ 契約の締結 | 平成24年7月上旬頃 |

(3) 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定

国民年金保険料の収納事業を実施する者（以下この項において「落札者」という。）の決定は、総合評価の方式をもって競争入札により落札者を決定する。

(ア) 評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、達成目標の実現に向けた方針及び具体的な提案等が本事業の目的に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、手法及び実施数に関し、より具体的であり効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

評価は、機構本部に機構役職員と学識経験者などの外部委員で構成する評価委員会を設置し、決定するものとする。

企画提案書の評価基準は、別紙3「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。

(イ) 落札者の決定

- ① (1)の入札参加資格を満たした入札参加者について、上記(ア)の評価方法において必須とされた項目の要件を満たした提案に対し、予定価格の制限の範囲内である者のうち、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高1200点。以下「技術評価点」という。）と、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じ、400を乗じて得た数値（以下「価格評価点」という。）の合計点数（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者として決定する。

※ 計算式

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(1200点満点) (400点満点)

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて調査し、その結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを

引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。
- ④ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、これによっても落札者となるべき者が決定しない場合には、必要に応じ入札条件の見直しを行った上で、再度の公告と入札を行うものとする。

5 従来の実施状況に関する情報の開示

上記3（2）に示す契約（事業対象）期間に係る本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に必要な事項は、別紙4のとおりである。

6 民間事業者に使用させることができる物品

- （1）民間事業者が、本事業を行うために滞納者の納付状況を確認する場合及び滞納者の個人情報を持行する場合には、民間事業者の要請に基づき、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置及び金銭登録機を無償で貸与できるものとする。
- （2）民間事業者が、上記（1）の物品の貸与を受ける場合にあつては、「物品貸与申出書」を作成し、日本年金機構の承認を得なければならない。
- （3）民間事業者は、上記（2）により使用を認められた物品については、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。
- （4）民間事業者は、貸与された物品について、民間事業者の責めに帰すべき事由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。
- （5）上記（2）により使用を認められた物品については、契約期間の満了、契約の解除及び貸与の必要がなくなった場合等において、「物品返却通知書」を作成し、速やかに日本年金機構に返却しなければならない。

7 民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例

- （1）民間事業者が滞納者に対して実施する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条の規定は適用しない。

- (2) 本事業を実施する民間事業者は、国民年金法第92条の3第1項第2号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第3項から第5項まで並びに同法第92条の4及び第92条の5の規定を適用する。

8 民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等
--

(1) 報告事項等

(ア) 事故報告

民間事業者は、本事業の実施において、事故が発生したときは、速やかに日本年金機構に報告しなければならない。

また、事業実施に関して、個人情報や機密情報等の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を日本年金機構に報告しなければならない。

(イ) 調査

① 日本年金機構は、法第26条の規定に基づき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本事業の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所及び実施施設に立ち入り、本事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする日本年金機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

② 日本年金機構は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、本事業の実施状況を公表することができる。

③ 上記①に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、法第55条及び第56条の規定により罰則が適用される。

(ウ) 品質保持

日本年金機構は、委託業務の品質を保持するため、民間事業者に対して滞納者を実施した納付督促（免除等申請手続の勧奨業務を含む。）の実施内容について、その事蹟の提出を求めることができる。なお、民間事業者は、日本年金機構から求めがあった場合は、これに応じなければならない。

なお、日本年金機構は、更なる確認等が必要と認められる場合は、上記（イ）の調査を行うものとする。

(エ) 指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合及び企画提案書に基づく督励実施計画の実施状況等について、民間事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、日本年金機構からの指示は、国民年金部長から契約受託者に対し、また、ブロック本部適用・徴収（業務）支援部長から地域責任者に対し行うものとする。

（２）秘密の保持等

（ア）個人情報の取扱い等

- ① 民間事業者は、日本年金機構から提供された滞納者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。
また、当該個人情報については、本事業以外の目的のために使用してはならない。
- ② 民間事業者は、滞納者の個人情報を携行する場合には、日本年金機構が貸与する金銭登録機を使用するか、又はパスワード等によるセキュリティが確保された情報端末を利用することとし、紙媒体等による個人情報を携行してはならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施期間中に作成した個人情報の複写複製物等について、委託期間終了後速やかに、当該個人情報の復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄等を行わなければならない。

（イ）秘密の保持

民間事業者において、本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条の規定により罰則が適用される。

（３）法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

（ア）禁止行為等

民間事業者において、本事業に従事する者は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

- ① 人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。また、滞納者の同意なしに、21時から8時までの間は電話や訪問等の督励行為を実施してはならない。
- ② 偽りその他不正の手段を用いる行為をしてはならない。
- ③ 滞納者以外の者に対して、滞納者の保険料の納付督励（免除等申請手続の勧奨を含む。）をしてはならない。
- ④ 滞納者に対して、貸金業者等から金銭の借入れ等による資金調達の要求を行う行為をしてはならない。
- ⑤ 本事業以外の業務に使用するために滞納者の個人情報を収集又は使用する

行為をしてはならない。

- ⑥ 滞納者に対して、本事業の内容を構成しない商品その他のサービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。
- ⑦ 滞納者から金品、手数料若しくは報酬を徴収又は滞納者に対して金品等を与えることをしてはならない。
- ⑧ 滞納者に対して、本事業以外の他の事業活動を行ってはならない。

(イ) 従事者及び納付受託領収印の報告等

民間事業者は、本事業に従事する者について、あらかじめ氏名、住所及び国民年金の未加入及び保険料の滞納期間がないことを証する書類等を徴して日本年金機構に報告し、日本年金機構の確認を得た上で業務に従事させるものとする。また、上記3(1)(ウ)の業務を行う際に使用する保険料の納付受託領収印について、あらかじめ使用する従事者ごとに日本年金機構に報告するものとする。

(ウ) 身分を示す証明書の提示

民間事業者は、本事業に従事する者が、戸別訪問や納付相談会等、面接の方法により滞納者に対して保険料の納付督促（免除等申請手続の勧奨を含む。）を行うに当たっては、日本年金機構理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(エ) 委託事業の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。なお、民間事業者が本事業を開始する際、日本年金機構は、上記3(6)(ア)及び(イ)の滞納者等の情報及び(エ)のスケジュール等を事業開始日前に提供することとする。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ日本年金機構の承認を受けなければならない。
- ③ 日本年金機構及び民間事業者は、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本事業の中止、停止又は一部停止する必要があると認められる場合は、協議することができる。

(オ) 帳簿の作成及び保存

民間事業者は、本事業に係る会計に関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(カ) 権利の譲渡等

- ① 民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ日

日本年金機構の承認を受けなければならない。

(キ) 再委託

- ① 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ企画提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について記載するものとする。
- ③ 民間事業者は、委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う必要がある場合には、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、日本年金機構の承認を得るものとする。
- ④ 民間事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には、民間事業者が日本年金機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記（２）及び（３）に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 上記②から④に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(ク) 委託内容の変更

日本年金機構及び民間事業者は、本事業の更なる質の向上を図る必要があること、その他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を受けなければならない。（ただし、上記３（４）（ア）による被保険者数の減少に基づく達成目標及び最低水準の設定の見直しを除く。）

(ケ) 督励実施計画の変更

民間事業者は、第２期以降の上記３（１）（エ）④について、本事業の実施状況や達成目標の実績等を踏まえ、より効果的な督励手法や実施件数等について、日本年金機構の承認を得て変更することができるものとする。

(コ) 契約の解除

日本年金機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、法第２０条第１項の契約を解除することができる。

- ① 法第２２条第１項第１号イからチ又は同項第２号のいずれかに該当するとき
- ② 法第３３条第９項第１号から第４号及び第５号イからハのいずれかに該当するとき

- ③ 暴力団員の業務を統括する者又は従業員としていたことが明らかになったとき
- ④ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- ⑤ 上記（ア）に定める禁止行為を行ったとき
- ⑥ 上記（ウ）に定める身分を示す証明書の提示に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき
- ⑦ 上記（オ）に定める帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき
- ⑧ 国民年金法第92条の4第2項又は第92条の5第2項の規定による納付受託業務に係る報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ⑨ 国民年金法第92条の5第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
- ⑩ 国民年金法第92条の5第3項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
- ⑪ 上記8（1）（ウ）に定める指示に対し、一定期間において最低水準を下回る場合及び正当な理由なく指示に従わない場合等、業務の改善が見られない場合等に、当該契約の事業全体の状況を考慮した上で必要と判断されたとき

（サ）委託契約解除時の取扱い

上記（コ）に該当し、契約を解除した場合の取扱いは下記によることとする。

- ① 日本年金機構は民間事業者に対し、当該解除の日までの期間にかかる委託費を支給する。
- ② この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として日本年金機構の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 日本年金機構は民間事業者が上記②の金額を日本年金機構の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ④ 日本年金機構は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

9 民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項

民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、本事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、

- ① 日本年金機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、日本年金機構は民間事

業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在する場合は、日本年金機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

- ② 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在するときは、民間事業者は日本年金機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができることとする。

10 事業に係る評価に関する事項

(1) 事業の実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本事業の実施状況については、各期終了時点における状況を委託者が調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

民間事業者がそれぞれ実施した国民年金保険料の収納事業の実施状況について調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- (ア) 国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数
- (イ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の実施件数
- (ウ) 全滞納者への督促の実施状況
- (エ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の効果
- (オ) 事業の運営に要した費用

(4) 比較

上記(3)の調査項目について、民間事業者に本事業を委託する以前の年金事務所又は民間事業者と比較を行うこととする。なお、比較方法については、被保険者数の増減等各地域の差にも配慮しつつ、検討を行う。

11 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

民間事業者の事業実施状況については、上記8(1)(ア)の報告等を踏まえ、3(4)(ア)の各期ごとに取りまとめて、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）へ報告するとともに、公表することとする。

また、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、年度ごとに監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入

検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

(ア) 本事業の契約に係る監督は、国民年金部長が自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(イ) 本事業の実施状況に係る監督は、上記8(1)(イ)①により行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

(ア) 本事業に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、同院から直接又は日本年金機構を通じて資料・報告等の提出を求められ、質問を受けることがある。

(別紙1-1)対象地区等一覧

ブロック	項番	対象地区名	都道府県名	対象	合計	滞納者数 (H22末時点)
				年金事務所数		
北海道	1	北海道地区	北海道	16事務所	16事務所	416,566人
東北	2	東北①地区	青森	4事務所	13事務所	274,397人
			岩手	5事務所		
			秋田	4事務所		
東北	3	東北②地区	宮城	6事務所	17事務所	428,244人
			山形	5事務所		
			福島	6事務所		
北関東信越	4	北関東信越①地区	茨城	5事務所	10事務所	418,321人
			栃木	5事務所		
	5	北関東信越②地区	埼玉	8事務所	8事務所	591,399人
	6	北関東信越③地区	群馬	5事務所	20事務所	399,795人
新潟			8事務所			
南関東	7	南関東①地区	千葉	7事務所	7事務所	490,436人
			東京(東部)	23事務所		
	9	南関東③地区	東京(西部)	5事務所	8事務所	396,609人
			山梨	3事務所		
10	南関東④地区	神奈川	13事務所	13事務所	675,583人	
中部	11	中部①地区	富山	4事務所	19事務所	358,374人
			石川	4事務所		
			岐阜	6事務所		
			三重	5事務所		
12	中部②地区	静岡	9事務所	9事務所	254,703人	
13	中部③地区	愛知	16事務所	16事務所	494,837人	
近畿	14	近畿①地区	福井	3事務所	15事務所	393,819人
			滋賀	3事務所		
			京都	6事務所		
			奈良	3事務所		
	15	近畿②地区	大阪(北部)	12事務所	12事務所	409,764人
	16	近畿③地区	大阪(南部)	9事務所	12事務所	425,940人
和歌山			3事務所			
17	近畿④地区	兵庫	10事務所	10事務所	383,738人	
中国	18	中国①地区	鳥取	3事務所	12事務所	182,627人
			島根	3事務所		
			岡山	6事務所		
19	中国②地区	広島	8事務所	14事務所	250,084人	
		山口	6事務所			
四国	20	四国地区	徳島	3事務所	15事務所	236,125人
			香川	3事務所		
			愛媛	5事務所		
			高知	4事務所		
九州	21	九州①地区	福岡	11事務所	18事務所	547,857人
			佐賀	3事務所		
			長崎	4事務所		
	22	九州②地区	熊本	5事務所	19事務所	419,698人
			大分	4事務所		
			宮崎	4事務所		
			鹿児島	6事務所		
23	九州③地区	沖縄	6事務所	6事務所	181,160人	

(別紙1-2)年金事務所別対象区域・訪問従事者必須配置数等一覧

1. 北海道地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
北海道	北海道	札幌東	札幌市のうち東区、白石区、豊平区	62,403人	83,457km ²	6	5名
		札幌西	札幌市のうち中央区、南区	32,653人			3名
		函館	函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二世郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡	40,906人			3名
		旭川	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 上川郡(帯広年金事務所管内の地域を除く。) 空知郡(岩見沢及び砂川 年金事務所管内の地域を除く。) 勇払郡のうち占冠村 中川郡(帯広年金事務所管内の地域を除く。)	36,138人			3名
		釧路	釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡	28,517人			2名
		岩見沢	岩見沢市 夕張市 美唄市 三笠市 空知郡のうち南幌町 夕張郡 樺戸郡のうち月形町	10,258人			1名
		室蘭	室蘭市 登別市 伊達市 虻田郡のうち豊浦町及び洞爺湖町 有珠郡	11,463人			1名
		小樽	小樽市 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡(室蘭年金事務所管内の地域を除く。) 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古 平郡 余市郡	15,116人			2名
		北見	北見市 網走市 紋別市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡	22,308人			2名
		帯広	帯広市 河東郡 上川郡のうち新得町及び清水町 河西郡 広尾郡 中川郡のうち幕別町、池田町、豊頃町及 び本別町 足寄郡 十勝郡	23,468人			2名
		砂川	砂川市 芦別市 赤平市 滝川市 歌志内市 深川市 空知郡のうち奈井江町及び上砂川町 樺戸郡(岩見沢 年金事務所管内の地域を除く。) 雨竜郡	7,626人			1名
		稚内	稚内市 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡	4,793人			1名
		留萌	留萌市 増毛郡 留萌郡 苫前郡	2,538人			1名
		苫小牧	苫小牧市 白老郡 勇払郡(旭川年金事務所管内の地域を除く。) 沙流郡 新冠郡 浦河郡 樺似郡 幌泉郡 日高郡	22,977人			2名
		札幌北	札幌市のうち北区、西区、手稲区 石狩市 石狩郡	56,826人			4名
新さっぽろ	札幌市のうち厚別区、清田区 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市	38,576人	3名				
1県			416,566人	83,457km ²	6	36人	

2. 東北①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
東北	青森	青森	青森市 東津軽郡 上北郡のうち野辺地町、七戸町及び東北町	27,743人	9,645km ²	0	2名
		八戸	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡のうち六戸町及びおいらせ町 三戸郡	38,562人			3名
		弘前	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡	44,100人			3名
		むつ	むつ市 上北郡のうち横浜町及び六ヶ所村 下北郡	9,156人			1名
	岩手	盛岡	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	31,567人	15,279km ²	0	3名
		一関	一関市 大船渡市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡	23,087人			2名
		宮古	宮古市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡	11,774人			1名
		二戸	二戸市 久慈市 九戸郡 二戸郡	9,778人			1名
		花巻	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	14,884人			1名
	秋田	秋田	秋田市 男鹿市 湯上市 山本郡のうち三種町 南秋田郡	26,968人	11,636km ²	0	2名
		鷹巣	北秋田市 能代市 大館市 鹿角市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡(秋田年金事務所管内の地域を除く。)	12,670人			1名
		大曲	大仙市 横手市 湯沢市 仙北市 仙北郡 雄勝郡	18,347人			2名
		本荘	由利本荘市 にかほ市	5,761人			1名
3県			274,397人	36,560km ²	0	23人	

3. 東北③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
東北	宮城	仙台南	仙台市のうち若林区、太白区 名取市 岩沼市 亶理郡	42,076人	6,892km ²	9	3名
		仙台北	仙台市のうち青葉区、泉区 黒川郡	46,499人			4名
		石巻	石巻市 気仙沼市 東松島市 牡鹿郡 本吉郡	30,392人			3名
		古川	大崎市 登米市 栗原市 加美郡 遠田郡	33,159人			3名
		仙台東	仙台市のうち宮城野区 塩竈市 多賀城市 宮城郡	33,064人			3名
		大河原	白石市 角田市 刈田郡 柴田郡 伊具郡	13,962人			1名
	山形	山形	山形市 上山市 天童市 東村山郡	23,213人	6,652km ²	1	2名
		鶴岡	鶴岡市 酒田市 東田川郡 飽海郡	16,766人			2名
		米沢	米沢市 長井市 南陽市 東置賜郡 西置賜郡	13,764人			1名
		新庄	新庄市 尾花沢市 北村山郡 最上郡	8,180人			1名
		寒河江	寒河江市 村山市 東根市 西村山郡	8,281人			1名
	福島	東北福島	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	33,893人	13,783km ²	0	3名
		平	いわき市 双葉郡	34,116人			3名
		郡山	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	47,770人			4名
		会津若松	会津若松市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	21,605人			2名
		相馬	相馬市 南相馬市 相馬郡	10,769人			1名
		白河	白河市 西白河郡 東白川郡	10,735人			1名
	3県			428,244人	27,327km ²	10	38人

4. 北関東信越①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
北関東・信越	茨城	水戸南	笠間市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市 小美玉市 東茨城郡	51,664人	6,096km ²	0	4名
		土浦	土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市 かすみがうら市 つくばみらい市 稲敷郡 北相馬郡	75,723人			6名
		日立	日立市 高萩市 北茨城市	18,009人			2名
		下館	筑西市 古河市 結城市 下妻市 坂東市 桜川市 常総市 結城郡 猿島郡	57,277人			4名
		水戸北	水戸市 常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 那珂郡 久慈郡	48,849人			4名
	栃木	宇都宮西	宇都宮市 鹿沼市 河内郡	51,424人	6,408km ²	0	4名
		栃木	栃木市 足利市 佐野市 小山市 下野市 下都賀郡	59,928人			4名
		大田原	大田原市 矢板市 那須塩原市 那須郡(宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。)	23,827人			2名
		今市	日光市 塩谷郡(宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。)	8,603人			1名
		宇都宮東	真岡市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡 塩谷郡のうち高根沢町 那須郡のうち那珂川町	23,017人			2名
	2県			418,321人	12,504km ²	0	33人

5. 北関東信越②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
北関東・信越	埼玉	浦和	さいたま市のうち桜区、浦和区、南区、緑区 川口市 蕨市 戸田市	116,963人	3,768km ²	0	8名
		熊谷	熊谷市 行田市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 児玉郡 大里郡	59,323人			4名
		川越	川越市 東松山市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 ふじみ野市 入間郡(所沢年金事務所管内の地域を除く。) 比企郡	116,399人			8名
		大宮	さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、中央区 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 北足立郡	78,255人			6名
		春日部	春日部市 さいたま市のうち岩槻区 久喜市 蓮田市 幸手市 南埼玉郡 北葛飾郡	61,616人			5名
		秩父	秩父市 秩父郡	7,199人			1名
		所沢	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市 入間郡のうち三芳町	67,163人			5名
		越谷	越谷市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市	84,481人			6名
1県			591,399人	3,768km ²	0	43人	

6. 北関東信越③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
北関東・信越	群馬	前橋	前橋市 伊勢崎市 佐波郡	46,107人	6,392km ²	0	4名
		桐生	桐生市 みどり市	13,184人			1名
		高崎	高崎市 藤岡市 富岡市 安中市 多野郡 甘楽郡	40,167人			3名
		渋川	渋川市 沼田市 北群馬郡 吾妻郡 利根郡	20,275人			2名
		太田	太田市 館林市 邑楽郡	29,425人			2名
	新潟	新潟西	新潟市のうち中央区、西区、西蒲区 佐渡市	27,342人	10,364km ²	2	2名
		長岡	長岡市 小千谷市 魚沼市 三島郡	18,116人			2名
		上越	上越市 糸魚川市 妙高市	12,568人			1名
		三条	三条市 加茂市 見附市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡	12,532人			1名
		新発田	新発田市 村上市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 岩船郡	15,386人			2名
		柏崎	柏崎市 刈羽郡	3,717人			1名
		新潟東	新潟市のうち北区、東区、江南区、秋葉区、南区 五泉市 東蒲原郡	28,232人			2名
		六日町	南魚沼市 十日町市 南魚沼郡 中魚沼郡	8,243人			1名
	長野	長野南	長野市 千曲市 埴科郡 上水内郡(長野北年金事務所管内の地域を除く。)	24,324人	13,105km ²	0	2名
		岡谷	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡	10,938人			1名
		飯田	飯田市 下伊那郡	8,865人			1名
		松本	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡	32,415人			3名
		小諸	小諸市 上田市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡	27,862人			2名
		伊那	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡	10,025人			1名
		長野北	須坂市 中野市 飯山市 上高井郡 下高井郡 上水内郡のうち信濃町及び飯綱町 下水内郡	10,072人			1名
3県			399,795人	29,861km ²	2	35人	

7. 南関東①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
南関東	千葉	千葉	千葉市のうち中央区、若葉区、緑区 茂原市 東金市 勝浦市 山武市 いすみ市 山武郡 長生郡 夷隅郡	84,440人	5,082km ²	0	6名
		船橋	船橋市 八千代市 印西市 白井市 印旛郡(幕張年金事務所管内の地域を除く。)	67,968人			5名
		木更津	木更津市 館山市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 安房郡	64,585人			5名
		佐原	香取市 銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取郡	39,961人			3名
		松戸	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市	98,829人			7名
		幕張	千葉市のうち花見川区、稲毛区、美浜区 佐倉市 習志野市 四街道市 八街市 富里市 印旛郡のうち酒々井町	80,030人			6名
		市川	市川市 鎌ヶ谷市 浦安市	54,623人			4名
1県			490,436人	5,082km ²	0	36人	

8. 南関東②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
南関東	東京	千代田	千代田区	4,066人	617km ²	9	1名
		中央	中央区	11,006人			1名
		港	港区 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内 小笠原支庁管内	24,289人			2名
		上野	台東区	19,397人			2名
		文京	文京区	16,105人			2名
		足立	足立区	66,048人			5名
		江東	江東区	37,143人			3名
		江戸川	江戸川区	69,642人			5名
		墨田	墨田区	23,964人			2名
		葛飾	葛飾区	38,272人			3名
		板橋	板橋区	57,240人			4名
		池袋	豊島区	30,935人			3名
		新宿	新宿区	37,658人			3名
		杉並	杉並区	58,139人			4名
		渋谷	渋谷区	25,195人			2名
		世田谷	世田谷区	82,813人			6名
		品川	品川区	30,023人			3名
		大田	大田区	54,608人			4名
		練馬	練馬区	59,561人			4名
		目黒	目黒区	25,750人			2名
荒川	荒川区	21,077人	2名				
北	北区	29,402人	2名				
中野	中野区	37,565人	3名				
1県			859,898人	617km ²	9	68人	

9. 南関東③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
南関東	東京	立川	立川市 昭島市 小金井市 日野市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市	72,770人	1,487km ²	0	5名
		武蔵野	武蔵野市 三鷹市 小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市	84,696人			6名
		青梅	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 西多摩郡	34,747人			3名
		八王子	八王子市 町田市	83,398人			6名
		府中	府中市 調布市 狛江市 多摩市 稲城市	61,491人			5名
	山梨	甲府	甲府市 山梨市 笛吹市 甲州市	23,221人	4,201km ²	0	2名
		大月	大月市 富士吉田市 都留市 上野原市 南都留郡 北都留郡	14,321人			1名
		竜王	甲斐市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 中央市 西八代郡 南巨摩郡 中巨摩郡	21,965人			2名
	2県			396,609人	5,688km ²	0	30人

10. 南関東④地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
南関東	神奈川	鶴見	横浜市のうち鶴見区、神奈川区	38,740人	2,416km ²	0	3名
		横浜中	横浜市のうち西区、中区	19,886人			2名
		横浜南	横浜市のうち南区、磯子区、金沢区、港南区	54,616人			4名
		港北	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区	64,536人			5名
		横浜西	横浜市のうち保土ヶ谷区、戸塚区、旭区、瀬谷区、栄区、泉区	74,583人			5名
		川崎	川崎市のうち川崎区、幸区	37,558人			3名
		平塚	平塚市 秦野市 伊勢原市 中郡	43,706人			3名
		相模原	相模原市 大和市	77,931人			6名
		小田原	小田原市 南足柄市 足柄上郡 足柄下郡	25,073人			2名
		横須賀	横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡	43,344人			3名
		高津	川崎市のうち中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区	90,059人			7名
		厚木	厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛甲郡	50,014人			4名
		藤沢	藤沢市 鎌倉市 茅ヶ崎市 高座郡	55,537人			4名
		1県					675,583人

11. 中部①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
中部	富山	富山	富山市	23,268人	2,046km ²	0	2名
		高岡	高岡市 水見市 射水市	17,864人			2名
		魚津	魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡	9,398人			1名
		砺波	砺波市 小矢部市 南砺市	5,409人			1名
	石川	金沢北	金沢市 かほく市 河北郡	32,107人	4,186km ²	1	3名
		七尾	七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋市 羽咋郡 鹿島郡 鳳珠郡	9,150人			1名
		小松	小松市 加賀市 能美市 能美郡	13,307人			1名
		金沢南	白山市 野々市市	8,391人			1名
	岐阜	岐阜南	羽島市 各務原市 羽島郡	17,841人	9,768km ²	0	2名
		多治見	多治見市 中津川市 瑞浪市 惠那市 土岐市	19,050人			2名
		大垣	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡	23,138人			2名
		高山	高山市 飛騨市 下呂市 大野郡	7,180人			1名
		美濃加茂	美濃加茂市 関市 美濃市 可児市 郡上市 加茂郡 可児郡	22,526人			2名
		岐阜北	岐阜市 山県市 瑞穂市 本巣市 本巣郡	37,477人			3名
	三重	津	津市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市	43,396人	5,762km ²	6	3名
		四日市	四日市市 桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡	35,031人			3名
		松阪	松阪市 多気郡	13,037人			1名
		尾鷲	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡	5,264人			1名
		伊勢	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	15,540人			2名
	4県			358,374人	21,762km ²	7	34人

12. 中部②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
中部	静岡	静岡	静岡市のうち葵区、駿河区	32,797人	7,255km ²	1	3名
		浜松東	浜松市のうち東区、南区、浜北区、天竜区 磐田市	32,202人			3名
		浜松西	浜松市のうち中区、西区、北区 湖西市	32,900人			3名
		沼津	沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡	33,124人			3名
		島田	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡	27,133人			2名
		富士	富士市 富士宮市	27,804人			2名
		清水	静岡市のうち清水区	15,665人			2名
		三島	三島市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 田方郡	34,057人			3名
		掛川	掛川市 袋井市 御前崎市 菊川市 周智郡	19,021人			2名
1県			254,703人			23人	

13. 中部③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
中部	愛知	大曾根	名古屋市のうち千種区、東区、守山区、名東区	39,697人	5,116km ²	3	3名
		鶴舞	名古屋市のうち中区	10,403人			1名
		笠寺	名古屋市のうち瑞穂区、南区、緑区、豊明市	36,370人			3名
		中村	名古屋市のうち中村区 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	35,960人			3名
		熱田	名古屋市のうち熱田区、中川区、港区	37,431人			3名
		昭和	名古屋市のうち昭和区、天白区 日進市 愛知郡	24,299人			2名
		名古屋北	名古屋市のうち北区 春日井市 小牧市	47,421人			4名
		名古屋西	名古屋市のうち西区 清須市 北名古屋市 西春日井郡	24,122人			2名
		豊橋	豊橋市 蒲郡市 田原市	33,009人			3名
		一宮	一宮市 犬山市 江南市 稲沢市 岩倉市 丹羽郡	51,446人			4名
		岡崎	岡崎市 額田郡	25,655人			2名
		半田	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 知多郡	37,035人			3名
		刈谷	刈谷市 碧南市 安城市 西尾市 知立市 高浜市	39,205人			3名
		瀬戸	瀬戸市 尾張旭市 長久手市	15,813人			2名
		豊田	豊田市 みよし市	24,869人			2名
		豊川	豊川市 新城市 北設楽郡	12,102人			1名
	1県			494,837人	5,116km ²	3	41人

14. 近畿①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
近畿	福井	福井	福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 吉田郡	25,951人	4,190km ²	0	2名
		敦賀	敦賀市 小浜市 三方郡 大飯郡 三方上中郡	7,487人			1名
		武生	越前市 鯖江市 今立郡 南条郡 丹生郡	9,534人			1名
	滋賀	大津	大津市 高島市	24,170人	3,767km ²	0	2名
		彦根	彦根市 長浜市 東近江市 米原市 愛知郡 犬上郡	25,027人			2名
		草津	草津市 近江八幡市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 蒲生郡	32,764人			3名
	京都	上京	京都市のうち北区、上京区、左京区	22,783人	4,613km ²	0	2名
		中京	京都市のうち中京区、東山区、山科区	20,970人			2名
		下京	京都市のうち下京区、南区	13,605人			1名
		京都南	京都市のうち伏見区 宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久世郡 綴喜郡 相楽郡	58,860人			4名
		京都西	京都市のうち右京区、西京区 亀岡市 向日市 長岡京市 南丹市 乙訓郡 船井郡	43,745人			3名
		舞鶴	舞鶴市 福知山市 綾部市 宮津市 京丹後市 与謝郡	17,311人			2名
	奈良	奈良	奈良市 大和郡山市 生駒市 生駒郡	40,395人	3,691km ²	0	3名
		大和高田	大和高田市 五條市 御所市 香芝市 葛城市 北葛城郡 吉野郡(桜井年金事務所管内の地域を除く。)	26,939人			2名
		桜井	桜井市 天理市 橿原市 宇陀市 山辺郡 磯城郡 宇陀郡 高市郡 吉野郡のうち東吉野村	24,278人			2名
		4県			393,819人	16,261km ²	0

15. 近畿②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
近畿	大阪	大手前	大阪市のうち都島区、中央区	23,499人	811km ²	0	2名
		堀江	大阪市のうち西区、大正区	18,703人			2名
		市岡	大阪市のうち此花区、港区	16,650人			2名
		天満	大阪市のうち北区	13,143人			1名
		淀川	大阪市のうち東淀川区、淀川区	40,128人			3名
		今里	大阪市のうち東成区、生野区	26,636人			2名
		福島	大阪市のうち福島区、西淀川区	16,419人			2名
		城東	大阪市のうち旭区、城東区、鶴見区	35,472人			3名
		枚方	枚方市 寝屋川市 四條畷市 交野市	62,600人			5名
		豊中	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡	47,296人			4名
		吹田	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡	68,984人			5名
		守口	守口市 大東市 門真市	40,234人			3名
1県			409,764人	811km ²	0	34人	

16. 近畿③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
近畿	大阪	天王寺	大阪市のうち天王寺区、阿倍野区 富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡	64,298人	1,088km ²	0	5名
		難波	大阪市のうち浪速区	11,421人			1名
		玉出	大阪市のうち住吉区、西成区、住之江区	43,091人			3名
		八尾	八尾市 柏原市	27,436人			2名
		平野	大阪市のうち東住吉区、平野区	34,813人			3名
		貝塚	貝塚市 岸和田市 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡	42,884人			3名
		堺東	堺市	65,962人			5名
		東大阪	東大阪市	47,901人			4名
		堺西	泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	26,055人			2名
	和歌山	和歌山東	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 伊都郡	35,148人	4,726km ²	0	3名
		田辺	田辺市 御坊市 新宮市 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡	19,310人			2名
		和歌山西	海南市 有田市 海草郡 有田郡	7,621人			1名
2県			425,940人	5,814km ²	0	34人	

17. 近畿④地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
近畿	兵庫	三宮	神戸市のうち中央区	13,500人	8,396km ²	6	1名
		須磨	神戸市のうち長田区、須磨区、垂水区、西区	49,509人			4名
		東灘	神戸市のうち東灘区、灘区	22,798人			2名
		兵庫	神戸市のうち兵庫区、北区	24,925人			2名
		尼崎	尼崎市 伊丹市 川西市 川辺郡	68,700人			5名
		姫路	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	57,472人			4名
		明石	明石市 洲本市 三木市 小野市 南あわじ市 淡路市 加東市	37,500人			3名
		豊岡	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	11,191人			1名
		西宮	西宮市 芦屋市 宝塚市 三田市 篠山市 丹波市	64,249人			5名
		加古川	加古川市 西脇市 高砂市 加西市 多可郡 加古郡	33,894人			3名
1県			383,738人	8,396km ²	6	30人	

18. 中国①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
中国	鳥取	鳥取	鳥取市 岩美郡 八頭郡	14,827人	3,507km ²	0	1名
		米子	米子市 境港市 西伯郡 日野郡	15,634人			2名
		倉吉	倉吉市 東伯郡	6,425人			1名
	島根	松江	松江市 安来市 雲南市 八束郡 仁多郡 隠岐郡	15,276人	6,708km ²	4	2名
		浜田	浜田市 益田市 江津市 邑智郡 鹿足郡	6,829人			1名
		出雲	出雲市 大田市 飯石郡	9,499人			1名
	岡山	岡山西	岡山市 玉野市	48,907人	7,010km ²	15	4名
		倉敷東	倉敷市 総社市 都窪郡	34,786人			3名
		津山	津山市 真庭市 美作市 真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡	12,983人			1名
		高梁	高梁市 新見市 加賀郡	3,375人			1名
岡山東		備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気郡	6,632人	1名			
倉敷西	笠岡市 井原市 浅口市 浅口郡 小田郡	7,454人	1名				
3県			182,627人	17,225km ²	19	19人	

19. 中国②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
中国	広島	広島東	広島市のうち中区、安佐南区、安佐北区	38,973人	8,480km ²	12	3名
		広島西	広島市のうち西区、佐伯区 大竹市 廿日市市 山県郡	31,919人			3名
		福山	福山市	29,532人			2名
		呉	呉市 竹原市 東広島市	22,283人			2名
		三原	三原市 尾道市 豊田郡 世羅郡	13,704人			1名
		三次	三次市 庄原市 安芸高田市	5,660人			1名
		広島南	広島市のうち東区、南区、安芸区 江田島市 安芸郡	29,470人			2名
		備後府中	府中市 神石郡	2,188人			1名
	山口	山口	山口市 防府市	15,790人	6,114km ²	21	2名
		下関	下関市	16,957人			2名
		徳山	下松市 光市 周南市 熊毛郡	14,546人			1名
		宇部	宇部市 美祢市 山陽小野田市	14,268人			1名
		岩国	岩国市 柳井市 大島郡 玖珂郡	10,543人			1名
萩		萩市 長門市 阿武郡	4,251人	1名			
2県			250,084人	14,594km ²	33	23人	

20. 四国地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
四国	徳島	徳島北	徳島市 鳴門市 吉野川市 阿波市 名西郡 板野郡	34,235人	4,147km ²	2	3名
		阿波半田	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	4,910人			1名
		徳島南	小松島市 阿南市 勝浦郡 名東郡 那賀郡 海部郡	8,445人			1名
	香川	高松東	さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡	6,814人	1,862km ²	21	1名
		高松西	高松市 坂出市 香川県 綾歌郡	28,405人			2名
		普通寺	普通寺市 丸亀市 観音寺市 三豊市 仲多度郡	17,961人			2名
	愛媛	松山西	大洲市 伊予市 伊予郡 喜多郡	8,618人	5,678km ²	32	1名
		今治	今治市 越智郡	9,044人			1名
		宇和島	宇和島市 八幡浜市 西予市 西宇和郡 北宇和郡 南宇和郡	11,758人			1名
		松山東	松山市 東温市 上浮穴郡	35,222人			3名
		新居浜	新居浜市 西条市 四国中央市	17,876人			2名
	高知	高知東	高知市 土佐郡	26,021人	7,105km ²	2	2名
		幡多	四万十市 宿毛市 土佐清水市 幡多郡	6,970人			1名
		南国	南国市 室戸市 安芸市 香南市 香美市 安芸郡 長岡郡	11,039人			1名
		高知西	土佐市 須崎市 吾川郡 高岡郡	8,807人			1名
	4県			236,125人	18,792km ²	57	23人

21. 九州①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
九州	福岡	博多	福岡市のうち博多区	19,740人	4,846km ²	8	2名
		中福岡	福岡市のうち中央区	16,352人			2名
		南福岡	福岡市のうち南区 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 朝倉市 筑紫郡 朝倉郡	60,903人			5名
		小倉北	北九州市のうち門司区、小倉北区	21,928人			2名
		久留米	久留米市 八女市 筑後市 大川市 小都市 うきは市 三井郡 三潞郡 八女郡	42,587人			3名
		直方	直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡	31,183人			3名
		八幡	北九州市のうち若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区 中間市 遠賀郡	39,870人			3名
		大牟田	大牟田市 柳川市 みやま市	14,532人			1名
		東福岡	福岡市のうち東区 宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡	53,197人			4名
		小倉南	北九州市のうち小倉南区 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	26,336人			2名
		西福岡	福岡市のうち西区、城南区、早良区 糸島市	48,900人			4名
	佐賀	佐賀	佐賀市 鳥栖市 多久市 小城市 神埼市 神埼郡 三養基郡	30,104人	2,440km ²	7	3名
		唐津	唐津市 伊万里市 東松浦郡	14,862人			1名
		武雄	武雄市 鹿島市 嬉野市 西松浦郡 杵島郡 藤津郡	12,382人			1名
	長崎	長崎南	長崎市 五島市 南松浦郡	40,446人	4,105km ²	54	3名
		長崎北	壱岐市 対馬市 西海市 西彼杵郡	13,495人			1名
		佐世保	佐世保市 平戸市 松浦市 北松浦郡	27,617人			2名
		諫早	諫早市 島原市 大村市 雲仙市 南島原市 東彼杵郡	33,423人			3名
	3県				547,857人	11,391km ²	69

22. 九州②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
九州	熊本	熊本東	宇土市 宇城市 阿蘇市 下益城郡 阿蘇郡 上益城郡	22,147人	7,268km ²	6	2名
		熊本西	熊本市 山鹿市 菊池市 合志市 菊池郡	77,316人			6名
		八代	八代市 人吉市 水俣市 八代郡 葦北郡 球磨郡	21,464人			2名
		本渡	天草市 上天草市 天草郡	7,598人			1名
		玉名	玉名市 荒尾市 玉名郡	11,160人			1名
	大分	大分	大分市 竹田市 豊後大野市 由布市	30,886人	5,100km ²	7	3名
		別府	別府市 中津市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東市 東国東郡 速見郡	21,772人			2名
		佐伯	佐伯市 臼杵市 津久見市	8,520人			1名
		日田	日田市 玖珠郡	7,581人			1名
	宮崎	宮崎	宮崎市 日南市 東諸県郡	39,712人	6,795km ²	3	3名
		延岡	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡	18,608人			2名
		都城	都城市 小林市 串間市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡	22,073人			2名
		高鍋	西都市 児湯郡	8,749人			1名
	鹿児島	鹿児島南	枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市	8,672人	9,044km ²	20	1名
		川内	薩摩川内市 阿久根市 出水市 いちき串木野市 薩摩郡 出水郡	14,063人			1名
		鹿屋	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡	17,208人			2名
		奄美大島	奄美市 大島郡	13,029人			1名
		鹿児島北	鹿児島市 西之表市 日置市 鹿児島郡 熊毛郡	53,236人			4名
		加治木	霧島市 伊佐市 始良市 始良郡	15,904人			2名
	4県			419,698人	28,207km ²	36	38人

23. 九州③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問従事者 必須配置数
九州	沖縄	那覇	那覇市 糸満市 豊見城市 島尻郡(浦添及び名護年金事務所管内の地域を除く。)	64,128人	2,276km ²	0	5名
		コザ	沖縄市 宜野湾市 うるま市 中頭郡(浦添年金事務所管内の地域を除く。)	60,348人			5名
		名護	名護市 国頭郡 島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村	17,003人			2名
		平良	宮古島市 宮古郡	6,298人			1名
		石垣	石垣市 八重山郡	8,622人			1名
		浦添	浦添市 南城市 中頭郡のうち西原町 島尻郡のうち与那原町及び久米島町	24,761人			2名
1県			181,160人	2,276km ²	0	16人	

(参考)

国土交通省「離島対策実施地域一覧(平成22年4月1日現在)」
 国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調(平成23年10月1日現在)」
 東京都「都内区市町村マップ(平成23年4月23日更新)」

◀訪問従事者必須設置数の考え方▶
 各年金事務所において、滞納者1.5万人当たり1名の割合としている。

(別紙2-1) 年金事務所別達成目標等一覽

項目	入札地区	ブロック名	郵便番号	年金事務所名	第1期(平成24年10月～平成25年4月)						第2期(平成25年5月～平成26年4月)						第3期(平成26年5月～平成26年9月)																
					達成目標			達成水準			達成目標			達成水準			達成目標			達成水準													
					課年度	課年度1年目	課年度2年目	課年度	課年度1年目	課年度2年目	課年度	課年度1年目	課年度2年目	課年度	課年度1年目	課年度2年目	課年度	課年度1年目	課年度2年目	課年度	課年度1年目	課年度2年目											
1	北海道地区	北海道		札幌東	391,194	14,471	10,182	13,218	34,137	10,129	7,331	13,092	6,021	36,577	42,779	46,935	57,200	26,702	41,403	18,389	78,475	83,108	29,840	12,739	59,239	65,489	28,434						
					札幌西	21,889	8,655	6,056	7,131	19,917	6,059	4,900	7,009	33,172	41,515	22,005	23,334	27,734	33,715	16,098	22,550	9,987	43,861	48,196	16,461	7,625	35,249	38,734	15,645				
					函館	267,783	10,996	8,001	7,577	22,985	7,697	5,761	7,426	41,902	51,496	27,997	24,558	31,487	40,333	20,433	23,801	12,750	55,156	59,932	17,158	8,522	40,794	46,672	16,175				
					旭川	262,966	10,785	7,845	8,101	24,721	7,536	5,649	7,650	38,132	50,724	27,732	28,225	33,895	41,909	20,385	25,266	10,894	51,229	59,209	18,302	9,174	43,111	48,332	17,316				
					釧路	18,937	8,497	6,126	4,904	17,073	5,948	4,411	4,393	28,322	37,717	21,917	15,935	23,468	30,868	16,017	15,233	8,411	38,578	44,202	11,161	6,335	30,477	35,164	10,440				
					岩手県	9,153	3,952	2,872	2,765	7,784	2,766	2,088	2,710	14,414	18,024	10,301	8,960	10,866	14,028	7,804	8,612	4,406	19,166	21,161	6,262	2,892	14,026	16,415	5,902				
					愛媛	8,570	3,285	2,379	2,782	7,424	2,776	1,713	2,394	13,320	16,035	8,351	8,993	10,719	12,869	6,130	8,689	4,000	17,322	18,611	6,262	2,756	12,991	14,612	5,955				
					小樽	11,931	4,426	3,242	3,514	10,823	3,088	2,334	3,449	17,679	22,174	11,413	11,275	14,839	18,020	8,393	10,992	5,250	23,388	25,734	7,938	4,016	18,699	20,715	7,513				
					北見	15,994	7,673	5,592	4,279	14,923	5,371	4,019	4,183	23,370	32,769	19,915	13,007	20,460	28,755	14,679	13,293	6,719	32,564	38,689	9,742	5,538	26,789	31,218	9,110				
					帯広	20,138	8,827	6,386	5,107	18,724	6,179	4,588	4,984	29,590	39,741	22,949	16,688	25,673	32,504	16,925	15,872	8,523	40,046	46,640	11,614	6,946	33,059	37,751	10,878				
					秋田	6,602	2,945	2,152	2,255	5,581	2,081	1,550	2,211	10,453	13,869	7,678	7,495	7,852	10,866	5,668	7,027	3,208	14,024	15,628	5,092	2,071	10,161	12,061	4,816				
					福井	4,121	2,068	1,438	829	3,479	1,448	1,035	805	6,518	8,208	5,407	2,727	4,782	6,422	3,995	2,573	1,986	8,757	9,796	1,934	1,287	6,335	7,555	1,774				
					福山	2,227	797	616	509	1,932	588	443	409	3,456	4,147	2,074	1,651	2,649	3,822	1,930	1,566	1,045	4,485	4,824	1,154	717	3,373	3,796	1,087				
					高松	14,714	6,277	4,523	3,826	12,577	4,384	3,257	3,741	23,003	28,330	16,014	12,426	17,244	22,350	11,731	11,800	7,046	30,560	33,391	8,699	4,667	22,480	25,932	8,149				
					徳島	4,271	1,523	1,019	1,320	3,740	1,063	779	1,283	6,539	7,749	3,998	4,254	51,280	61,890	28,402	41,259	19,790	84,386	89,092	29,710	13,979	64,311	70,556	26,277				
					香川	32,690	10,914	7,748	10,843	29,320	7,640	5,578	10,078	49,414	57,005	27,884	34,981	40,200	46,761	20,516	33,836	14,821	62,731	66,050	24,332	10,880	49,563	53,205	23,258				
					2	東北心地区	岩手		青森																								
									八戸																								
									弘前																								
									むつ																								
									盛岡																								
一関																																	
宮古																																	
二戸																																	
花巻																																	
秋田																																	
3	東北心地区	山形		鹿角																													
				米沢																													
				新庄																													
				寒河江																													
				東北福島																													
				平																													
				郡山																													
				会津若松																													
				相馬																													
				白河																													

※各期における達成目標及び最低水準の設定の考え方について

			第1期	第2期	第3期
現年度	対象保険料	23年度保険料	24年度保険料	25年度保険料	26年度保険料
	達成目標	現年度 納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込) +0.35~0.85%	23年度現年度納付率(見込) +0.70~1.70%	23年度現年度納付率(見込) +1.05~2.55%
	最低水準		23年度現年度納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込)
過年度1年目	対象保険料	22年度保険料	23年度保険料	24年度保険料	25年度保険料
	達成目標	過年度1年目 納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込) +4.0%	第1期現年度達成目標 +4.0%	第2期現年度達成目標 +4.0%
	最低水準		23年度現年度納付率(見込) +2.8%	第1期現年度最低水準 +2.8%	第2期現年度最低水準 +2.8%
過年度2年目	対象保険料		22年度保険料	23年度保険料	24年度保険料
	達成目標		23年度過年度1年目納付率(見込) +2.5%	第1期過年度1年目達成目標 +2.5%	第2期過年度1年目達成目標 +2.5%
	最低水準		23年度過年度1年目納付率(見込) +1.8%	第1期過年度1年目最低水準 +1.8%	第2期過年度1年目最低水準 +1.8%
免除	対象免除	23年度免除等	24年度免除等	25年度免除等	26年度免除等
	達成目標	免除等率(見込)	23年度免除等率(見込) +1.5%	23年度免除等率(見込) +3.0%	23年度免除等率(見込) +4.5%
	最低水準		23年度免除等率(見込)	23年度免除等率(見込)	23年度免除等率(見込)

(別紙 2 - 2) 達成目標等算出根拠

別紙 2 - 1 の対象年金事務所別達成目標等一覧は、以下の算出根拠に基づき、年金事務所ごとに別添のとおり算出している。

(計算の過程は、達成目標算出表を参照)

[] 内は単位

【現年度保険料】

①被保険者累計 (見込) [月数]

各月における第 1 号被保険者数と任意加入被保険者数の合計の年間累計。

※23 年度被保険者累計 (見込) は、20 年度から 22 年度における前年度各月と前々年度各月の増減の平均割合を、23 年度の直近実績に乗じて算出し、4 月～3 月を累計。

※24～26 年度については、上記各月増減の平均割合から推計し、23 年度見込被保険者数から増加する場合はその数値を、減少する場合は 23 年度見込値を使用。

②全額免除等累計 [月数]

年度末時点の第 1 号被保険者数に 23 年度全額免除等率 (見込) を乗じて算出。

※全額免除等累計 [月数] = 年度末第 1 号被保険者数 [人] × 23 年度全額免除等率 (見込) [%] × 10.198 月

※23 年度全額免除等率 (見込) = 22 年度末時点における法定免除、全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の該当者の合計を 22 年度末第 1 号被保険者数で除した割合

※10.198 月 = 20～22 年度における全額免除等の 1 人当たり平均承認月数

③納付対象月数 [月数]

納付対象者累計 [月数] (①-②) に調整率 96.71% を乗じて積算。

※調整率 96.71% = 20～22 年度における納付対象者累計 [月数] に対する納付対象月数の平均減少率

④見込み納付期限内納付率 [%]

23 年度納付期限内納付率 (見込) とし、各期計算過程において同数値を使用。

⑤-1 現年度最低納付率 [%]

現年度最低納付率は 23 年度現年度納付率 (見込) とする。

※最低納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑤-2 現年度最低水準 (12 ヶ月) [月数]

現年度最低納付月数から見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5% (強制徴収による収納見込み分として 0.5% を差し引いた調整率) を乗じて積算。

※現年度最低納付月数 = ③から推計される納付対象月数 × 最低納付率

⑥-1 現年度目標納付率と加算率 [%]

現年度目標納付率は、現年度最低納付率に加算率を加えて積算。

※加算率は、日本年金機構の中期目標に基づき、平成 25 年度において平成 21 年度現年度納付率 + 1.0% を達成するため、23 年度現年度納付率見込みとの差を按分

した数値とする。ただし、その率が0.35%以下の場合は、「0.35%」とし、0.85%以上の場合は、「0.85%」とする。

※加算率は、各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第1期の加算率=0.35%~0.85%

第2期の加算率=0.70%~1.70%

第3期目の加算率=1.05%~2.55%

⑥-2 現年度達成目標（12ヶ月）[月数]

現年度目標納付月数から見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徴収による収納見込み分として0.5%を差し引いた調整率）を乗じて積算。

※現年度目標納付月数=③から推計される納付対象月数 × 現年度目標納付率

⑦H24.9までの見込み納付月数按分率、H26.9までの見込み納付月数按分率 [%]

現年度保険料の総納付月数（12ヶ月分）について、H22.5からH22.9までに納付された月数の割合。

※按分率は、第1期及び第3期の計算過程において同数値を使用。

【過年度1年目保険料】

納付対象月数 [月数]

現年度③から推計される納付対象月数に、100.05%を乗じて算出。（ただし、第1期については、23年度見込現年度納付対象月数に100.05%を乗じて算出する。）

※100.05%=20~22年度における現年度から過年度1年目への納付対象月数の平均伸び率

②-1 最低水準（12ヶ月）[月数]

過年度1年目最低納付月数から前期現年度における見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徴収による収納見込み分として0.5%を差し引いた調整率）を乗じて算出。（ただし、第1期については、過年度1年目最低納付月数から23年度末時点の見込納付月数を除いたものに99.5%を乗じて算出する。）

※最低納付月数=①から推計される納付対象月数 × 最低納付率

②-2 最低納付率と最低水準加算率 [%]

最低納付率は、現年度最低納付率に最低水準加算率2.8%を加えて積算。

※最低水準加算率2.8%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅を踏まえ、最近の傾向で最も低い数値を使用

※最低水準加算率2.8%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-1 目標納付率と達成目標加算率 [%]

目標納付率は、現年度目標納付率に達成目標加算率4.0%を加えて積算。

※過年度1年目達成目標加算率4.0%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅の最大値を使用。

※達成目標加算率4.0%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-2 達成目標（12ヶ月）[月数]

目標納付月数から、現年度見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徴

収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率) を乗じて算出。(ただし第 1 期については、過年度 1 年目目標納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたものに 99.5%を乗じて算出する。)

※目標納付月数=①から推計される納付対象月数 × 目標納付率

④H24.9 までの見込み納付月数按分率、H26.9 までの見込み納付月数按分率 [%]

過年度 1 年目保険料の総納付月数 (12 ヶ月分) について、H22.5 から H22.9 までに納付された月数の平均割合。

※按分率は、第 1 期及び第 3 期の計算過程において同数値を使用。

【過年度 2 年目保険料】

①納付対象月数 [月数]

過年度 1 年目① から推計される納付対象月数に、100.64%を乗じて積算。

※100.64%=20~22 年度における過年度 1 年目から過年度 2 年目への納付対象月数の平均伸び率

※ただし、第 1 期については、23 年度見込過年度 1 年目納付対象月数に、100.64%を乗じて算出する。

②-1 最低水準 (12 ヶ月) [月数]

過年度 2 年目最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除いたものに、99.5% (強制徴収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率) を乗じて算出。(ただし第 1 期については、過年度 2 年目最低納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたものに 99.5%を乗じて算出する。)

※最低納付月数=①から推計される納付対象月数 × 最低納付率

②-2 最低納付率と最低水準加算率 [%]

最低水準納付率は、前期における過年度 1 年目最低納付率に最低水準加算率 1.8%を加えて積算。

※最低水準加算率 1.8%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅を踏まえつつ、最近の傾向で最も低い数値を使用。

※最低水準加算率 1.8%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-1 目標納付率と達成目標加算率 [%]

目標納付率は、過年度 1 年目目標納付率に過年度 2 年目達成目標加算率 2.5%を加えて積算

※過年度 2 年目達成目標加算率 2.5%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、過年度 1 年目納付率から確保すべき伸び幅の最大値を使用。

※達成目標加算率 2.5%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-2 目達成目標 (12 ヶ月) [月数]

目標納付月数から、現年度の見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5% (強制徴収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率) を乗じて算出。(ただし第 1 期については、過年度 2 年目目標納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたも

のに 99.5%を乗じて算出する。)

※目標納付月数＝①から推計される納付対象月数 × 目標納付率

④H24.9 までの見込み納付月数按分率、H26.9 までの見込み納付月数按分率 [%]

過年度 2 年目保険料の総納付月数（12 ヶ月分）について、H22.5 から H22.9 までに納付された月数の平均割合。

※按分率は、第 1 期及び第 3 期の計算過程において同数値を使用。

【免除等】

①年度末第 1 号被保険者数 [人]

任意加入被保険者は除く。

※23 年度（見込み）＝20 年度から 22 年度における前年度 3 月～3 月までの各月増減の平均割合から 23 年度直近実績に乗じて算出。

※24～26 年度については、上記各月増減割合の平均から推計し、23 年度見込み被保険者数から増加する場合はその数値を、減少する場合は 23 年度見込み値を使用。

②-1 免除等最低水準 [件数]

年度末時点の第 1 号被保険者数に最低免除等率を乗じたものに、128.77%を乗じて算出。

※128.77%＝20～22 年度の年間免除等承認処理件数と年度末時点の免除等承認者数の割合の平均。

②-2 最低免除等率 [%]

最低免除等率＝23 年 3 月時点における全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の該当者の合計（以下「免除等」という。）を 22 年度末第 1 号被保険者数で除した割合に 0.5%を上乗せして算出。

※最低免除等率は、各期計算過程において同数値を使用。

③-1 達成目標 [件数]

年度末時点の第 1 号被保険者数に目標免除等率を乗じたものに、128.77%を乗じて算出。

※128.77%＝上記②と同様。

③-2 目標免除等率 [%] と加算率 [%]

目標免除等率は最低免除等率に加算率 1.5%を加えて積算。

※加算率は各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第 1 期の加算率＝1.5%

第 2 期の加算率＝3.0%

第 3 期の加算率＝4.5%

④H24.9 までの見込み承認件数按分率、H26.9 までの見込み承認件数按分率 [%]

免除等が承認された件数（12 ヶ月分）について、5 月から 9 月までに承認された件数の直近 3 年間の平均割合。

※按分率は、第 1 期及び第 3 期の計算過程において同数値を使用。

(別紙2-2)達成目標等算出表

【札幌東年金事務所】北海道地区

【最低水準の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数]	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤最低納付率 [%]	⑥最低納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%]	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨最低水準(12ヶ月) [月数]	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数]	⑫最低水準(7ヶ月) [月数]
	1,289,223	47.70%	41.95%	1,290,819	444,825	845,994	818,161	47.70%	390,263	41.95%	343,223	46,804	27.07%	12,668	34,137
過年度1年目	H22保険料			H23保険料											
				s 納付対象月数 [月数]	t 最低納付率 [%]	v 最低納付月数 [月数]	w H23度末の納付月数(見込) [月数]	x 最低水準(12ヶ月) [月数]	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	z H24.9までの見込み最低納付月数 [月数]	最低水準(7ヶ月) [月数]				
		52.67%		777,526	50.50%	392,651	370,880	21,662	53.24%	11,533	10,129				
過年度2年目				H22保険料											
				i 納付対象月数 [月数]	m 最低納付率 [%]	n 最低納付月数 [月数]	o H23度末の納付月数(見込) [月数]	p 最低水準(12ヶ月) [月数]	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	r H24.9までの見込み最低納付月数 [月数]	最低水準(7ヶ月) [月数]				
				782,261	54.47%	426,110	412,029	14,010	47.67%	6,679	7,331				
免除等	H23免除等率(見込)														
			30.13%	ii H24度末第1号被保険者数見込み [件数]	iii 最低免除等率 [%]	iv H24.9までの見込み件数の按分率 [%]	v H24.9までの見込み最低承認件数 [件数]	最低水準(6ヶ月) [件数]							
				106,502	30.13%	41,322	68,531	28,319	13,002						

		第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料										
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数]	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 最低納付率 [%]	F 最低納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%]	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 最低水準(12ヶ月) [月数]		
	1,294,074	445,722	848,351	820,441	47.70%	391,350	41.95%	344,179	46,935		
過年度1年目	H24保険料										
	① 納付対象月数 [月数]	② 最低納付率 [%]	③ 最低納付月数 [月数]	④ 最低水準(12ヶ月) [月数]							
	818,570	50.50%	413,378	57,200							
過年度2年目	H23保険料										
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 最低納付率 [%]	v' 最低納付月数 [月数]	w' 最低水準(12ヶ月) [月数]							
	782,503	52.30%	409,249	26,702							
免除等											
	i' H25度末第1号被保険者数見込み [件数]	ii' 最低免除等率 [%]	最低水準 [件数]								
	106,717	30.13%	41,405								

		第3期(H26.5~H26.9)									
現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数]	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 最低納付率 [%]	f 最低納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%]	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 最低水準(12ヶ月) [月数]	H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	最低水準(5ヶ月) [月数]
	1,297,349	446,622	850,728	822,739	47.70%	392,446	41.95%	345,144	47,066	27.07%	12,739
過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 最低納付率 [%]	C' 最低納付月数 [月数]	D' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	最低水準(5ヶ月) [月数]				
	820,851	50.50%	414,530	23,296	53.24%	12,404	59,339				
過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 最低納付率 [%]	③' 最低納付月数 [月数]	④' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	最低水準(5ヶ月) [月数]				
	823,809	52.30%	430,852	17,387	47.67%	8,289	65,489				
免除等											
	i' H26度末第1号被保険者数見込み [件数]	ii' 最低免除等率 [%]	iii' 最低水準(12ヶ月) [件数]	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	最低水準(6ヶ月) [件数]						
	106,933	30.13%	41,489	68,531	28,434						

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)															
● 現年度保険料	H23保険料			H24保険料													
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数]	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数]		
	1,289,223	47.70%	41.95%	1,290,819	444,825	845,994	818,161	48.55%	397,217	41.95%	343,223	53.72%	27.07%	14,540	39,184		
● 過年度1年目	H22保険料		H23保険料														
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度1年目納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) × 4.0%	v 目標納付月数 [月数]	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数]	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数]	達成目標 (7ヶ月) [月数]							
		52.67%	777,526	51.70%	401,981	370,880	30,946	53.24%	16,475	14,471							
● 過年度2年目			H22保険料														
			i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) × 2.5%	n 目標納付月数 [月数]	o H23年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数]	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数]	達成目標 (7ヶ月) [月数]							
			782,261	55.17%	431,586	412,029	19,459	47.67%	9,276	10,182							
● 免除等	H23免除等率(見込)																
	30.13%		ii 目標免除等率 [%] H23年度末第1号被保険者見込み第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv H24.9までの見込み件数の按分率 [%]	v H24.9までの見込み目標承認件数 [件数]	達成目標 (6ヶ月) [件数]										
			106,502	30.63%	42,007	68.53%	28,789	13,218									

		第2期(H25.5~H26.4)									
● 現年度保険料	H25保険料										
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 達成目標 (12ヶ月) [月数]		
	1,294,074	445,722	848,351	820,441	49.40%	405,298	41.95%	344,179	60,813		
● 過年度1年目	H24保険料										
	① 納付対象月数 [月数]	② 目標納付率 [%]	③ 目標納付月数 [月数]	④ 達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	818,570	52.55%	430,159	72,033							
● 過年度2年目	H23保険料										
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%]	v' 目標納付月数 [月数]	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	782,503	54.20%	424,116	36,577							
● 免除等											
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	達成目標 (12ヶ月) [件数]								
	106,717	31.13%	42,779								

		第3期(H26.5~H26.9)									
● 現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 達成目標 (12ヶ月) [月数]	H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数]
	1,297,349	446,622	850,728	822,739	50.25%	413,426	41.95%	345,144	67,941	27.07%	18,388
● 過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 目標納付率 [%]	C' 目標納付月数 [月数]	D' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	達成目標 (5ヶ月) [月数]				
	820,851	53.40%	438,334	33,175	53.24%	17,662	78,475				
● 過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 目標納付率 [%]	③' 目標納付月数 [月数]	④' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	達成目標 (5ヶ月) [月数]				
	823,809	55.05%	453,507	23,231	47.67%	11,075	83,108				
● 免除等											
	i' H26年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	達成目標 (6ヶ月) [件数]						
	106,933	31.63%	43,554	68.53%	29,849						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【札幌西年金事務所】北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料				第1期(H24.10~H25.4)											
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】	③納付対象者累計 【月数】	④納付対象月数 【月数】	⑤最低納付率 【%】	⑥最低納付月数 【月数】	⑦見込み納付期限内納付率 【%】	⑧見込み納付期限内納付月数 【月数】	⑨最低水準(12ヶ月) 【月数】	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑪H24.9までの見込み納付月数 【月数】	⑫最低水準(7ヶ月) 【月数】
		720,603	52.00%	46.39%	729,257	223,477	505,780	489,140	52.00%	254,353	46.39%	226,907	27,308	27.07%	7,391
過年度1年目	H22保険料			H23保険料											
	H23過年度1年目納付率(見込)			s 納付対象月数 【月数】	t 最低納付率 【%】	v 最低納付月数 【月数】	w H23度末の納付月数(見込) 【月数】	x 最低水準(12ヶ月) 【月数】	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	z H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】				
	56.37%			465,048	54.80%	254,846	241,825	12,956	53.24%	6,898	6,059				
過年度2年目	H22保険料			H22保険料											
	H23過年度2年目納付率(見込)			i 納付対象月数 【月数】	m 最低納付率 【%】	n 最低納付月数 【月数】	o H23度末の納付月数(見込) 【月数】	p 最低水準(12ヶ月) 【月数】	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	r H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】				
	28.78%			465,265	58.17%	270,625	262,251	8,333	47.67%	3,972	4,360				
免除等	H23免除等率(見込)			ii H24度末第1号被保険者見込み 【件数】	iii 最低免除等率 【%】	iv H24.9までの見込み件数の按分率 【%】	v H24.9までの見込み最低承認件数 【件数】	最低水準(6ヶ月) 【件数】							
	28.78%			60,113	28.78%	22,276	68.53%	15,266	7,009						

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) 【月数】	B 全額免除等累計 【月数】	C 納付対象者累計 【月数】	D 納付対象月数 【月数】	E 最低納付率 【%】	F 最低納付月数 【月数】	G 見込み納付期限内納付率 【%】	H 見込み納付期限内納付月数 【月数】	I 最低水準(12ヶ月) 【月数】
	739,910	226,231	513,678	496,778	52.00%	258,325	46.39%	230,451	27,734
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 【月数】	② 最低納付率 【%】	③ 最低納付月数 【月数】	④ 最低水準(12ヶ月) 【月数】					
	489,384	54.80%	268,183	33,715					
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 【月数】	t' 最低納付率 【%】	v' 最低納付月数 【月数】	w' 最低水準(12ヶ月) 【月数】					
	468,024	56.60%	264,902	16,098					
免除等	H23免除等率(見込)								
	i' H25度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準(12ヶ月) 【件数】	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	最低水準(6ヶ月) 【件数】				
	60,854	28.78%	22,550	68.53%	15,645				

第3期(H26.5~H26.9)											
現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) 【月数】	b 全額免除等累計 【月数】	c 納付対象者累計 【月数】	d 納付対象月数 【月数】	e 最低納付率 【%】	f 最低納付月数 【月数】	g 見込み納付期限内納付率 【%】	h 見込み納付期限内納付月数 【月数】	i 最低水準(12ヶ月) 【月数】	j H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	k 最低水準(5ヶ月) 【月数】
	750,824	229,019	521,805	504,638	52.00%	262,412	46.39%	234,097	28,173	27.07%	7,625
過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 【月数】	B' 最低納付率 【%】	C' 最低納付月数 【月数】	D' 最低水準加算分(12ヶ月) 【月数】	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	F' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】				
	497,027	54.80%	272,371	14,115	53.24%	7,515	35,249				
過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 【月数】	②' 最低納付率 【%】	③' 最低納付月数 【月数】	④' 最低水準加算分(12ヶ月) 【月数】	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑥' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】				
	492,516	56.60%	278,764	10,529	47.67%	5,019	38,734				
免除等	H24免除等率(見込)										
	i' H26度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準(12ヶ月) 【件数】	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	最低水準(6ヶ月) 【件数】						
	61,604	28.78%	22,828	68.53%	15,645						

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
●現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数]	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤目標納付率 [%]	⑥目標納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%]	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数]	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数]
	720,603	52.00%	46.39%	729,257	223,477	505,780	489,140	52.55%	257,043	46.39%	226,907	29.98%	27.07%	8,115	21,869
●過年度1年目	H22保険料			H23保険料											
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度納付率(見込)	H22見込納付期限内納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%]	v 目標納付月数 [月数]	w H23度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数]	y H24.9までの見込み納付月数 [月数]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数]	達成目標 (7ヶ月) [月数]	x-z			
		56.37%		465,048	56.00%	260,427	241,825	18,509	53.24%	9,854	8,655				
●過年度2年目	H22保険料			H22保険料											
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度納付率(見込)	H22見込納付期限内納付率(見込)	i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%]	n 目標納付月数 [月数]	o H23度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数]	q H24.9までの見込み納付月数 [月数]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数]	達成目標 (7ヶ月) [月数]	p-r			
				465,265	58.87%	273,882	262,251	11,573	47.67%	5,517	6,056				
●免除等	H23免除等率(見込)			H24免除等率(見込)											
	H23被保険者見込み [件数]	H23免除等率 [%]	H23達成目標 (12ヶ月) [件数]	ii 目標免除等率 [%]	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv H24.9までの見込み件数 [件数]	v H24.9までの見込み承認件数 [件数]	達成目標 (6ヶ月) [件数]	iii-v						
		28.78%		60,113	29.28%	22,663	68,531	15,532	7,131						

		第2期(H25.5~H26.4)									
●現年度保険料	H25保険料										
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数]	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 目標納付率 [%]	F 目標納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%]	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 達成目標 (12ヶ月) [月数]	(F-H) × 99.5%	
	739,910	226,231	513,678	496,778	53.10%	263,789	46.39%	230,451	33,172		
●過年度1年目	H24保険料										
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%]	③目標納付月数 [月数]	④達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	489,384	56.55%	276,747	41,515							
●過年度2年目	H23保険料										
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%]	v' 目標納付月数 [月数]	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	468,024	58.50%	273,794	22,005							
●免除等	H25免除等率(見込)										
	i' H25度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%]	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]								
	60,854	29.78%	23,334								

		第3期(H26.5~H26.9)									
●現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数]	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 目標納付率 [%]	f 目標納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%]	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 達成目標 (12ヶ月) [月数]	H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数]
	750,824	229,019	521,805	504,638	53.65%	270,738	46.39%	234,097	36,458	27.07%	9,867
●過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 目標納付率 [%]	C' 目標納付月数 [月数]	D' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	E' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	達成目標 (5ヶ月) [月数]				
	497,027	57.10%	283,802	20,076	53.24%	10,689	43,861				
●過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 目標納付率 [%]	③' 目標納付月数 [月数]	④' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑤' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	達成目標 (5ヶ月) [月数]				
	492,516	59.05%	290,831	14,014	47.67%	6,681	48,196				
●免除等	H26免除等率(見込)										
	i' H26度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%]	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv' H26.9までの見込み承認件数 [件数]	達成目標 (6ヶ月) [件数]						
	61,604	30.28%	24,018	68,531	16,461						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 函館 年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)														
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】	③納付対象者累計 【月数】	④納付対象月数 【月数】	⑤最低納付率 【%】	⑥最低納付月数 【月数】	⑦見込み納付期限内納付率 【%】	⑧見込み納付期限内納付月数 【月数】	⑨最低水準(12ヶ月) 【月数】	⑩H24までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑪H24までの見込み納付月数 【月数】	⑫最低水準(7ヶ月) 【月数】		
		909.117	53.10%	47.96%	909.117	272.440	636.677	615.730	53.10%	326.953	47.96%	295.308	31.48%	27.07%	8.522	22.965	
過年度1年目	H22保険料		H23保険料														
	H22過年度1年目納付率(見込)	57.37%	s 納付対象月数 【月数】	t 最低納付率 【%】	v 最低納付月数 【月数】	w H23度末の納付月数(見込) 【月数】	x 最低水準(12ヶ月) 【月数】	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	z H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】	590.815	55.90%	330.266	313.723	16.460	53.24%	8.763
過年度2年目	H22保険料		H22保険料														
			i 納付対象月数 【月数】	m 最低納付率 【%】	n 最低納付月数 【月数】	o H23度末の納付月数(見込) 【月数】	p 最低水準(12ヶ月) 【月数】	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	r H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】	614.671	59.17%	363.675	352.610	11.009	47.67%	5.246
免除等	H23免除等率(見込)		H24.9までの見込み最低承認件数														
	24.68%		ii H24度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii 最低水準(12ヶ月) 【件数】	iv H24.9までの見込み件数の按分率 【%】	v H24.9までの見込み最低承認件数 【件数】	最低水準(6ヶ月) 【件数】	74.256	24.68%	23.601	68.53%	16.175	7.426			

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) 【月数】	B 全額免除等累計 【月数】	C 納付対象者累計 【月数】	D 納付対象月数 【月数】	E 最低納付率 【%】	F 最低納付月数 【月数】	G 見込み納付期限内納付率 【%】	H 見込み納付期限内納付月数 【月数】	I 最低水準(12ヶ月) 【月数】
	909.117	272.440	636.677	615.730	53.10%	326.953	47.96%	295.308	31.48%
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 【月数】	② 最低納付率 【%】	③ 最低納付月数 【月数】	④ 最低水準(12ヶ月) 【月数】	616.036	55.90%	344.365	40.333	
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 【月数】	t' 最低納付率 【%】	v' 最低納付月数 【月数】	w' 最低水準(12ヶ月) 【月数】	594.596	57.70%	343.082	20.493	
免除等	H25.4までの見込み最低承認件数								
	i' H25度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準(12ヶ月) 【件数】	iv' H25.4までの見込み承認件数の按分率 【%】	v' H25.4までの見込み最低承認件数 【件数】	最低水準(6ヶ月) 【件数】	74.256	24.68%	23.601

第3期(H26.5~H26.9)													
現年度保険料	H26保険料												
	a H26被保険者累計(見込) 【月数】	b 全額免除等累計 【月数】	c 納付対象者累計 【月数】	d 納付対象月数 【月数】	e 最低納付率 【%】	f 最低納付月数 【月数】	g 見込み納付期限内納付率 【%】	h 見込み納付期限内納付月数 【月数】	i 最低水準(12ヶ月) 【月数】	H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	最低水準(5ヶ月) 【月数】		
	909.117	272.440	636.677	615.730	53.10%	326.953	47.96%	295.308	31.48%	27.07%	8.522		
過年度1年目	H25保険料												
	A' 納付対象月数 【月数】	B' 最低納付率 【%】	C' 最低納付月数 【月数】	D' 最低水準加算分(12ヶ月) 【月数】	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	F' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】	616.036	55.90%	344.365	17.483	53.24%	9.307
過年度2年目	H24保険料												
	①' 納付対象月数 【月数】	②' 最低納付率 【%】	③' 最低納付月数 【月数】	④' 最低水準加算分(12ヶ月) 【月数】	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑥' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】	619.980	57.70%	357.729	13.297	47.67%	6.339
免除等	H26.4までの見込み最低承認件数												
	i' H26度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準(12ヶ月) 【件数】	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	v' H26.9までの見込み最低承認件数 【件数】	最低水準(6ヶ月) 【件数】	74.256	24.68%	23.601	68.53%	16.175		

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)														
● 現年度保険料	H23保険料			H24保険料												
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	③納付対象者累計 [月数] ①-②	④納付対象月数 [月数] ③ × 96.71%	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数] ④ × ⑤	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数] ④ × ⑦	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数] (⑥-⑧) × 99.5%	⑩H24.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑨ × ⑩	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数] ⑨-⑪	
	909,117	53.10%	47.96%	909,117	272,440	636,677	615,730	53.95%	332,186	47.96%	295,308	36,694	27.07%	9,931	26,763	
● 過年度1年目	H22保険料		H23保険料													
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度1年目納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 4.0%	v 目標納付月数 [月数] s × t	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v-w) × 99.5%	y H24.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] x × y	達成目標 (7ヶ月) [月数] x-z						
		57.37%	590,815	57.10%	337,355	313,723	23,514	53.24%	12,519	10,996						
● 過年度2年目			H22保険料													
			i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 2.5%	n 目標納付月数 [月数] i × m	o H23年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数] (n-o) × 99.5%	q H24.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] p × q	達成目標 (7ヶ月) [月数] p-r						
			614,671	59.87%	367,977	352,610	15,290	47.67%	7,289	8,001						
● 免除等	H23免除等率(見込)		H24免除等													
	24.68%		i H24年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数] i × ii × 128.77%	iv H24.9までの見込み件数 [件数]	v H24.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii × iv	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii-v								
			74,258	25.18%	24,079	68,531	16,503	7,577								

		第2期(H25.5~H26.4)								
● 現年度保険料	H25保険料									
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	C 納付対象者累計 [月数] A-B	D 納付対象月数 [月数] C × 96.71%	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数] D × E	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数] D × G	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] (F-H) × 99.5%	
	909,117	272,440	636,677	615,730	54.80%	337,420	47.96%	295,308	41,902	
● 過年度1年目	H24保険料									
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%]	③目標納付月数 [月数]	④達成目標 (12ヶ月) [月数] ③-② × 99.5%						
	616,038	57.95%	356,994	51,496						
● 過年度2年目	H23保険料									
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%] t + 2.5%	v' 目標納付月数 [月数] s' × t'	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v'-w') × 99.5%						
	594,596	59.60%	354,379	27,997						
● 免除等	H24免除等									
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%							
	74,258	25.68%	24,558							

		第3期(H26.5~H26.9)									
● 現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	c 納付対象者累計 [月数] a-b	d 納付対象月数 [月数] c × 96.71%	e 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数] d × e	g 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数] d × g	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] (f-h) × 99.5%	H26.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数] i × j
	909,117	272,440	636,677	615,730	55.65%	342,654	47.96%	295,308	47,109	27.07%	12,750
● 過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数] D × 100.05%	B' 目標納付率 [%] E + 4.0%	C' 目標納付月数 [月数] A' × B'	D' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (C'-H') × 99.5%	E' H26.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数] D' × E'	達成目標 (5ヶ月) [月数] I + F				
	616,038	58.80%	362,230	24,895	53.24%	13,254	55,156				
● 過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数] ①' × 100.64%	②' 目標納付率 [%] ②' + 2.5%	③' 目標納付月数 [月数] ①' × ②'	④' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (③'-③) × 99.5%	⑤' H26.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数] ④' × ⑤'	達成目標 (5ヶ月) [月数] ④' + ⑥'				
	619,980	60.45%	374,778	17,695	47.67%	8,436	59,932				
● 免除等	H25免除等										
	i' H26年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%	iv' H26.9までの見込み承認件数 [件数]	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii × iv						
	74,258	26.18%	25,036	68,531	17,158						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 旭川 年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)												
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) [月数]		H23見込納付 期限内納付率 (見込)	H24保険料											
	H23現年度納 付率(見込)	H23見込納付 率(見込)		①H24被保険 者累計(見込) [月数]	②全額免除等 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数]	④納付対象月 数 [月数]	⑤最低納付率 [%]	⑥最低納付月 数 [月数]	⑦見込み納付期 限内納付率 [%]	⑧見込み納付期 限内納付月数 [月数]	⑨最低水準 (12ヶ月) [月数]	⑩H24までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	⑪H24までの 見込み納付月 数 [月数]	⑫最低水準 (7ヶ月) [月数]
	917,678	61.80%	56.20%	917,678	288,735	628,943	608,250	61.80%	375,899	56.20%	341,833	33,899	27.07%	9,174	24,721
過年度1年目	H22保険料		H23保険料												
	H22過年度1 年目納付率 (見込)		s 納付対象 月数 [月数]	t 最低納付 率 [%]	v 最低納付 月数 [月数]	w H23度末の 納付月数(見 込) [月数]	x 最低水準 (12ヶ月) [月数]	y H24までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	z H24までの 見込み最低納 付月数 [月数]	最低水準(7ヶ 月) [月数]					
	64.74%		578,447	64.60%	373,677	357,480	16,116	53.24%	8,580	7,536					
過年度2年目	H22保険料		H22保険料												
	H22過年度2 年目納付率 (見込)		i 納付対象月 数 [月数]	m 最低納付 率 [%]	n 最低納付 月数 [月数]	o H23度末の 納付月数(見 込) [月数]	p 最低水準 (12ヶ月) [月数]	q H24までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	r H24までの 見込み最低納 付月数 [月数]	最低水準(7ヶ 月) [月数]					
	602,705		66.54%	401,030	390,182	10,794	47.67%	5,146	5,649						
免除等	H23免除等率 (見込)		i H24度末 第1号被保険 者見込み [件数]	ii 最低免除 等率 [%]	iii 最低水準 (12ヶ月) [件数]	iv H24.9まで の見込み件数 の按分率 [%]	v H24.9まで の見込み最低 承認件数 [件数]	最低水準(6ヶ 月) [件数]							
	26.35%		74,471	26.35%	25,266	68.53%	17,316	7,950							

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険 者 累計(見込) [月数]	B 全額免除等 累計 [月数]	C 納付対象者 累計 [月数]	D 納付対象 月数 [月数]	E 最低納付率 [%]	F 最低納付月 数 [月数]	G 見込み納付期 限内納付率 [%]	H 見込み納付 期限内納付月 数 [月数]	I 最低水準 (12ヶ月) [月数]
	917,678	288,735	628,943	608,250	61.80%	375,899	56.20%	341,833	33,899
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象 月数 [月数]	② 最低納付 率 [%]	③ 最低納付 月数 [月数]	④ 最低水準 (12ヶ月) [月数]					
	608,554	64.60%	393,126	41,909					
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月 数 [月数]	t' 最低納付率 [%]	v' 最低納付月 数 [月数]	w' 最低水準 (12ヶ月) [月数]					
	582,149	66.40%	386,547	20,385					
免除等	H23免除等率 (見込)								
	i' H25度末 第1号被保険 者見込み [件数]	ii' 最低免除 等率 [%]	最低水準 [件数]						
	74,471	26.35%	25,266						

第3期(H26.5~H26.9)											
現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険 者 累計(見込) [月数]	b 全額免除等 累計 [月数]	c 納付対象者 累計 [月数]	d 納付対象月 数 [月数]	e 最低納付率 [%]	f 最低納付月 数 [月数]	g 見込み納付期 限内納付率 [%]	h 見込み納付 期限内納付月 数 [月数]	i 最低水準 (12ヶ月) [月数]	H26までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	最低水準(5ヶ 月) [月数]
	917,678	288,735	628,943	608,250	61.80%	375,899	56.20%	341,833	33,899	27.07%	9,174
過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象 月数 [月数]	B' 最低納付 率 [%]	C' 最低納付 月数 [月数]	D' 最低水準 加算分(12ヶ 月) [月数]	E' H26までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	F' H26.9まで の見込み加算 月数 [月数]	最低水準(5ヶ 月) [月数]				
	608,554	64.60%	393,126	17,311	53.24%	9,216	43,111				
過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象 月数 [月数]	②' 最低納付 率 [%]	③' 最低納付 月数 [月数]	④' 最低水準 加算分(12ヶ 月) [月数]	⑤' H26までの 見込み納付月 数の按分率 [%]	⑥' H26.9まで の見込み加算 月数 [月数]	最低水準(5ヶ 月) [月数]				
	612,449	66.40%	406,666	13,472	47.67%	6,423	48,332				
免除等	H25免除等率 (見込)										
	i' H26度末 第1号被保険 者見込み [件数]	ii' 最低免除 等率 [%]	iii' 最低水準 (12ヶ月) [件数]	iv' H26.9まで の見込み承認 件数の按分率 [%]	最低水準(6ヶ 月) [件数]						
	74,471	26.35%	25,266	68.53%	17,316						

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)														
●現年度保険料	H23保険料			H24保険料												
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	③納付対象者累計 [月数] ①-②	④納付対象月数 [月数] ③ × 96.71%	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数] ④ × ⑤	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納付期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数] ④ × ⑦	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数] (⑥-⑧) × 99.5%	⑩H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑧ × ⑩	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑨ × ⑪	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数] ⑨-⑪	
	917,678	61.80%	56.20%	917,678	288,735	628,943	608,250	62.15%	378,028	56.20%	341,833	36,013	27.07%	9,747	26,266	
●過年度1年目	H22保険料		H23保険料													
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度1年目納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 4.0%	v 目標納付月数 [月数] s × t	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v-w) × 99.5%	y H24.9までの見込み納付月数 [月数]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] x × y	達成目標 (7ヶ月) [月数] x-z						
		64.74%	578,447	65.80%	380,618	357,480	23,022	53.24%	12,257	10,765						
●過年度2年目			H22保険料													
			i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H22過年度1年目納付率(見込) + 2.5%	n 目標納付月数 [月数] i × m	o H23年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数] (n-o) × 99.5%	q H24.9までの見込み納付月数 [月数]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] p × q	達成目標 (7ヶ月) [月数] p-r						
			602,705	67.24%	405,249	390,182	14,992	47.67%	7,147	7,845						
●免除等	H23免除等率(見込)															
	26.35%		ii 目標免除等率 [%] H23年度末第1号被保険者見込み第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数] i × ii × 128.77%	iv H24.9までの見込み件数 [件数]	v H24.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii × iv	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii-v									
			74,471	26.85%	25,746	68,531	17,644	8,101								

		第2期(H25.5~H26.4)									
●現年度保険料	H25保険料										
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	C 納付対象者累計 [月数] A-B	D 納付対象月数 [月数] C × 96.71%	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数] D × E	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納付期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数] D × G	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] (F-H) × 99.5%		
	917,678	288,735	628,943	608,250	62.50%	380,156	56.20%	341,833	38,132		
●過年度1年目	H24保険料										
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%] ① × 100.05%	③目標納付月数 [月数] ① × ②	④達成目標 (12ヶ月) [月数] ③-④ × 99.5%							
	608,554	66.15%	402,559	50,724							
●過年度2年目	H23保険料										
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%] t + 2.5%	v' 目標納付月数 [月数] s' × t'	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v'-w') × 99.5%							
	582,149	68.30%	397,608	27,732							
●免除等											
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%								
	74,471	27.35%	26,225								

		第3期(H26.5~H26.9)									
●現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	c 納付対象者累計 [月数] a-b	d 納付対象月数 [月数] c × 96.71%	e 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数] d × e	g 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納付期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数] d × g	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] (f-h) × 99.5%	H26.9までの見込み納付月数 [月数] h × i	達成目標 (5ヶ月) [月数] i × j
	917,678	288,735	628,943	608,250	62.85%	382,285	56.20%	341,833	40,250	27.07%	10,894
●過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数] D × 100.05%	B' 目標納付率 [%] E + 4.0%	C' 目標納付月数 [月数] A' × B'	D' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (C'-H') × 99.5%	E' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数] D' × E'	達成目標 (5ヶ月) [月数] I + F				
	608,554	66.50%	404,689	24,600	53.24%	13,097	51,229				
●過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数] ①' × 100.64%	②' 目標納付率 [%] ②' + 2.5%	③' 目標納付月数 [月数] ①' × ②'	④' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (③'-④') × 99.5%	⑤' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数] ④' × ⑤'	達成目標 (5ヶ月) [月数] ④' + ⑥'				
	612,449	68.65%	420,446	17,798	47.67%	8,485	59,209				
●免除等											
	i' H26年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%	iv' H26.9までの見込み承認件数 [件数]	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii × iv						
	74,471	27.85%	26,705	68,531	18,302						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 釧路年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)													
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】 H23年度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	③納付対象者累計 【月数】 ①-②	④納付対象月数 【月数】 ③×96.71%	⑤最低納付率 【%】 =H23現年度納付率(見込)	⑥最低納付月数 【月数】 ④×⑤	⑦見込み納付期限内納付率 【%】	⑧見込み納付期限内納付率 【%】 ④×⑦	⑨最低水準(12ヶ月) 【月数】 (⑥-⑧)×99.5%	⑩H24までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑪H24までの見込み納付月数 【月数】 ⑨×⑩	⑫最低水準(7ヶ月) 【月数】 ⑨-⑪	
		662,858	59.30%	54.27%	662,858	179,722	483,135	467,240	59.30%	277,073	54.27%	253,548	23,408	27.07%	6,335	17,073
過年度1年目	H22保険料		H23保険料													
	H23納付対象月数 【月数】	H23最低納付率 【%】 =H23現年度納付率(見込)+2.8%	v 最低納付月数 【月数】 s×t	w H23年度末の納付月数(見込) 【月数】	x 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (v-w)×99.5%	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	z H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】 x×y	最低水準(7ヶ月) 【月数】 x-z								
	456,583	62.10%	283,538	270,754	12,720	53.24%	6,772	5,948								
過年度2年目	H22保険料		H22保険料													
	i 納付対象月数 【月数】	m 最低納付率 【%】 =H23過年度1年目納付率(見込)+1.8%	n 最低納付月数 【月数】 i×m	o H23年度末の納付月数(見込) 【月数】	p 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (n-o)×99.5%	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	r H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】 p×q	最低水準(7ヶ月) 【月数】 p-r								
	470,623	64.50%	303,564	295,093	8,429	47.67%	4,016	4,411								
免除等	H23免除等率(見込)		H23免除等率(見込)													
	i H24年度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii 最低免除等率 【%】 =H23免除等率(見込)	iii 最低水準(12ヶ月) 【件数】 i×ii×128.77%	iv H24.9までの見込み件数の按分率 【%】	v H24.9までの見込み最低承認件数 【件数】 iii×iv	最低水準(6ヶ月) 【件数】 iii-v										
	54,485	21.71%	15,233	68.53%	10,440	4,793										

第2期(H25.5~H26.4)										
現年度保険料	H25保険料									
	A H25被保険者累計(見込) 【月数】	B 全額免除等累計 【月数】 H24年度末被保険者数(見込)×免除率×	C 納付対象者累計 【月数】 A-B	D 納付対象月数 【月数】 C×96.71%	E 最低納付率 【%】 =H23現年度納付率(見込)	F 最低納付月数 【月数】 D×E	G 見込み納付期限内納付率 【%】 =H23見込納付期限内納付率	H 見込み納付期限内納付率 【%】 D×G	I 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (F-H)×99.5%	
	662,858	179,722	483,135	467,240	59.30%	277,073	54.27%	253,548	23,408	
過年度1年目	H24保険料									
	① 納付対象月数 【月数】 ④×100.05%	② 最低納付率 【%】 ⑤+2.8%	③ 最低納付月数 【月数】 ①×②	④ 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (③-③)×99.5%						
	467,474	62.10%	290,301	30,266						
過年度2年目	H23保険料									
	s' 納付対象月数 【月数】 s×100.64%	t' 最低納付率 【%】 t+1.8%	v' 最低納付月数 【月数】 s'×t'	w' 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (v'-w')×99.5%						
	459,505	63.90%	293,624	16,017						
免除等	H23免除等率(見込)									
	i' H25年度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】 =H23免除等率(見込)	最低水準(12ヶ月) 【件数】 i'×ii'×128.77%							
	54,485	21.71%	15,233							

第3期(H26.5~H26.9)												
現年度保険料	H26保険料											
	a H26被保険者累計(見込) 【月数】	b 全額免除等累計 【月数】 H25年度末被保険者数(見込)×免除率×10.19%	c 納付対象者累計 【月数】 a-b	d 納付対象月数 【月数】 c×96.71%	e 最低納付率 【%】 =H23現年度納付率(見込)	f 最低納付月数 【月数】 d×e	g 見込み納付期限内納付率 【%】 =H23見込納付期限内納付率	h 見込み納付期限内納付率 【%】 d×g	i 最低水準(12ヶ月) 【月数】 (f-h)×99.5%	H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	最低水準(5ヶ月) 【月数】 i×j	
	662,858	179,722	483,135	467,240	59.30%	277,073	54.27%	253,548	23,408	27.07%	6,335	
過年度1年目	H25保険料											
	A' 納付対象月数 【月数】 D×100.05%	B' 最低納付率 【%】 第2期現年度最低納付率+2.8%	C' 最低納付月数 【月数】 A'×B'	D' 最低水準加算分(12ヶ月) 【月数】 (C'-H')×99.5%	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	F' H26.9までの見込み加算月数 【月数】 D'×E'	最低水準(5ヶ月) 【月数】 I+F					
	467,474	62.10%	290,301	13,276	53.24%	7,069	30,477					
過年度2年目	H24保険料											
	①' 納付対象月数 【月数】 ①×100.64%	②' 最低納付率 【%】 第2期過年度1年目最低納付率+1.8%	③' 最低納付月数 【月数】 ①'×②'	④' 最低水準加算分(12ヶ月) 【月数】 (③'-③)×99.5%	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑥' H26.9までの見込み加算月数 【月数】 ④'×⑤'	最低水準(5ヶ月) 【月数】 ④'+⑥'					
	470,466	63.90%	300,628	10,276	47.67%	4,898	35,164					
免除等	H24免除等率(見込)											
	i' H26年度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】 =H23免除等率(見込)	iii' 最低水準(12ヶ月) 【件数】 i'×ii'×128.77%	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	最低水準(6ヶ月) 【件数】 iii×iv							
	54,485	21.71%	15,233	68.53%	10,440							

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
●現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数]	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤目標納付率 [%]	⑥目標納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%]	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑩H24.9までの見込み納付月数 [月数]	⑪H24.9までの見込み納付月数の投分率 [%]	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数]
	662,858	59.30%	54.27%	662,858	179,722	483,135	467,240	59.85%	279,643	54.27%	253,548	25,965	27.07%	7,027	18,937
●過年度1年目	H22保険料		H23保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度1年目納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%]	v 目標納付月数 [月数]	w H23度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数]	y H24.9までの見込み納付月数 [月数]	z H24.9までの見込み目標納付月数の投分率 [%]	達成目標 (7ヶ月) [月数]					
		62.70%	456,583	63.30%	289,017	270,754	18,172	53.24%	9,675	8,497					
●過年度2年目			H22保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度2年目納付率(見込)	i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%]	n 目標納付月数 [月数]	o H23度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数]	q H24.9までの見込み納付月数 [月数]	r H24.9までの見込み目標納付月数の投分率 [%]	達成目標 (7ヶ月) [月数]					
			470,623	65.20%	306,859	295,093	11,707	47.67%	5,581	6,126					
●免除等	H23免除等率(見込)		H24免除等率												
	H23被保険者見込み [件数]	H23免除等率 [%]	ii 目標免除等率 [%]	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv H24.9までの見込み件数 [件数]	v H24.9までの見込み承認件数 [件数]	達成目標 (6ヶ月) [件数]								
		21.71%	54,485	22.21%	15,584	68,533	10,680	4,904							

		第2期(H25.5~H26.4)									
●現年度保険料	H25保険料										
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数]	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 目標納付率 [%]	F 目標納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%]	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 達成目標 (12ヶ月) [月数]		
	662,858	179,722	483,135	467,240	60.40%	282,213	54.27%	253,548	28,522		
●過年度1年目	H24保険料										
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%]	③目標納付月数 [月数]	④達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	467,474	63.85%	298,482	37,717							
●過年度2年目	H23保険料										
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%]	v' 目標納付月数 [月数]	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	459,505	65.80%	302,355	21,817							
●免除等	H24免除等率										
	i' H25度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%]	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]								
	54,485	22.71%	15,935								

		第3期(H26.5~H26.9)									
●現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数]	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 目標納付率 [%]	f 目標納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%]	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 達成目標 (12ヶ月) [月数]	H26.9までの見込み納付月数の投分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数]
	662,858	179,722	483,135	467,240	60.95%	284,783	54.27%	253,548	31,075	27.07%	8,411
●過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 目標納付率 [%]	C' 目標納付月数 [月数]	D' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	E' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	F' H26.9までの見込み目標納付月数の投分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数]				
	467,474	64.40%	301,053	18,886	53.24%	10,056	38,578				
●過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 目標納付率 [%]	③' 目標納付月数 [月数]	④' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑤' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	⑥' H26.9までの見込み目標納付月数の投分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数]				
	470,466	66.35%	312,154	13,604	47.67%	6,485	44,202				
●免除等	H25免除等率										
	i' H26度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%]	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv' H26.9までの見込み承認件数 [件数]	v' 達成目標 (6ヶ月) [件数]						
	54,485	23.21%	16,285	68,533	11,161						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 岩見沢 年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)														
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】	③納付対象者累計 【月数】	④納付対象月数 【月数】	⑤最低納付率 【%】	⑥最低納付月数 【月数】	⑦見込み納付期限内納付率 【%】	⑧見込み納付期限内納付月数 【月数】	⑨最低水準 【月数】	⑩H24までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑪H24までの見込み納付月数 【月数】	⑫最低水準 【月数】		
		329,797	70.80%	65.93%	329,797	101,940	227,857	220,360	70.80%	156,015	65.93%	145,275	10,686	27.07%	2,892	7,794	
過年度1年目	H22保険料		H23保険料														
	H23過年度1年目納付率(見込)	74.49%	s 納付対象月数 【月数】	t 最低納付率 【%】	v 最低納付月数 【月数】	w H23度末の納付月数(見込) 【月数】	x 最低水準 【月数】	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	z H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】	212,324	73.60%	156,270	150,325	5,915	53.24%	3,149
過年度2年目	H22保険料		H22保険料														
	H23過年度2年目納付率(見込)	24.72%	i 納付対象月数 【月数】	m 最低納付率 【%】	n 最低納付月数 【月数】	o H23度末の納付月数(見込) 【月数】	p 最低水準 【月数】	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	r H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】	220,642	76.29%	168,328	164,356	3,952	47.67%	1,884
免除等	H23免除等率(見込)		H24保険料														
	24.72%		ii H24度末第1号被保険者見込み 【件数】	iii 最低免除等率 【%】	iv H24.9までの見込み件数の按分率 【%】	v H24.9までの見込み最低承認件数 【件数】	最低水準(6ヶ月) 【件数】	27,049	24.72%	8,612	68.53%	5,902	2,710				

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) 【月数】	B 全額免除等累計 【月数】	C 納付対象者累計 【月数】	D 納付対象月数 【月数】	E 最低納付率 【%】	F 最低納付月数 【月数】	G 見込み納付期限内納付率 【%】	H 見込み納付期限内納付月数 【月数】	I 最低水準 【月数】
	329,797	101,940	227,857	220,360	70.80%	156,015	65.93%	145,275	10,686
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 【月数】	② 最低納付率 【%】	③ 最低納付月数 【月数】	④ 最低水準 【月数】	220,471	73.60%	162,266	14,028	
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 【月数】	t' 最低納付率 【%】	v' 最低納付月数 【月数】	w' 最低水準 【月数】	213,682	75.40%	161,117	7,604	
免除等	H25保険料								
	i' H25度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	最低水準 【件数】	27,049	24.72%	8,612			

第3期(H26.5~H26.9)													
現年度保険料	H26保険料												
	a H26被保険者累計(見込) 【月数】	b 全額免除等累計 【月数】	c 納付対象者累計 【月数】	d 納付対象月数 【月数】	e 最低納付率 【%】	f 最低納付月数 【月数】	g 見込み納付期限内納付率 【%】	h 見込み納付期限内納付月数 【月数】	i 最低水準 【月数】	H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	最低水準(5ヶ月) 【月数】		
	329,797	101,940	227,857	220,360	70.80%	156,015	65.93%	145,275	10,686	27.07%	2,892		
過年度1年目	H25保険料												
	A' 納付対象月数 【月数】	B' 最低納付率 【%】	C' 最低納付月数 【月数】	D' 最低水準 【月数】	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	F' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】	220,471	73.60%	162,266	6,274	53.24%	3,340
過年度2年目	H24保険料												
	①' 納付対象月数 【月数】	②' 最低納付率 【%】	③' 最低納付月数 【月数】	④' 最低水準 【月数】	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑥' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】	221,882	75.40%	167,299	5,007	47.67%	2,387
免除等	H25保険料												
	i' H26度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準 【件数】	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	最低水準(6ヶ月) 【件数】	27,049	24.72%	8,612	68.53%	5,902			

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
● 現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.198	③納付対象者累計 [月数] ①-②	④納付対象月数 [月数] ③ × 96.71%	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数] ④ × ⑤	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数] ④ × ⑦	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数] (⑥-⑧) × 99.5%	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑧ × ⑩	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数] ⑨-⑪
	329,797	70.80%	65.93%	329,797	101,940	227,857	220,360	71.65%	157,888	65.93%	145,275	12,550	27.07%	3,397	9,153
● 過年度1年目	H22保険料		H23保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度1年目納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 4.0%	v 目標納付月数 [月数] s × t	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v-w) × 99.5%	y H24.9までの見込み納付月数 [月数]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] x × y	達成目標 (7ヶ月) [月数] x-z					
		74.49%	212,324	74.80%	158,818	150,325	8,450	53.24%	4,499	3,952					
● 過年度2年目	H22保険料		H22保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度2年目納付率(見込)	i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H22過年度2年目納付率(見込) + 2.5%	n 目標納付月数 [月数] i × m	o H22年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数] (n-o) × 99.5%	q H24.9までの見込み納付月数 [月数]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] p × q	達成目標 (7ヶ月) [月数] p-r					
			220,642	76.99%	169,872	164,356	5,486	47.67%	2,616	2,872					
● 免除等	H23免除等率(見込)		H24免除等												
	H23被保険者見込み [件数]	H23免除等率 [%]	h H24年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数] i × ii × 128.77%	iv H24.9までの見込み件数 [件数]	v H24.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii × iv	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii-v							
		24.72%	27,049	25.22%	8,786	68.53%	6,021	2,765							

		第2期(H25.5~H26.4)								
● 現年度保険料	H25保険料			H24保険料						
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.198	C 納付対象者累計 [月数] A-B	D 納付対象月数 [月数] C × 96.71%	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数] D × E	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数] D × G	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] (F-H) × 99.5%	
	329,797	101,940	227,857	220,360	72.50%	159,761	65.93%	145,275	14,414	
● 過年度1年目	H24保険料		H23保険料							
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%] ④ × 100.05%	③目標納付月数 [月数] ① × ②	④達成目標 (12ヶ月) [月数] ③-④ × 99.5%						
	220,471	75.65%	166,786	18,024						
● 過年度2年目	H23保険料		H22保険料							
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%] t + 2.5%	v' 目標納付月数 [月数] s' × t'	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v'-w') × 99.5%						
	213,682	77.30%	165,176	10,301						
● 免除等	H25免除等		H24免除等							
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%							
	27,049	25.72%	8,960							

		第3期(H26.5~H26.9)									
● 現年度保険料	H26保険料			H25保険料							
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.198	c 納付対象者累計 [月数] a-b	d 納付対象月数 [月数] c × 96.71%	e 目標納付率 [%] H24納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数] d × e	g 見込み納付期限内納付率 [%] H24見込納期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数] d × g	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] (f-h) × 99.5%	H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数] i × j
	329,797	101,940	227,857	220,360	73.35%	161,634	65.93%	145,275	16,277	27.07%	4,406
● 過年度1年目	H25保険料		H24保険料								
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 目標納付率 [%] D' × 100.05%	C' 目標納付月数 [月数] A' × B'	D' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (C'-D') × 99.5%	E' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数] D' × E'	達成目標 (5ヶ月) [月数] I' + F'				
	220,471	76.50%	168,660	8,926	53.24%	4,752	19,166				
● 過年度2年目	H24保険料		H23保険料								
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 目標納付率 [%] ②' + 2.5%	③' 目標納付月数 [月数] ①' × ②'	④' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (③'-④') × 99.5%	⑤' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数] ④' × ⑤'	達成目標 (5ヶ月) [月数] ④' + ⑥'				
	221,882	78.15%	173,400	6,581	47.67%	3,137	21,161				
● 免除等	H26免除等		H25免除等								
	i' H26年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%	iv' H26.9までの見込み承認件数 [件数]	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii × iv						
	27,049	26.22%	9,134	68.53%	6,260						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 室蘭年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)												
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】	③納付対象者累計 【月数】	④納付対象月数 【月数】	⑤最低納付率 【%】	⑥最低納付月数 【月数】	⑦見込み納付期限内納付率 【%】	⑧見込み納付期限内納付月数 【月数】	⑨最低水準 【月数】	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑪H24.9までの見込み納付月数 【月数】	⑫最低水準 【月数】
		293,030	58.70%	53.19%	293,030	101,006	192,024	185,707	58.70%	109,010	53.19%	98,780	10,179	27.07%	2,755
過年度1年目	H22保険料	H23保険料													
	H23過年度1年目納付率(見込)	63.79%	s 納付対象月数 【月数】	t 最低納付率 【%】	v 最低納付月数 【月数】	w H23度末の納付月数(見込) 【月数】	x 最低水準 【月数】	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	z H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】					
		174,923	61.50%	107,577	102,680	4,873	53.24%	2,595	2,279						
過年度2年目	H22保険料			H23保険料											
	i 納付対象月数 【月数】	m 最低納付率 【%】	n 最低納付月数 【月数】	o H23度末の納付月数(見込) 【月数】	p 最低水準 【月数】	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	r H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】							
	182,759	65.59%	119,877	116,587	3,273	47.67%	1,560	1,713							
免除等	H23免除等率(見込)			i H24度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii 最低免除等率 【%】	iii 最低水準 【件数】	iv H24.9までの見込み件数の按分率 【%】	v H24.9までの見込み最低承認件数 【件数】	最低水準(6ヶ月) 【件数】						
		28.62%	23,580	28.62%	8,689	68.53%	5,955	2,734							

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) 【月数】	B 全額免除等累計 【月数】	C 納付対象者累計 【月数】	D 納付対象月数 【月数】	E 最低納付率 【%】	F 最低納付月数 【月数】	G 見込み納付期限内納付率 【%】	H 見込み納付期限内納付月数 【月数】	I 最低水準 【月数】
	293,030	101,006	192,024	185,707	58.70%	109,010	53.19%	98,780	10,179
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 【月数】	② 最低納付率 【%】	③ 最低納付月数 【月数】	④ 最低水準 【月数】					
	185,800	61.50%	114,267	12,669					
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 【月数】	t' 最低納付率 【%】	v' 最低納付月数 【月数】	w' 最低水準 【月数】					
	176,042	63.30%	111,435	6,130					
免除等	H25保険料								
	i' H25度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	最低水準 【件数】						
	23,580	28.62%	8,689						

第3期(H26.5~H26.9)											
現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) 【月数】	b 全額免除等累計 【月数】	c 納付対象者累計 【月数】	d 納付対象月数 【月数】	e 最低納付率 【%】	f 最低納付月数 【月数】	g 見込み納付期限内納付率 【%】	h 見込み納付期限内納付月数 【月数】	i 最低水準 【月数】	H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	最低水準(5ヶ月) 【月数】
	293,030	101,006	192,024	185,707	58.70%	109,010	53.19%	98,780	10,179	27.07%	2,755
過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 【月数】	B' 最低納付率 【%】	C' 最低納付月数 【月数】	D' 最低水準 【月数】	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	F' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】				
	185,800	61.50%	114,267	5,282	53.24%	2,812	12,991				
過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 【月数】	②' 最低納付率 【%】	③' 最低納付月数 【月数】	④' 最低水準 【月数】	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑥' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】				
	186,989	63.30%	118,364	4,077	47.67%	1,943	14,612				
免除等	H25保険料										
	i' H26度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準 【件数】	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	最低水準(6ヶ月) 【件数】						
	23,580	28.62%	8,689	68.53%	5,955						

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
●現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	③納付対象者累計 [月数] ①-②	④納付対象月数 [月数] ③ × 96.71%	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数] ④ × ⑤	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数] ④ × ⑦	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数] ⑥-⑧ × 99.5%	⑩H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑧ × ⑩	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑨ × ⑪	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数] ⑨-⑪
	293,030	58.70%	53.19%	293,030	101,006	192,024	185,707	59.55%	110,588	53.19%	98,780	11,750	27.07%	3,180	8,570
●過年度1年目	H22保険料		H23保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23現年度1年目納付率(見込) + 4.0%	v 目標納付月数 [月数] s × t	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v-w) × 99.5%	y H24.9までの見込み納付月数 [月数]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] x × y	達成目標 (7ヶ月) [月数] x-z					
		63.79%	174,923	62.70%	109,676	102,680	6,962	53.24%	3,706	3,255					
●過年度2年目	H22保険料		H22保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度納付率(見込)	i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H23現年度1年目納付率(見込) + 2.5%	n 目標納付月数 [月数] i × m	o H23年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数] (n-o) × 99.5%	q H24.9までの見込み納付月数 [月数]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] p × q	達成目標 (7ヶ月) [月数] p-r					
			182,759	66.29%	121,156	116,587	4,569	47.67%	2,167	2,379					
●免除等	H23免除等率(見込)		H24免除等率(見込)												
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23免除等率 [%]	ii H24年度末第1号被保険者見込み [件数]	iii 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iv 達成目標 (12ヶ月) [件数] ii × iii × 128.77%	v H24.9までの見込み件数 [件数]	vi 達成目標 (6ヶ月) [件数] iii - v								
		28.62%	23,580	29.12%	8,841	68,533	6,059	2,782							

		第2期(H25.5~H26.4)												
●現年度保険料	H25保険料			H24保険料										
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	C 納付対象者累計 [月数] A-B	D 納付対象月数 [月数] C × 96.71%	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数] D × E	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数] D × G	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] (F-H) × 99.5%					
	293,030	101,006	192,024	185,707	60.40%	112,167	53.19%	98,780	13,320					
●過年度1年目	H24保険料		H23保険料											
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%] ④ × 100.05%	③目標納付月数 [月数] ② × ③	④達成目標 (12ヶ月) [月数] ③-④ × 99.5%										
	185,800	63.55%	118,076	16,035										
●過年度2年目	H24保険料		H23保険料											
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%] s × 100.64%	v' 目標納付月数 [月数] s' × t'	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v'-w') × 99.5%										
	176,042	65.20%	114,779	8,351										
●免除等	H25免除等率(見込)		H24免除等率(見込)											
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%											
	23,580	29.62%	8,993											

		第3期(H26.5~H26.9)											
●現年度保険料	H26保険料			H25保険料									
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	c 納付対象者累計 [月数] a-b	d 納付対象月数 [月数] c × 96.71%	e 目標納付率 [%] H24納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数] d × e	g 見込み納付期限内納付率 [%] H24見込納期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数] d × g	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] (f-h) × 99.5%	H26.9までの見込み納付月数 [月数] h × i	達成目標 (5ヶ月) [月数] i × j		
	293,030	101,006	192,024	185,707	61.25%	113,745	53.19%	98,780	14,891	27.07%	4,030		
●過年度1年目	H25保険料		H24保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 目標納付率 [%] D × 100.05%	C' 目標納付月数 [月数] A' × B'	D' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (C'-H') × 99.5%	E' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	F' 達成目標 (5ヶ月) [月数] D' × E'							
	185,800	64.40%	119,655	7,510	53.24%	4,002	17,322						
●過年度2年目	H25保険料		H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 目標納付率 [%] ①' × 100.64%	③' 目標納付月数 [月数] ①' × ②'	④' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (③'-④') × 99.5%	⑤' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	⑥' 達成目標 (5ヶ月) [月数] ④' × ⑤'							
	186,989	66.05%	123,506	5,403	47.67%	2,576	18,611						
●免除等	H26免除等率(見込)		H25免除等率(見込)										
	i' H26年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	v' 達成目標 (6ヶ月) [件数] iii × iv								
	23,580	30.12%	9,145	68.53%	6,267								

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 小樽年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数]	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤最低納付率 [%]	⑥最低納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%]	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨最低水準 (12ヶ月) [月数]	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数]	⑫最低水準 (7ヶ月) [月数]
	397,542	62.60%	56.74%	397,542	134,234	263,309	254,646	62.60%	159,408	56.74%	144,495	14,839	27.07%	4,016	10,823
過年度1年目	H22保険料			H23保険料											
	H22過年度1年目納付率(見込)			s 納付対象月数 [月数]	t 最低納付率 [%]	v 最低納付月数 [月数]	w H23度末の納付月数(見込) [月数]	x 最低水準 (12ヶ月) [月数]	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	z H24.9までの見込み最低納付月数 [月数]	最低水準 (7ヶ月) [月数]				
	67.12%			237,818	65.40%	155,533	148,874	6,626	53.24%	3,527	3,098				
過年度2年目	H22保険料			H22保険料											
	H22過年度2年目納付率(見込)			i 納付対象月数 [月数]	m 最低納付率 [%]	n 最低納付月数 [月数]	o H23度末の納付月数(見込) [月数]	p 最低水準 (12ヶ月) [月数]	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	r H24.9までの見込み最低納付月数 [月数]	最低水準 (7ヶ月) [月数]				
				249,062	68.92%	171,662	167,179	4,461	47.67%	2,126	2,334				
免除等	H23免除等率(見込)			i H24度末第1号被保険者見込み [件数]	ii 最低免除等率 [%]	iii 最低水準 (12ヶ月) [件数]	iv H24.9までの見込み件数の按分率 [%]	v H24.9までの見込み最低承認件数 [件数]	最低水準 (6ヶ月) [件数]						
	26.53%			32,085	26.53%	10,962	68.53%	7,513	3,449						

		第2期(H25.5~H26.4)								
現年度保険料	H25保険料									
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数]	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 最低納付率 [%]	F 最低納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%]	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 最低水準 (12ヶ月) [月数]	
	397,542	134,234	263,309	254,646	62.60%	159,408	56.74%	144,495	14,839	
過年度1年目	H24保険料									
	① 納付対象月数 [月数]	② 最低納付率 [%]	③ 最低納付月数 [月数]	④ 最低水準 (12ヶ月) [月数]						
	254,773	65.40%	166,622	18,020						
過年度2年目	H23保険料									
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 最低納付率 [%]	v' 最低納付月数 [月数]	w' 最低水準 (12ヶ月) [月数]						
	239,340	67.20%	160,837	8,393						
免除等	H23免除等率(見込)									
	i' H25度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 最低免除等率 [%]	iii' 最低水準 (12ヶ月) [件数]	iv' H25.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	v' 最低水準 (6ヶ月) [件数]					
	32,085	26.53%	10,962							

		第3期(H26.5~H26.9)										
現年度保険料	H26保険料											
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数]	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 最低納付率 [%]	f 最低納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%]	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 最低水準 (12ヶ月) [月数]	H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	最低水準 (5ヶ月) [月数]	
	397,542	134,234	263,309	254,646	62.60%	159,408	56.74%	144,495	14,839	27.07%	4,016	
過年度1年目	H25保険料											
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 最低納付率 [%]	C' 最低納付月数 [月数]	D' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	最低水準 (5ヶ月) [月数]					
	254,773	65.40%	166,622	7,251	53.24%	3,860	18,699					
過年度2年目	H24保険料											
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 最低納付率 [%]	③' 最低納付月数 [月数]	④' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	最低水準 (5ヶ月) [月数]					
	256,404	67.20%	172,303	5,653	47.67%	2,695	20,715					
免除等	H24免除等率(見込)											
	i' H26度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 最低免除等率 [%]	iii' 最低水準 (12ヶ月) [件数]	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	v' 最低水準 (6ヶ月) [件数]							
	32,085	26.53%	10,962	68.53%	7,513							

【達成目標の算出】

第1期(H24.10~H25.4)															
● 現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	③納付対象者累計 [月数] ①-②	④納付対象月数 [月数] ③ × 96.71%	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数] ④ × ⑤	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数] ④ × ⑦	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数] (⑥-⑧) × 99.5%	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑨ × ⑩	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数] ⑨-⑪
	397,542	62.60%	56.74%	397,542	134,234	263,309	254,646	63.20%	160,936	56.74%	144,495	16,359	27.07%	4,428	11,931
● 過年度1年目	H22保険料			H23保険料											
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度納付率(見込)	H22見込納付期限内納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 4.0%	v 目標納付月数 [月数] s × t	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v-w) × 99.5%	y H24.9までの見込み納付月数 [月数]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] x × y	達成目標 (7ヶ月) [月数] x-z				
		67.12%		237,819	66.60%	158,387	148,874	9,465	53.24%	5,039	4,426				
● 過年度2年目	H21保険料			H22保険料											
	H21被保険者累計(見込) [月数]	H21現年度納付率(見込)	H21見込納付期限内納付率(見込)	i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H22過年度1年目納付率(見込) + 2.5%	n 目標納付月数 [月数] i × m	o H22年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数] (n-o) × 99.5%	q H24.9までの見込み納付月数 [月数]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] p × q	達成目標 (7ヶ月) [月数] p-r				
				249,062	69.62%	173,406	167,179	6,195	47.67%	2,953	3,242				
● 免除等	H23免除等率(見込)			i H24年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数] i × ii × 128.77%	iv H24.9までの見込み件数の按分率 [%]	v H24.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii × iv	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii-v						
		26.53%		32,085	27.03%	11,169	68.53%	7,654	3,514						

第2期(H25.5~H26.4)											
● 現年度保険料	H25保険料										
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	C 納付対象者累計 [月数] A-B	D 納付対象月数 [月数] C × 96.71%	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数] D × E	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数] D × G	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] (F-H) × 99.5%		
	397,542	134,234	263,309	254,646	63.80%	162,464	56.74%	144,495	17,879		
● 過年度1年目	H24保険料										
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%] ④ + 100.05%	③目標納付月数 [月数] ① × ②	④達成目標 (12ヶ月) [月数] ③ - ⑧ - ⑩ × 99.5%							
	254,773	67.20%	171,207	22,174							
● 過年度2年目	H23保険料										
	s' 納付対象月数 [月数] s × 100.64%	t' 目標納付率 [%] t + 2.5%	v' 目標納付月数 [月数] s' × t'	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v'-w') × 99.5%							
	239,340	69.10%	165,384	11,413							
● 免除等	H24免除等率(見込)										
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%	iv' H25.9までの見込み件数の按分率 [%]	v' H25.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii' × iv'	達成目標 (5ヶ月) [件数] iii'-v'					
	32,085	27.53%	11,375								

第3期(H26.5~H26.9)												
● 現年度保険料	H26保険料											
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	c 納付対象者累計 [月数] a-b	d 納付対象月数 [月数] c × 96.71%	e 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数] d × e	g 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数] d × g	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] (f-h) × 99.5%	H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数] i × j	
	397,542	134,234	263,309	254,646	64.40%	163,992	56.74%	144,495	19,399	27.07%	5,250	
● 過年度1年目	H25保険料											
	A' 納付対象月数 [月数] D × 100.05%	B' 目標納付率 [%] E + 4.0%	C' 目標納付月数 [月数] A' × B'	D' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (C'-H') × 99.5%	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数] D' × E'	達成目標 (5ヶ月) [月数] I + F					
	254,773	67.80%	172,736	10,310	53.24%	5,489	23,368					
● 過年度2年目	H24保険料											
	①' 納付対象月数 [月数] ①' × 100.64%	②' 目標納付率 [%] ②' + 2.5%	③' 目標納付月数 [月数] ①' × ②'	④' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (③'-③) × 99.5%	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数] ④' × ⑤'	達成目標 (5ヶ月) [月数] ④' + ⑥'					
	256,404	69.70%	178,713	7,468	47.67%	3,560	25,734					
● 免除等	H25免除等率(見込)											
	i' H26年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	v' H26.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii' × iv'	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii'-v'						
	32,085	28.03%	11,582	68.53%	7,938							

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 北見年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)														
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】	③納付対象者累計 【月数】	④納付対象月数 【月数】	⑤最低納付率 【%】	⑥最低納付月数 【月数】	⑦見込み納付期限内納付率 【%】	⑧見込み納付期限内納付月数 【月数】	⑨最低水準 【月数】	⑩H24までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑪H24までの見込み納付月数 【月数】	⑫最低水準 【月数】		
		574.841	67.50%	62.58%	574.841	142.871	431.970	417.756	67.50%	281.987	62.58%	261.424	20.460	27.07%	5.538	14.923	
過年度1年目	H22保険料		H23保険料														
	H23過年度1年目納付率(見込)	70.08%	s 納付対象月数 【月数】	t 最低納付率 【%】	v 最低納付月数 【月数】	w H23度末の納付月数(見込) 【月数】	x 最低水準 【月数】	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	z H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】	412.285	70.30%	289.837	278.293	11.486	53.24%	6.115
過年度2年目	H22保険料		H22保険料														
	H23過年度1年目納付率(見込)	70.08%	i 納付対象月数 【月数】	m 最低納付率 【%】	n 最低納付月数 【月数】	o H23度末の納付月数(見込) 【月数】	p 最低水準 【月数】	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	r H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】	428.801	71.88%	308.219	300.501	7.680	47.67%	3.661
免除等	H23免除等率(見込)		H23免除等率(見込)														
	21.64%		ii H24度末第1号被保険者見込み 【件数】	iii 最低免除等率 【%】	iv 最低水準(12ヶ月) 【件数】	v H24.9までの見込み件数の按分率 【%】	w H24.9までの見込み最低承認件数 【件数】	最低水準(6ヶ月) 【件数】	47.713	21.64%	13.293	68.53%	9.110	4.183			

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) 【月数】	B 全額免除等累計 【月数】	C 納付対象者累計 【月数】	D 納付対象月数 【月数】	E 最低納付率 【%】	F 最低納付月数 【月数】	G 見込み納付期限内納付率 【%】	H 見込み納付期限内納付月数 【月数】	I 最低水準 【月数】
	574.841	142.871	431.970	417.756	67.50%	281.987	62.58%	261.424	20.460
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 【月数】	② 最低納付率 【%】	③ 最低納付月数 【月数】	④ 最低水準 【月数】	417.967	70.30%	293.831	26.735	
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 【月数】	t' 最低納付率 【%】	v' 最低納付月数 【月数】	w' 最低水準 【月数】	414.924	72.10%	299.160	14.679	
免除等	H23免除等率(見込)								
	i' H25度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準 【件数】	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	47.713	21.64%	13.293		

第3期(H26.5~H26.9)													
現年度保険料	H26保険料												
	a H26被保険者累計(見込) 【月数】	b 全額免除等累計 【月数】	c 納付対象者累計 【月数】	d 納付対象月数 【月数】	e 最低納付率 【%】	f 最低納付月数 【月数】	g 見込み納付期限内納付率 【%】	h 見込み納付期限内納付月数 【月数】	i 最低水準 【月数】	H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	最低水準(5ヶ月) 【月数】		
	574.841	142.871	431.970	417.756	67.50%	281.987	62.58%	261.424	20.460	27.07%	5.538		
過年度1年目	H25保険料												
	A' 納付対象月数 【月数】	B' 最低納付率 【%】	C' 最低納付月数 【月数】	D' 最低水準 【月数】	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	F' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】	417.967	70.30%	293.831	11.887	53.24%	6.329
過年度2年目	H24保険料												
	①' 納付対象月数 【月数】	②' 最低納付率 【%】	③' 最低納付月数 【月数】	④' 最低水準 【月数】	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑥' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】	420.642	72.10%	303.283	9.405	47.67%	4.483
免除等	H24免除等率(見込)												
	i' H26度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準 【件数】	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	v' 最低水準 【件数】	47.713	21.64%	13.293	68.53%	9.110			

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
●現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑩H24.9までの見込み納付月数 [月数]	⑪H24.9までの見込み納付月数の投分率 [%]	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数]
	574.841	67.50%	62.58%	574.841	142.871	431.970	417.758	67.85%	283.449	62.58%	261.424	21.91%	27.07%	5.931	15.984
●過年度1年目	H22保険料		H23保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度1年目納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 4.0%	v 目標納付月数 [月数]	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数]	y H24.9までの見込み納付月数 [月数]	z H24.9までの見込み目標納付月数の投分率 [%]	達成目標 (7ヶ月) [月数]					
		70.08%	412.285	71.50%	294.784	278.293	16.409	53.24%	8.736	7.673					
●過年度2年目	H22保険料		H22保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度2年目納付率(見込)	i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H22過年度2年目納付率(見込) + 2.5%	n 目標納付月数 [月数]	o H22年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数]	q H24.9までの見込み納付月数 [月数]	r H24.9までの見込み目標納付月数の投分率 [%]	達成目標 (7ヶ月) [月数]					
			428.801	72.58%	311.221	300.501	10.666	47.67%	5.085	5.582					
●免除等	H23免除等率(見込)		H24免除等率(見込)												
	H23被保険者見込み [件数]	H23免除等率 [%]	ii 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv H24.9までの見込み件数 [件数]	v H24.9までの見込み承認件数 [件数]	達成目標 (6ヶ月) [件数]								
		21.64%	47.713	22.14%	13.600	68.53%	9.321	4.279							

		第2期(H25.5~H26.4)									
●現年度保険料	H25保険料										
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 達成目標 (12ヶ月) [月数]		
	574.841	142.871	431.970	417.758	68.20%	284.911	62.58%	261.424	23.370		
●過年度1年目	H24保険料										
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%]	③目標納付月数 [月数]	④達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	417.967	71.85%	300.309	32.789							
●過年度2年目	H23保険料										
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%]	v' 目標納付月数 [月数]	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	414.924	74.00%	307.044	19.915							
●免除等	H24免除等率(見込)										
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	達成目標 (12ヶ月) [件数]								
	47.713	22.64%	13.907								

		第3期(H26.5~H26.9)									
●現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 達成目標 (12ヶ月) [月数]	H26.9までの見込み納付月数の投分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数]
	574.841	142.871	431.970	417.758	68.55%	286.373	62.58%	261.424	24.82%	27.07%	6.719
●過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 目標納付率 [%]	C' 目標納付月数 [月数]	D' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	E' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	F' 達成目標 (5ヶ月) [月数]					
	417.967	72.20%	301.772	16.894	53.24%	8.994	32.364				
●過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 目標納付率 [%]	③' 目標納付月数 [月数]	④' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑤' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	達成目標 (5ヶ月) [月数]				
	420.642	74.35%	312.747	12.376	47.67%	5.900	38.689				
●免除等	H25免除等率(見込)										
	i' H26年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv' H26.9までの見込み承認件数 [件数]	達成目標 (6ヶ月) [件数]						
	47.713	23.14%	14.215	68.53%	9.742						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 帯広年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)														
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】	③納付対象者累計 【月数】	④納付対象月数 【月数】	⑤最低納付率 【%】	⑥最低納付月数 【月数】	⑦見込み納付期限内納付率 【%】	⑧見込み納付期限内納付月数 【月数】	⑨最低水準 【月数】	⑩H24までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑪H24までの見込み納付月数 【月数】	⑫最低水準 【月数】		
		674,887	68.80%	63.50%	674,887	171,185	503,702	487,130	68.80%	335,145	63.50%	309,344	25.67%	27.07%	6,948	18,724	
過年度1年目	H22保険料		H23保険料														
	H23過年度1年目納付率(見込)	72.10%	s 納付対象月数 【月数】	t 最低納付率 【%】	v 最低納付月数 【月数】	w H23度末の納付月数(見込) 【月数】	x 最低水準 【月数】	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	z H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】	474,274	71.60%	339,580	326,300	13,213	53.24%	7,035
過年度2年目	H22保険料		H22保険料														
	H23過年度1年目納付率(見込)	72.10%	i 納付対象月数 【月数】	m 最低納付率 【%】	n 最低納付月数 【月数】	o H23度末の納付月数(見込) 【月数】	p 最低水準 【月数】	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	r H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】	490,608	73.90%	362,583	353,752	8,787	47.67%	4,189
免除等	H23免除等率(見込)		H23免除等率(見込)														
	22.17%		ii H24度末第1号被保険者見込み 【件数】	iii 最低水準 【件数】	iv H24.9までの見込み件数の按分率 【%】	v H24.9までの見込み承認件数 【件数】	最低水準(6ヶ月) 【件数】	55,593	22.17%	15,872	68.53%	10,878	4,994				

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) 【月数】	B 全額免除等累計 【月数】	C 納付対象者累計 【月数】	D 納付対象月数 【月数】	E 最低納付率 【%】	F 最低納付月数 【月数】	G 見込み納付期限内納付率 【%】	H 見込み納付期限内納付月数 【月数】	I 最低水準 【月数】
	674,887	171,185	503,702	487,130	68.80%	335,145	63.50%	309,344	25.673
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 【月数】	② 最低納付率 【%】	③ 最低納付月数 【月数】	④ 最低水準 【月数】	487,373	71.60%	348,959	32,504	
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 【月数】	t' 最低納付率 【%】	v' 最低納付月数 【月数】	w' 最低水準 【月数】	477,309	73.40%	350,345	16,925	
免除等	H23免除等率(見込)								
	i' H25度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	最低水準 【件数】	55,593	22.17%	15,872			

第3期(H26.5~H26.9)													
現年度保険料	H26保険料												
	a H26被保険者累計(見込) 【月数】	b 全額免除等累計 【月数】	c 納付対象者累計 【月数】	d 納付対象月数 【月数】	e 最低納付率 【%】	f 最低納付月数 【月数】	g 見込み納付期限内納付率 【%】	h 見込み納付期限内納付月数 【月数】	i 最低水準 【月数】	H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	最低水準(5ヶ月) 【月数】		
	674,887	171,185	503,702	487,130	68.80%	335,145	63.50%	309,344	25.67%	27.07%	6,948		
過年度1年目	H25保険料												
	A' 納付対象月数 【月数】	B' 最低納付率 【%】	C' 最低納付月数 【月数】	D' 最低水準 【月数】	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	F' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】	487,373	71.60%	348,959	13,873	53.24%	7,386
過年度2年目	H24保険料												
	①' 納付対象月数 【月数】	②' 最低納付率 【%】	③' 最低納付月数 【月数】	④' 最低水準 【月数】	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑥' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】	490,492	73.40%	360,021	11,007	47.67%	5,247
免除等	H24免除等率(見込)												
	i' H26度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準 【件数】	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	最低水準(6ヶ月) 【件数】	55,593	22.17%	15,872	68.53%	10,878			

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
●現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数]	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤目標納付率 [%]	⑥目標納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%]	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数]	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数]
	674,887	68.80%	63.50%	674,887	171,185	503,702	487,130	69.20%	337,094	63.50%	309,344	27.61%	27.07%	7,473	20,138
●過年度1年目	H22保険料			H23保険料											
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度納付率(見込)	H22見込納付期限内納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%]	v 目標納付月数 [月数]	w H23度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数]	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数]	達成目標 (7ヶ月) [月数]	x-z			
		72.10%		474,274	72.80%	345,271	326,300	18,876	53.24%	10,049	8,827				
●過年度2年目	H22保険料			H22保険料											
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度納付率(見込)	H22見込納付期限内納付率(見込)	i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%]	n 目標納付月数 [月数]	o H23度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数]	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数]	達成目標 (7ヶ月) [月数]	p-r			
				490,608	74.60%	366,017	353,752	12,204	47.67%	5,816	6,386				
●免除等	H23免除等率(見込)			H24免除等率(見込)											
	H23被保険者見込み [件数]	H23免除等率 [%]	H23達成目標 (12ヶ月) [件数]	ii 目標免除等率 [%]	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv H24.9までの見込み件数の按分率 [%]	v H24.9までの見込み目標承認件数 [件数]	達成目標 (6ヶ月) [件数]	iii-v						
		22.17%		55,593	22.67%	16,230	68.53%	11,123	5,107						

		第2期(H25.5~H26.4)										
●現年度保険料	H25保険料			H24保険料								
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数]	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 目標納付率 [%]	F 目標納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%]	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 達成目標 (12ヶ月) [月数]	(F-H) × 99.5%		
	674,887	171,185	503,702	487,130	69.60%	339,042	63.50%	309,344	29,550			
●過年度1年目	H24保険料			H23保険料								
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%]	③目標納付月数 [月数]	④達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑤達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑥達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑦達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑧達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑩達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑪達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑫達成目標 (12ヶ月) [月数]
	487,373	73.20%	356,757	39,741								
●過年度2年目	H23保険料			H22保険料								
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%]	v' 目標納付月数 [月数]	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	x' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	y' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	z' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	達成目標 (7ヶ月) [月数]	x'-z'			
	477,309	75.30%	359,414	22,949								
●免除等	H25免除等率(見込)			H24免除等率(見込)								
	i' H25度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%]	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	v' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	vi' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	vii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	viii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	ix' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	x' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	xi' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	xii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]
	55,593	23.17%	16,588									

		第3期(H26.5~H26.9)									
●現年度保険料	H26保険料			H25保険料							
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数]	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 目標納付率 [%]	f 目標納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%]	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 達成目標 (12ヶ月) [月数]	H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数]
	674,887	171,185	503,702	487,130	70.00%	340,991	63.50%	309,344	31,489	27.07%	8,523
●過年度1年目	H25保険料			H24保険料							
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 目標納付率 [%]	C' 目標納付月数 [月数]	D' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	E' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	F' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	G' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	H' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	I' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	J' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	K' 達成目標 (12ヶ月) [月数]
	487,373	73.60%	358,707	19,714							
●過年度2年目	H24保険料			H23保険料							
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 目標納付率 [%]	③' 目標納付月数 [月数]	④' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑤' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑥' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑦' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑧' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑨' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑩' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑪' 達成目標 (12ヶ月) [月数]
	490,492	75.70%	371,303	14,473							
●免除等	H26免除等率(見込)			H25免除等率(見込)							
	i'' H26度末第1号被保険者見込み [件数]	ii'' 目標免除等率 [%]	iii'' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv'' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	v'' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	vi'' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	vii'' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	viii'' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	ix'' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	x'' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	xi'' 達成目標 (12ヶ月) [件数]
	55,593	23.67%	16,946	68.53%	11,614						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 砂川 年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)													
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) [月数]		H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数]	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤最低納付率 [%]	⑥最低納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%]	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨最低水準 (12ヶ月) [月数]	⑩H24までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24までの見込み納付月数 [月数]	⑫最低水準 (7ヶ月) [月数]
		253,756	70.90%	66.26%	253,756	82,497	171,259	165,625	70.90%	117,428	66.26%	109,738	7,652	27.07%	2,071	5,581
過年度1年目	H22保険料		H23保険料													
		H23過年度1年目納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 最低納付率 [%]	v 最低納付月数 [月数]	w H23度末の納付月数(見込) [月数]	x 最低水準 (12ヶ月) [月数]	y H24.9までの見込み最低納付月数の按分率 [%]	z H24.9までの見込み最低納付月数 [月数]	最低水準 (7ヶ月) [月数]						
	75.44%	158,238	73.70%	116,622	112,191	4,409	53.24%	2,347	2,061							
過年度2年目	H22保険料															
		i 納付対象月数 [月数]	m 最低納付率 [%]	n 最低納付月数 [月数]	o H23度末の納付月数(見込) [月数]	p 最低水準 (12ヶ月) [月数]	q H24.9までの見込み最低納付月数の按分率 [%]	r H24.9までの見込み最低納付月数 [月数]	最低水準 (7ヶ月) [月数]							
	165,360	77.24%	127,720	124,743	2,962	47.67%	1,412	1,550								
免除等	H23免除等率(見込)		ii H24度末第1号被保険者見込み [件数]	iii 最低水準 (12ヶ月) [件数]	iv H24.9までの見込み件数の按分率 [%]	v H24.9までの見込み最低承認件数 [件数]	最低水準 (6ヶ月) [件数]									
		26.17%	20,853	26.17%	7,027	68.53%	4,816	2,211								

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数]	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 最低納付率 [%]	F 最低納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%]	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 最低水準 (12ヶ月) [月数]
	253,756	82,497	171,259	165,625	70.90%	117,428	66.26%	109,738	7,652
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 [月数]	② 最低納付率 [%]	③ 最低納付月数 [月数]	④ 最低水準 (12ヶ月) [月数]					
	165,707	73.70%	122,126	10,266					
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 最低納付率 [%]	v' 最低納付月数 [月数]	w' 最低水準 (12ヶ月) [月数]					
	159,251	75.50%	120,235	5,668					
免除等	i' H25度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 最低免除等率 [%]	最低水準 [件数]						
	20,853	26.17%	7,027						

第3期(H26.5~H26.9)											
現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数]	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 最低納付率 [%]	f 最低納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%]	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 最低水準 (12ヶ月) [月数]	H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	最低水準 (5ヶ月) [月数]
	253,756	82,497	171,259	165,625	70.90%	117,428	66.26%	109,738	7,652	27.07%	2,071
過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 最低納付率 [%]	C' 最低納付月数 [月数]	D' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	E' H26.9までの見込み最低納付率の按分率 [%]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	最低水準 (5ヶ月) [月数]				
	165,707	73.70%	122,126	4,713	53.24%	2,509	10,161				
過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 最低納付率 [%]	③' 最低納付月数 [月数]	④' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	⑤' H26.9までの見込み最低納付率の按分率 [%]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	最低水準 (5ヶ月) [月数]				
	166,768	75.50%	125,910	3,765	47.67%	1,795	12,061				
免除等	i' H26度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 最低免除等率 [%]	iii' 最低水準 (12ヶ月) [件数]	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	最低水準 (6ヶ月) [件数]						
	20,853	26.17%	7,027	68.53%	4,816						

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)														
●現年度保険料	H23保険料			H24保険料												
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.198	③納付対象者累計 [月数] ①-②	④納付対象月数 [月数] ③ × 96.71%	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数] ④ × ⑤	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納付期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数] ④ × ⑦	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数] (⑥-⑧) × 99.5%	⑩H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑧ × ⑩	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑨ × ⑪	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数] ⑨-⑪	
	253,756	70.90%	66.26%	253,756	82,497	171,259	165,625	71.75%	118,836	66.26%	109,738	9,053	27.07%	2,450	6,602	
●過年度1年目	H22保険料			H23保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度納付率(見込)	H22見込納付期限内納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 4.0%	v 目標納付月数 [月数] s × t	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v-w) × 99.5%	y H24.9までの見込み納付月数 [月数]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] x × y	達成目標 (7ヶ月) [月数] x-z					
		75.44%		158,238	74.90%	118,521	112,191	6,298	53.24%	3,353	2,945					
●過年度2年目	H21保険料			H22保険料												
	H21被保険者累計(見込) [月数]	H21現年度納付率(見込)	H21見込納付期限内納付率(見込)	i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H22過年度1年目納付率(見込) + 2.5%	n 目標納付月数 [月数] i × m	o H22年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数] (n-o) × 99.5%	q H24.9までの見込み納付月数 [月数]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] p × q	達成目標 (7ヶ月) [月数] p-r					
				165,360	77.94%	128,877	124,743	4,113	47.67%	1,961	2,152					
●免除等	H23免除等率(見込)			H24免除等率(見込)												
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23免除等率 [%]	H23免除等件数 [件数]	ii 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数] i × ii × 128.77%	iv H24.9までの見込み件数 [件数]	v H24.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii × iv	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii-v								
		26.17%		20,853	26.67%	7,161	68,533	4,908	2,253							

		第2期(H25.5~H26.4)									
●現年度保険料	H25保険料			H24保険料							
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.198	C 納付対象者累計 [月数] A-B	D 納付対象月数 [月数] C × 96.71%	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数] D × E	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納付期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数] D × G	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] (F-H) × 99.5%		
	253,756	82,497	171,259	165,625	72.60%	120,244	66.26%	109,738	10,453		
●過年度1年目	H24保険料			H23保険料							
	① 納付対象月数 [月数]	② 目標納付率 [%]	③ 目標納付月数 [月数]	④ 達成目標 (12ヶ月) [月数] ③-② × 99.5%	⑤ 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑥ 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑦ 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑧ 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑨ 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑩ 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑪ 達成目標 (12ヶ月) [月数]
	165,707	75.75%	125,523	13,269							
●過年度2年目	H23保険料			H22保険料							
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%] t + 2.5%	v' 目標納付月数 [月数] s' × t'	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v'-w') × 99.5%							
	159,251	77.40%	123,260	7,678							
●免除等	H25免除等率(見込)			H24免除等率(見込)							
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%	iv' H24.9までの見込み件数 [件数]	v' H24.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii' × iv'	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii'-v'					
	20,853	27.17%	7,295								

		第3期(H26.5~H26.9)									
●現年度保険料	H26保険料			H25保険料							
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.198	c 納付対象者累計 [月数] a-b	d 納付対象月数 [月数] c × 96.71%	e 目標納付率 [%] H24納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数] d × e	g 見込み納付期限内納付率 [%] H24見込納付期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数] d × g	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] (f-h) × 99.5%	H26.9までの見込み納付月数 [月数] h × i	達成目標 (5ヶ月) [月数] i × j
	253,756	82,497	171,259	165,625	73.45%	121,651	66.26%	109,738	11,854	27.07%	3,208
●過年度1年目	H25保険料			H24保険料							
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 目標納付率 [%] E + 4.0%	C' 目標納付月数 [月数] A' × B'	D' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (C'-D') × 99.5%	E' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	F' 達成目標 (9ヶ月) [月数] D' × E'	達成目標 (5ヶ月) [月数] I + F				
	165,707	76.60%	126,932	6,700	53.24%	3,571	14,024				
●過年度2年目	H24保険料			H23保険料							
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 目標納付率 [%] ②' + 2.5%	③' 目標納付月数 [月数] ①' × ②'	④' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (③'-④') × 99.5%	⑤' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数] ④' × ⑤'	達成目標 (5ヶ月) [月数] ④' + ⑥'				
	166,768	78.25%	130,496	4,948	47.67%	2,359	15,628				
●免除等	H26免除等率(見込)			H25免除等率(見込)							
	i' H26年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%	iv' H26.9までの見込み承認件数 [件数]	v' H26.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii' × iv'	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii'-v'					
	20,853	27.67%	7,429	68,533	5,092						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 稚内年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)													
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) [月数]		H23現年度納付率(見込)	H23見込納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数]	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤最低納付率 [%]	⑥最低納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%]	⑧見込み納付期限内納付率 [%]	⑨最低水準 [月数]	⑩H24までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24までの見込み納付月数 [月数]	⑫最低水準 [月数]
		137.653	73.00%	68.39%	137.653	30.126	107.527	103.989	73.00%	75.912	68.39%	71.118	4.77%	27.07%	1.291	3.479
過年度1年目	H22保険料		H23保険料													
		77.98%	111.121	75.80%	84.230	81.118	3.096	53.24%	1.648	1.448						
過年度2年目	H22保険料		H22保険料													
			110.471	79.78%	88.128	86.139	1.979	47.67%	943	1.035						
免除等	H23免除等率(見込)		16.70%	11.894	16.70%	2.557	68.53%	1.753	805							

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数]	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 最低納付率 [%]	F 最低納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%]	H 見込み納付期限内納付率 [%]	I 最低水準 [月数]
	137.653	30.312	107.341	103.810	73.00%	75.781	68.39%	70.995	4.762
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 [月数]	② 最低納付率 [%]	③ 最低納付月数 [月数]	④ 最低水準 [月数]					
	104.041	75.80%	78.863	6.422					
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 最低納付率 [%]	v' 最低納付月数 [月数]	w' 最低水準 [月数]					
	111.832	77.60%	86.782	3.995					
免除等	i' H25度末第1号被保険者見込み [件数]		ii' 最低免除等率 [%]		最低水準 [月数]				
	11,968	16.70%	2.573						

第3期(H26.5~H26.9)											
現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数]	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 最低納付率 [%]	f 最低納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%]	h 見込み納付期限内納付率 [%]	i 最低水準 [月数]	H26までの見込み納付月数の按分率 [%]	最低水準(5ヶ月) [月数]
	137.653	30.499	107.154	103.629	73.00%	75.649	68.39%	70.871	4.754	27.07%	1.287
過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 最低納付率 [%]	C' 最低納付月数 [月数]	D' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	最低水準(5ヶ月) [月数]				
	103.862	75.80%	78.727	2.956	53.24%	1.573	6.335				
過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 最低納付率 [%]	③' 最低納付月数 [月数]	④' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	最低水準(5ヶ月) [月数]				
	104.707	77.60%	81.253	2.378	47.67%	1.133	7.555				
免除等	i'' H26度末第1号被保険者見込み [件数]		ii'' 最低免除等率 [%]		iii'' 最低水準(12ヶ月) [件数]		iv'' H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]				
	12,042	16.70%	2.589	68.53%	1.774						

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)														
●現年度保険料	H23保険料			H24保険料												
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	③納付対象者累計 [月数] ①-②	④納付対象月数 [月数] ③ × 96.71%	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数] ④ × ⑤	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納付期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数] ④ × ⑦	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数] (⑥-⑧) × 99.5%	⑩H24.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑨ × ⑩	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数] ⑨-⑪	
	137,653	73.00%	68.39%	137,653	30,126	107,527	103,989	73.85%	76,796	68.39%	71,118	5,650	27.07%	1,529	4,121	
●過年度1年目	H22保険料		H23保険料													
	H23過年度1年目納付率(見込)	77.98%	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 4.0%	v 目標納付月数 [月数] s × t	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v-w) × 99.5%	y H24.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] x × y	達成目標 (7ヶ月) [月数] x-z						
			111,121	77.00%	85,563	81,118	4,423	53.24%	2,355	2,068						
●過年度2年目			H22保険料													
			i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 2.5%	n 目標納付月数 [月数] i × m	o H23年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数] (n-o) × 99.5%	q H24.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] p × q	達成目標 (7ヶ月) [月数] p-r						
			110,471	80.48%	88,901	86,139	2,746	47.67%	1,310	1,438						
●免除等	H23免除等率(見込)															
	16.70%		ii 目標免除等率 [%] H24年度末第1号被保険者見込み 第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数] i × ii × 128.77%	iv H24.9までの見込み件数の按分率 [%]	v H24.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii × iv	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii-v									
			11,894	17.20%	2,634	68.53%	1,805	829								

		第2期(H25.5~H26.4)										
●現年度保険料	H25保険料											
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	C 納付対象者累計 [月数] A-B	D 納付対象月数 [月数] C × 96.71%	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数] D × E	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納付期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数] D × G	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] (F-H) × 99.5%			
	137,653	30,312	107,341	103,810	74.70%	77,546	68.39%	70,995	6,518			
●過年度1年目	H24保険料											
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%] ④ + 100.05%	③目標納付月数 [月数] ① × ②	④達成目標 (12ヶ月) [月数] ③ - ⑧ - ⑩ × 99.5%								
	104,041	77.85%	80,996	8,308								
●過年度2年目	H23保険料											
	s' 納付対象月数 [月数] s × 100.64%	t' 目標納付率 [%] t + 2.5%	v' 目標納付月数 [月数] s' × t'	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v'-w'-2) × 99.5%								
	111,832	79.50%	88,906	5,407								
●免除等												
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%									
	11,968	17.70%	2,727									

		第3期(H26.5~H26.9)										
●現年度保険料	H26保険料											
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	c 納付対象者累計 [月数] a-b	d 納付対象月数 [月数] c × 96.71%	e 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数] d × e	g 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納付期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数] d × g	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] (f-h) × 99.5%	H26.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数] i × j	
	137,653	30,499	107,154	103,629	75.55%	78,292	68.39%	70,871	7,383	27.07%	1,998	
●過年度1年目	H25保険料											
	A' 納付対象月数 [月数] D × 100.05%	B' 目標納付率 [%] E + 4.0%	C' 目標納付月数 [月数] A' × B'	D' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (C'-H') × 99.5%	E' H26.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数] D' × E'	達成目標 (5ヶ月) [月数] I + F					
	103,862	78.70%	81,739	4,205	53.24%	2,239	8,757					
●過年度2年目	H24保険料											
	①' 納付対象月数 [月数] ①' × 100.64%	②' 目標納付率 [%] ②' + 2.5%	③' 目標納付月数 [月数] ①' × ②'	④' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (③'-③) × 99.5%	⑤' H26.9までの見込み納付月数 [月数] の按分率 [%]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数] ④' × ⑤'	達成目標 (5ヶ月) [月数] ④' + ⑥'					
	104,707	80.35%	84,132	3,120	47.67%	1,488	9,796					
●免除等												
	i' H26年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii × iv							
	12,042	18.20%	2,822	68.53%	1,934							

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 留萌年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)													
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】	③納付対象者累計 【月数】	④納付対象月数 【月数】	⑤最低納付率 【%】	⑥最低納付月数 【月数】	⑦見込み納付期限内納付率 【%】	⑧見込み納付期限内納付月数 【月数】	⑨最低水準 【月数】	⑩H24までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑪H24までの見込み納付月数 【月数】	⑫最低水準 【月数】	
		67,644	69.10%	63.52%	67,644	18,323	49,322	47,699	69.10%	32,960	63.52%	30,297	2.64%	27.07%	717	1,932
過年度1年目	H22保険料		H23保険料													
	H22納付対象月数 【月数】	H22最低納付率 【%】	s 納付対象月数 【月数】	t 最低納付率 【%】	v 最低納付月数 【月数】	w H23度末の納付月数(見込) 【月数】	x 最低水準 【月数】	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	z H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】						
		76.65%	42,851	71.90%	30,810	29,610	1,194	53.24%	636	558						
過年度2年目	H22保険料		H22保険料													
	I 納付対象月数 【月数】	m 最低納付率 【%】	n 最低納付月数 【月数】	o H23度末の納付月数(見込) 【月数】	p 最低水準 【月数】	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	r H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】								
	47,306	78.45%	37,113	36,262	847	47.67%	404	443								
免除等	H23免除等率(見込)		i H24度末第1号被保険者数見込み 【件数】	ii 最低免除等率 【%】	iii 最低水準 【件数】	iv H24.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	v H24.9までの見込み最低承認件数 【件数】	最低水準(6ヶ月) 【件数】								
	24.09%		5,112	24.09%	1,586	68.53%	1,087	499								

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) 【月数】	B 全額免除等累計 【月数】	C 納付対象者累計 【月数】	D 納付対象月数 【月数】	E 最低納付率 【%】	F 最低納付月数 【月数】	G 見込み納付期限内納付率 【%】	H 見込み納付期限内納付月数 【月数】	I 最低水準 【月数】
	67,644	18,323	49,322	47,699	69.10%	32,960	63.52%	30,297	2,649
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 【月数】	② 最低納付率 【%】	③ 最低納付月数 【月数】	④ 最低水準 【月数】					
	47,723	71.90%	34,313	3,282					
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 【月数】	t' 最低納付率 【%】	v' 最低納付月数 【月数】	w' 最低水準 【月数】					
	43,125	73.70%	31,783	1,530					
免除等	i' H25度末第1号被保険者数見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準 【件数】						
	5,112	24.09%	1,586						

第3期(H26.5~H26.9)											
現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) 【月数】	b 全額免除等累計 【月数】	c 納付対象者累計 【月数】	d 納付対象月数 【月数】	e 最低納付率 【%】	f 最低納付月数 【月数】	g 見込み納付期限内納付率 【%】	h 見込み納付期限内納付月数 【月数】	i 最低水準 【月数】	H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	最低水準(5ヶ月) 【月数】
	67,644	18,323	49,322	47,699	69.10%	32,960	63.52%	30,297	2,649	27.07%	717
過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 【月数】	B' 最低納付率 【%】	C' 最低納付月数 【月数】	D' 最低水準 【月数】	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	F' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】				
	47,723	71.90%	34,313	1,360	53.24%	724	3,373				
過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 【月数】	②' 最低納付率 【%】	③' 最低納付月数 【月数】	④' 最低水準 【月数】	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑥' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】				
	48,026	73.70%	35,397	1,079	47.67%	514	3,796				
免除等	i' H26度末第1号被保険者数見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準 【件数】	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	v' 最低水準 【件数】						
	5,112	24.09%	1,586	68.53%	1,087						

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
● 現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数]	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤目標納付率 [%]	⑥目標納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%]	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑩H24.9までの見込み納付月数の投分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数]	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数]
	67,644	69.10%	63.52%	67,644	18,323	49,322	47,699	69.95%	33,365	63.52%	30,297	3.05%	27.07%	826	2,227
● 過年度1年目	H22保険料		H23保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度1年目納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%]	v 目標納付月数 [月数]	w H23度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数]	y H24.9までの見込み納付月数の投分率 [%]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数]	達成目標 (7ヶ月) [月数]					
		76.65%	42,851	73.10%	31,324	29,610	1,705	53.24%	908	797					
● 過年度2年目			H22保険料												
			i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%]	n 目標納付月数 [月数]	o H23度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数]	q H24.9までの見込み納付月数の投分率 [%]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数]	達成目標 (7ヶ月) [月数]					
			47,306	79.15%	37,444	36,262	1,177	47.67%	561	616					
● 免除等	H23免除等率(見込)														
	24.09%		ii H24度末第1号被保険者見込み [件数]	iii 目標免除等率 [%]	iv 達成目標 (12ヶ月) [件数]	v H24.9までの見込み件数 [件数]	vi 達成目標 (6ヶ月) [件数]								
			5,112	24.59%	1,619	68.53%	1,109	509							

		第2期(H25.5~H26.4)									
● 現年度保険料	H25保険料										
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数]	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 目標納付率 [%]	F 目標納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%]	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 達成目標 (12ヶ月) [月数]		
	67,644	18,323	49,322	47,699	70.80%	33,771	63.52%	30,297	3,456		
● 過年度1年目	H24保険料										
	① 納付対象月数 [月数]	② 目標納付率 [%]	③ 目標納付月数 [月数]	④ 達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	47,723	73.95%	35,291	4,147							
● 過年度2年目	H23保険料										
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%]	v' 目標納付月数 [月数]	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	43,125	75.60%	32,602	2,074							
● 免除等											
	i' H25度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%]	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]								
	5,112	25.09%	1,651								

		第3期(H26.5~H26.9)									
● 現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数]	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 目標納付率 [%]	f 目標納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%]	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 達成目標 (12ヶ月) [月数]	H26.9までの見込み納付月数の投分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数]
	67,644	18,323	49,322	47,699	71.65%	34,176	63.52%	30,297	3,860	27.07%	1,045
● 過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 目標納付率 [%]	C' 目標納付月数 [月数]	D' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	E' H26.9までの見込み納付月数の投分率 [%]	F' 達成目標 (5ヶ月) [月数]					
	47,723	74.80%	35,697	1,934	53.24%	4,485					
● 過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 目標納付率 [%]	③' 目標納付月数 [月数]	④' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑤' H26.9までの見込み納付月数の投分率 [%]	⑥' 達成目標 (5ヶ月) [月数]					
	48,026	76.45%	36,718	1,419	47.67%	677					
● 免除等											
	i' H26度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%]	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv' H26.9までの見込み承認件数の投分率 [%]	達成目標 (6ヶ月) [件数]						
	5,112	25.59%	1,684	68.53%	1,154						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【 苫小牧 年金事務所 】 北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)												
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) 【月数】	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) 【月数】	②全額免除等累計 【月数】	③納付対象者累計 【月数】	④納付対象月数 【月数】	⑤最低納付率 【%】	⑥最低納付月数 【月数】	⑦見込み納付期限内納付率 【%】	⑧見込み納付期限内納付月数 【月数】	⑨最低水準(12ヶ月) 【月数】	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑪H24.9までの見込み納付月数 【月数】	⑫最低水準(7ヶ月) 【月数】
		502,623	54.60%	49.60%	502,623	144,447	358,176	346,392	54.60%	189,130	49.60%	171,799	17,244	27.07%	4,667
過年度1年目	H22保険料	H23保険料													
	H23過年度1年目納付率(見込)	58.37%	s 納付対象月数 【月数】	t 最低納付率 【%】	v 最低納付月数 【月数】	w H23度末の納付月数(見込) 【月数】	x 最低水準(12ヶ月) 【月数】	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	z H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】					
		337,269	57.40%	193,592	184,149	9,396	53.24%	5,002	4,394						
過年度2年目	H22保険料			H23保険料											
	I 納付対象月数 【月数】	m 最低納付率 【%】	n 最低納付月数 【月数】	o H23度末の納付月数(見込) 【月数】	p 最低水準(12ヶ月) 【月数】	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	r H24.9までの見込み最低納付月数 【月数】	最低水準(7ヶ月) 【月数】							
	347,516	60.17%	209,103	202,846	6,224	47.67%	2,967	3,257							
免除等	H23免除等率(見込)			i H24度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii 最低免除等率 【%】	iii 最低水準(12ヶ月) 【件数】	iv H24.9までの見込み件数の按分率 【%】	v H24.9までの見込み最低承認件数 【件数】	最低水準(6ヶ月) 【件数】						
		22.19%	41,607	22.19%	11,890	68.53%	8,149	3,741							

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) 【月数】	B 全額免除等累計 【月数】	C 納付対象者累計 【月数】	D 納付対象月数 【月数】	E 最低納付率 【%】	F 最低納付月数 【月数】	G 見込み納付期限内納付率 【%】	H 見込み納付期限内納付月数 【月数】	I 最低水準(12ヶ月) 【月数】
	502,623	144,447	358,176	346,392	54.60%	189,130	49.60%	171,799	17,244
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 【月数】	② 最低納付率 【%】	③ 最低納付月数 【月数】	④ 最低水準(12ヶ月) 【月数】					
	346,565	57.40%	198,928	22,350					
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 【月数】	t' 最低納付率 【%】	v' 最低納付月数 【月数】	w' 最低水準(12ヶ月) 【月数】					
	339,427	59.20%	200,941	11,731					
免除等	H25保険料								
	i' H25度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	最低水準 【件数】						
	41,607	22.19%	11,890						

第3期(H26.5~H26.9)											
現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) 【月数】	b 全額免除等累計 【月数】	c 納付対象者累計 【月数】	d 納付対象月数 【月数】	e 最低納付率 【%】	f 最低納付月数 【月数】	g 見込み納付期限内納付率 【%】	h 見込み納付期限内納付月数 【月数】	i 最低水準(12ヶ月) 【月数】	H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	最低水準(5ヶ月) 【月数】
	502,623	144,447	358,176	346,392	54.60%	189,130	49.60%	171,799	17,244	27.07%	4,667
過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 【月数】	B' 最低納付率 【%】	C' 最低納付月数 【月数】	D' 最低水準加算分(12ヶ月) 【月数】	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	F' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】				
	346,565	57.40%	198,928	9,836	53.24%	5,236	22,480				
過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 【月数】	②' 最低納付率 【%】	③' 最低納付月数 【月数】	④' 最低水準加算分(12ヶ月) 【月数】	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 【%】	⑥' H26.9までの見込み加算月数 【月数】	最低水準(5ヶ月) 【月数】				
	348,783	59.20%	206,479	7,513	47.67%	3,582	25,932				
免除等	H26保険料										
	i' H26度末第1号被保険者見込み 【件数】	ii' 最低免除等率 【%】	iii' 最低水準(12ヶ月) 【件数】	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 【%】	最低水準(6ヶ月) 【件数】						
	41,607	22.19%	11,890	68.53%	8,149						

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
●現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	③納付対象者累計 [月数] ①-②	④納付対象月数 [月数] ③ × 96.71%	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数] ④ × ⑤	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数] ④ × ⑦	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数] (⑥-⑧) × 99.5%	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑧ × ⑩	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数] ⑨-⑪
	502,623	54.60%	49.60%	502,623	144,447	358,176	346,392	55.45%	192,074	49.60%	171,799	20,173	27.07%	5,460	14,714
●過年度1年目	H22保険料		H23保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度1年目納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 4.0%	v 目標納付月数 [月数] s × t	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v-w) × 99.5%	y H24.9までの見込み納付月数 [月数]	z H24.9までの見込み目標納付月数の按分率 [%] x × y	達成目標 (7ヶ月) [月数] x-z					
		58.37%	337,269	58.60%	197,640	184,149	13,423	53.24%	7,146	6,277					
●過年度2年目			H22保険料												
			i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 2.5%	n 目標納付月数 [月数] i × m	o H23年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数] (n-o) × 99.5%	q H24.9までの見込み納付月数 [月数]	r H24.9までの見込み目標納付月数の按分率 [%] p × q	達成目標 (7ヶ月) [月数] p-r					
			347,516	60.87%	211,535	202,846	8,644	47.67%	4,121	4,523					
●免除等	H23免除等率(見込)		H24免除等												
	22.19%		ii 目標免除等率 [%] H23年度末第1号被保険者見込み第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数] ii × 128.77%	iv H24.9までの見込み件数の按分率 [%] iii × iv	v H24.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii × iv	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii-v								
			41,607	22.69%	12,158	68.53%	8,332	3,826							

		第2期(H25.5~H26.4)									
●現年度保険料	H25保険料										
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	C 納付対象者累計 [月数] A-B	D 納付対象月数 [月数] C × 96.71%	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数] D × E	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数] D × G	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] (F-H) × 99.5%		
	502,623	144,447	358,176	346,392	56.30%	195,019	49.60%	171,799	23,103		
●過年度1年目	H24保険料										
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%] ④ + 100.05%	③目標納付月数 [月数] ① × ②	④達成目標 (12ヶ月) [月数] ③ - ⑧ - ⑩ × 99.5%							
	346,565	59.45%	206,033	28,630							
●過年度2年目	H23保険料										
	s' 納付対象月数 [月数] s × 100.64%	t' 目標納付率 [%] t + 2.5%	v' 目標納付月数 [月数] s' × t'	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v'-w'-2) × 99.5%							
	339,427	61.10%	207,390	16,014							
●免除等	H24免除等										
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%								
	41,607	23.19%	12,426								

		第3期(H26.5~H26.9)									
●現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	c 納付対象者累計 [月数] a-b	d 納付対象月数 [月数] c × 96.71%	e 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数] d × e	g 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数] d × g	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] (f-h) × 99.5%	H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数] i × j
	502,623	144,447	358,176	346,392	57.15%	197,963	49.60%	171,799	26,033	27.07%	7,046
●過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数] D × 100.05%	B' 目標納付率 [%] E + 4.0%	C' 目標納付月数 [月数] A' × B'	D' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (C'-H') × 99.5%	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数] D' × E'	達成目標 (5ヶ月) [月数] I + F				
	346,565	60.30%	208,979	14,006	53.24%	7,457	30,560				
●過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数] ①' × 100.64%	②' 目標納付率 [%] ②' + 2.5%	③' 目標納付月数 [月数] ①' × ②'	④' 達成目標加算分(12ヶ月) [月数] (③'-③) × 99.5%	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数] ④' × ⑤'	達成目標 (5ヶ月) [月数] ④' + ⑥'				
	348,783	61.95%	216,071	9,986	47.67%	4,761	33,391				
●免除等	H25免除等										
	i' H26年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] i' × ii' × 128.77%	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%] iii × iv	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii × iv						
	41,607	23.69%	12,694	68.53%	8,699						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【札幌北年金事務所】北海道地区

【最低水準の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数]	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤最低納付率 [%]	⑥最低納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%]	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨最低水準 (12ヶ月) [月数]	⑩H24までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24までの見込み納付月数 [月数]	⑫最低水準 (7ヶ月) [月数]
	1,321,343	53.30%	47.31%	1,321,343	431,355	889,988	860,707	53.30%	458,757	47.31%	407,219	51,280	27.07%	13,879	37,401
過年度1年目	H22保険料			H23保険料											
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度納付率(見込)	H22見込納付期限内納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 最低納付率 [%]	v 最低納付月数 [月数]	w H23度末の納付月数(見込) [月数]	x 最低水準 (12ヶ月) [月数]	y H24までの見込み納付月数の按分率 [%]	z H24までの見込み最低納付月数 [月数]	最低水準 (7ヶ月) [月数]				
		58.83%		818,514	56.10%	459,186	436,268	22,804	53.24%	12,140	10,663				
過年度2年目	H22保険料			H22保険料											
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度納付率(見込)	H22見込納付期限内納付率(見込)	i 納付対象月数 [月数]	m 最低納付率 [%]	n 最低納付月数 [月数]	o H23度末の納付月数(見込) [月数]	p 最低水準 (12ヶ月) [月数]	q H24までの見込み納付月数の按分率 [%]	r H24までの見込み最低納付月数 [月数]	最低水準 (7ヶ月) [月数]				
				831,162	60.63%	503,959	488,996	14,886	47.67%	7,096	7,790				
免除等	H23免除等率(見込)			i H24度末第1号被保険者数見込み [件数]	ii 最低免除等率 [%]	iii 最低水準 (12ヶ月) [件数]	iv H24までの見込み件数の按分率 [%]	v H24までの見込み承認件数 [件数]	最低水準 (6ヶ月) [件数]						
		29.59%		108,272	29.59%	41,259	68.53%	28,277	12,983						

		第2期(H25.5~H26.4)								
現年度保険料	H25保険料									
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数]	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 最低納付率 [%]	F 最低納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%]	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 最低水準 (12ヶ月) [月数]	
	1,321,343	431,355	889,988	860,707	53.30%	458,757	47.31%	407,219	51,280	
過年度1年目	H24保険料									
	① 納付対象月数 [月数]	② 最低納付率 [%]	③ 最低納付月数 [月数]	④ 最低水準 (12ヶ月) [月数]						
	861,138	56.10%	483,098	61,690						
過年度2年目	H23保険料									
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 最低納付率 [%]	v' 最低納付月数 [月数]	w' 最低水準 (12ヶ月) [月数]						
	823,753	57.90%	476,953	28,402						
免除等	H25免除等率(見込)			i' H25度末第1号被保険者数見込み [件数]	ii' 最低免除等率 [%]	iii' 最低水準 (12ヶ月) [件数]	iv' H25までの見込み承認件数の按分率 [%]	v' 最低水準 (6ヶ月) [件数]		
		29.59%		108,272	29.59%	41,259	68.53%	28,277	12,983	

		第3期(H26.5~H26.9)									
現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数]	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 最低納付率 [%]	f 最低納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%]	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 最低水準 (12ヶ月) [月数]	H26までの見込み納付月数の按分率 [%]	最低水準 (5ヶ月) [月数]
	1,321,343	431,355	889,988	860,707	53.30%	458,757	47.31%	407,219	51,280	27.07%	13,879
過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 最低納付率 [%]	C' 最低納付月数 [月数]	D' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	E' H26までの見込み納付月数の按分率 [%]	F' H26までの見込み加算月数 [月数]	最低水準 (5ヶ月) [月数]				
	861,138	56.10%	483,098	24,476	53.24%	13,031	64,311				
過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 最低納付率 [%]	③' 最低納付月数 [月数]	④' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	⑤' H26までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑥' H26までの見込み加算月数 [月数]	最低水準 (5ヶ月) [月数]				
	866,649	57.90%	501,790	18,598	47.67%	8,866	70,556				
免除等	H26免除等率(見込)			i' H26度末第1号被保険者数見込み [件数]	ii' 最低免除等率 [%]	iii' 最低水準 (12ヶ月) [件数]	iv' H26までの見込み承認件数の按分率 [%]	v' 最低水準 (6ヶ月) [件数]			
		29.59%		108,272	29.59%	41,259	68.53%	28,277			

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)													
●現年度保険料	H23保険料			H24保険料											
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑩H24.9までの見込み納付月数 [月数]	⑪H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数]
	1,321,343	53.30%	47.31%	1,321,343	431,355	889,988	860,707	54.15%	466,073	47.31%	407,219	58,566	27.07%	15,849	42,710
●過年度1年目	H22保険料		H23保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度1年目納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 4.0%	v 目標納付月数 [月数]	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数]	y H24.9までの見込み納付月数 [月数]	z H24.9までの見込み目標納付月数の按分率 [%]	達成目標 (7ヶ月) [月数]					
		58.83%	818,514	57.30%	469,009	436,268	32,577	53.24%	17,343	15,233					
●過年度2年目	H22保険料		H22保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度2年目納付率(見込)	i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H22過年度1年目納付率(見込) + 2.5%	n 目標納付月数 [月数]	o H22年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数]	q H24.9までの見込み納付月数 [月数]	r H24.9までの見込み目標納付月数の按分率 [%]	達成目標 (7ヶ月) [月数]					
			831,162	61.33%	509,777	488,996	20,675	47.67%	9,856	10,819					
●免除等	H23免除等率(見込)		H24免除等率(見込)												
	H23被保険者見込み [件数]	H23免除等率 [%]	ii 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv H24.9までの見込み件数 [件数]	v H24.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	達成目標 (6ヶ月) [件数]								
		29.59%	108,272	30.09%	41,956	68,53%	28,754	13,202							

		第2期(H25.5~H26.4)									
●現年度保険料	H25保険料										
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 達成目標 (12ヶ月) [月数]		
	1,321,343	431,355	889,988	860,707	55.00%	473,389	47.31%	407,219	65,839		
●過年度1年目	H24保険料										
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%]	③目標納付月数 [月数]	④達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	861,138	58.15%	500,752	77,295							
●過年度2年目	H23保険料										
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%]	v' 目標納付月数 [月数]	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数]							
	823,753	59.80%	492,604	38,798							
●免除等	H24免除等率(見込)										
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	達成目標 (12ヶ月) [件数]								
	108,272	30.59%	42,654								

		第3期(H26.5~H26.9)									
●現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 達成目標 (12ヶ月) [月数]	H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	達成目標 (5ヶ月) [月数]
	1,321,343	431,355	889,988	860,707	55.85%	480,705	47.31%	407,219	73,119	27.07%	19,790
●過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 目標納付率 [%]	C' 目標納付月数 [月数]	D' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	E' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	F' 達成目標 (5ヶ月) [月数]					
	861,138	59.00%	508,071	34,836	53.24%	18,547	84,386				
●過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 目標納付率 [%]	③' 目標納付月数 [月数]	④' 達成目標 (12ヶ月) [月数]	⑤' H26.9までの見込み納付月数 [月数]	⑥' 達成目標 (5ヶ月) [月数]					
	866,649	60.65%	525,623	24,747	47.67%	11,797	89,092				
●免除等	H25免除等率(見込)										
	i' H26年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数]	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	達成目標 (6ヶ月) [件数]						
	108,272	31.09%	43,351	68.53%	29,710						

(別紙2-2)達成目標等算出表

【新さつぼろ年金事務所】北海道地区

【最低水準の算出】

H23保険料			第1期(H24.10~H25.4)												
現年度保険料	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数]	③納付対象者累計 [月数]	④納付対象月数 [月数]	⑤最低納付率 [%]	⑥最低納付月数 [月数]	⑦見込み納付期限内納付率 [%]	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数]	⑨最低水準(12ヶ月) [月数]	⑩H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数]	⑫最低水準(7ヶ月) [月数]
		977,196	57.80%	51.26%	977,196	338,801	638,396	617,392	57.80%	356,853	51.26%	316,451	40,200	27.07%	10,880
過年度1年目	H22保険料		H23保険料												
	H23過年度1年目納付率(見込)		s 納付対象月数 [月数]	t 最低納付率 [%]	v 最低納付月数 [月数]	w H23度末の納付月数(見込) [月数]	x 最低水準(12ヶ月) [月数]	y H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	z H24.9までの見込み最低納付月数 [月数]	最低水準(7ヶ月) [月数]					
	62.58%		586,406	60.60%	355,362	338,943	16,337	53.24%	8,698	7,640					
過年度2年目	H22保険料		H22保険料												
	H23過年度2年目納付率(見込)		i 納付対象月数 [月数]	m 最低納付率 [%]	n 最低納付月数 [月数]	o H23度末の納付月数(見込) [月数]	p 最低水準(12ヶ月) [月数]	q H24.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	r H24.9までの見込み最低納付月数 [月数]	最低水準(7ヶ月) [月数]					
	595,212		64.38%	383,221	372,507	10,660	47.67%	5,082	5,578						
免除等	H23免除等率(見込)		ii H24度末第1号被保険者見込み [件数]	iii 最低水準(12ヶ月) [件数]	iv H24.9までの見込み件数の按分率 [%]	v H24.9までの見込み承認件数 [件数]	最低水準(6ヶ月) [件数]								
	32.48%		81,142	32.48%	33,936	68.53%	23,258	10,678							

第2期(H25.5~H26.4)									
現年度保険料	H25保険料								
	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数]	C 納付対象者累計 [月数]	D 納付対象月数 [月数]	E 最低納付率 [%]	F 最低納付月数 [月数]	G 見込み納付期限内納付率 [%]	H 見込み納付期限内納付月数 [月数]	I 最低水準(12ヶ月) [月数]
	977,196	338,801	638,396	617,392	57.80%	356,853	51.26%	316,451	40,200
過年度1年目	H24保険料								
	① 納付対象月数 [月数]	② 最低納付率 [%]	③ 最低納付月数 [月数]	④ 最低水準(12ヶ月) [月数]					
	617,701	60.60%	374,327	46,761					
過年度2年目	H23保険料								
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 最低納付率 [%]	v' 最低納付月数 [月数]	w' 最低水準(12ヶ月) [月数]					
	590,159	62.40%	368,259	20,516					
免除等	H23保険料								
	i' H25度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 最低免除等率 [%]	iii' 最低水準(12ヶ月) [件数]						
	81,142	32.48%	33,936						

第3期(H26.5~H26.9)											
現年度保険料	H26保険料										
	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数]	c 納付対象者累計 [月数]	d 納付対象月数 [月数]	e 最低納付率 [%]	f 最低納付月数 [月数]	g 見込み納付期限内納付率 [%]	h 見込み納付期限内納付月数 [月数]	i 最低水準(12ヶ月) [月数]	H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	最低水準(5ヶ月) [月数]
	977,196	338,801	638,396	617,392	57.80%	356,853	51.26%	316,451	40,200	27.07%	10,880
過年度1年目	H25保険料										
	A' 納付対象月数 [月数]	B' 最低納付率 [%]	C' 最低納付月数 [月数]	D' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	E' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	F' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	最低水準(5ヶ月) [月数]				
	617,701	60.60%	374,327	17,586	53.24%	9,363	49,563				
過年度2年目	H24保険料										
	①' 納付対象月数 [月数]	②' 最低納付率 [%]	③' 最低納付月数 [月数]	④' 最低水準加算分(12ヶ月) [月数]	⑤' H26.9までの見込み納付月数の按分率 [%]	⑥' H26.9までの見込み加算月数 [月数]	最低水準(5ヶ月) [月数]				
	621,654	62.40%	387,912	13,518	47.67%	6,444	53,205				
免除等	H24保険料										
	i' H26度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 最低免除等率 [%]	iii' 最低水準(12ヶ月) [件数]	iv' H26.9までの見込み承認件数の按分率 [%]	最低水準(6ヶ月) [件数]						
	81,142	32.48%	33,936	68.53%	23,258						

【達成目標の算出】

		第1期(H24.10~H25.4)														
●現年度保険料	H23保険料			H24保険料												
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23現年度納付率(見込)	H23見込納付期限内納付率(見込)	①H24被保険者累計(見込) [月数]	②全額免除等累計 [月数] H23年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	③納付対象者累計 [月数] ①-②	④納付対象月数 [月数] ③ × 96.71%	⑤目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第1期加算率	⑥目標納付月数 [月数] ④ × ⑤	⑦見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	⑧見込み納付期限内納付月数 [月数] ④ × ⑦	⑨達成目標 (12ヶ月) [月数] (⑥-⑧) × 99.5%	⑩H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑧ × ⑩	⑪H24.9までの見込み納付月数 [月数] ⑨ × ⑪	⑫達成目標 (7ヶ月) [月数] ⑨-⑪	
	977,196	57.80%	51.26%	977,196	338,801	638,396	617,392	58.55%	361,483	51.26%	316,451	44,807	27.07%	12,127	32,680	
●過年度1年目	H22保険料			H23保険料												
	H22被保険者累計(見込) [月数]	H22現年度納付率(見込)	H22見込納付期限内納付率(見込)	s 納付対象月数 [月数]	t 目標納付率 [%] H23過年度1年目納付率(見込) + 4.0%	v 目標納付月数 [月数] s × t	w H23年度末の納付月数(見込) [月数]	x 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v-w) × 99.5%	y H24.9までの見込み納付月数 [月数]	z H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] x × y	達成目標 (7ヶ月) [月数] x - z					
		62.58%		586,406	61.80%	362,399	338,943	23,339	53,24%	12,425	10,914					
●過年度2年目	H21保険料			H22保険料												
	H21被保険者累計(見込) [月数]	H21現年度納付率(見込)	H21見込納付期限内納付率(見込)	i 納付対象月数 [月数]	m 目標納付率 [%] H22過年度1年目納付率(見込) + 2.5%	n 目標納付月数 [月数] i × m	o H22年度末の納付月数(見込) [月数]	p 達成目標 (12ヶ月) [月数] (n-o) × 99.5%	q H24.9までの見込み納付月数 [月数]	r H24.9までの見込み目標納付月数 [月数] p × q	達成目標 (7ヶ月) [月数] p - r					
				595,212	65.08%	387,387	372,507	14,806	47.67%	7,056	7,748					
●免除等	H23免除等率(見込)			H24免除等率												
	H23被保険者累計(見込) [月数]	H23免除等率 [%]	H23見込納付期限内見込み [件数]	ii 目標免除等率 [%] H23年度末第1期最低免除等率 + 第1期加算率	iii 達成目標 (12ヶ月) [件数] ii × iii × 128.77%	iv H24.9までの見込み件数 [件数]	v H24.9までの見込み目標承認件数 [件数] iii × iv	達成目標 (6ヶ月) [件数] iii - v								
		32.48%		81,142	32.98%	34,458	68.53%	23,616	10,843							

		第2期(H25.5~H26.4)										
●現年度保険料	H24保険料			H25保険料								
	H24被保険者累計(見込) [月数]	H24現年度納付率(見込)	H24見込納付期限内納付率(見込)	A H25被保険者累計(見込) [月数]	B 全額免除等累計 [月数] H24年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	C 納付対象者累計 [月数] A-B	D 納付対象月数 [月数] C × 96.71%	E 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第2期加算率	F 目標納付月数 [月数] D × E	G 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	H 見込み納付期限内納付月数 [月数] D × G	I 達成目標 (12ヶ月) [月数] (F-H) × 99.5%
	977,196	57.80%	51.26%	977,196	338,801	638,396	617,392	59.30%	366,114	51.26%	316,451	49,414
●過年度1年目	H23保険料			H24保険料								
	①納付対象月数 [月数]	②目標納付率 [%] ④ × 100.05%	③目標納付月数 [月数] ① × ②	④達成目標 (12ヶ月) [月数] (③-④) × 99.5%	⑤目標納付率 [%] ② + 4.0%	⑥目標納付月数 [月数] ③ × ⑤	⑦達成目標 (12ヶ月) [月数] (⑥-⑦) × 99.5%					
	617,701	62.55%	386,372	57,505								
●過年度2年目	H22保険料			H23保険料								
	s' 納付対象月数 [月数]	t' 目標納付率 [%] s' × 100.64%	v' 目標納付月数 [月数] s' × t'	w' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (v'-w') × 99.5%								
	590,159	64.30%	379,472	27,964								
●免除等	H24免除等率			H25免除等率								
	i' H24年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第2期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] ii' × iii' × 128.77%	iv' H25.9までの見込み承認件数 [件数]	v' 達成目標 (6ヶ月) [件数] iii' - v'							
	81,142	33.48%	34,981									

		第3期(H26.5~H26.9)													
●現年度保険料	H25保険料			H26保険料											
	H25被保険者累計(見込) [月数]	H25現年度納付率(見込)	H25見込納付期限内納付率(見込)	a H26被保険者累計(見込) [月数]	b 全額免除等累計 [月数] H25年度末被保険者数(見込) × 免除率 × 10.19%	c 納付対象者累計 [月数] a-b	d 納付対象月数 [月数] c × 96.71%	e 目標納付率 [%] H23納付率(見込) + 第3期加算率	f 目標納付月数 [月数] d × e	g 見込み納付期限内納付率 [%] H23見込納期限内納付率	h 見込み納付期限内納付月数 [月数] d × g	i 達成目標 (12ヶ月) [月数] (f-h) × 99.5%	H26.9までの見込み納付月数 [月数] h × i	達成目標 (5ヶ月) [月数] i × j	
	977,196	57.80%	51.26%	977,196	338,801	638,396	617,392	60.05%	370,744	51.26%	316,451	54,022	27.07%	14,621	
●過年度1年目	H24保険料			H25保険料											
	A' 納付対象月数 [月数] D × 100.05%	B' 目標納付率 [%] E + 4.0%	C' 目標納付月数 [月数] A' × B'	D' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (C'-D') × 99.5%	E' H26.9までの見込み納付月数 [月数] D' × E'	F' 達成目標 (5ヶ月) [月数] D' × F'									
	617,701	63.30%	391,005	25,014	53.24%	13,317	62,731								
●過年度2年目	H23保険料			H24保険料											
	①' 納付対象月数 [月数] ①' × 100.64%	②' 目標納付率 [%] ②' + 2.5%	③' 目標納付月数 [月数] ①' × ②'	④' 達成目標 (12ヶ月) [月数] (③'-④') × 99.5%	⑤' H26.9までの見込み納付月数 [月数] ④' × ⑤'	⑥' 達成目標 (5ヶ月) [月数] ④' × ⑥'									
	621,654	65.05%	404,386	17,924	47.67%	8,545	66,050								
●免除等	H25免除等率			H26免除等率											
	i' H25年度末第1号被保険者見込み [件数]	ii' 目標免除等率 [%] 第1期最低免除等率 + 第3期加算率	iii' 達成目標 (12ヶ月) [件数] ii' × iii' × 128.77%	iv' H26.9までの見込み承認件数 [件数]	v' 達成目標 (6ヶ月) [件数] iii' × iv'										
	81,142	33.98%	35,503	68.53%	24,332										

(別紙3) 総合評価基準 (技術評価)

国民年金保険料の収納事業の落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、事業の目的に沿った実行可能なものであるか (必須項目審査)、また、効果的なものであるか (加点項目審査) について、以下により技術評価を行う。

【必須項目審査】

国民年金保険料の収納事業の目的及び業務内容に照らし、別表「総合評価基準 (技術評価) 表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点 (200点) を付与する。

なお、必須評価項目について、1項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

【加点項目審査】

国民年金保険料の収納事業の目的及び業務内容に照らし、各評価項目について有効な提案が行われた場合は、企画提案の優劣について加点基準に基づき、基本的には相対的評価を行うことにより「加点」する。

企画提案書に記述された各評価項目の内容について、評価委員会の委員が以下のような観点から総合的に評価を行い、別表1「総合評価基準 (技術評価) 表」の各項目に設定した得点の配分について別表2「企画提案書の評価手順について」によりそれぞれ得点の付与を行い、集計するものとする。

- ① 本事業の目的等が正しく理解され、企画提案内容に数値的な基礎根拠を明らかにした上で具体的に反映されていること。
- ② 企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなど説得力を有すること。
- ③ 各評価項目に対する評価の観点の具体的項目を満たしていること。

【採点方式】

技術評価の得点配分は1200点とする。

- ① 基礎点は200点とする。
- ② 加点の合計は1000点を上限とする。

(別表1)総合評価基準(技術評価)表

評価項目・評価の観点	評価区分	得点配分	必須事項に係る最低限の要求要件 加点事項に係る評価の観点
(i) 基本的考え方			
<p>本事業の目的、趣旨を適切に把握しているか。受託するに当たっての基本的な考え方や方針はどのようなものか。</p>	必須	—	<p>・本事業の目的、趣旨を適切に把握した上で、受託するに当たっての基本的な考え方や方針が明確に示されていること。</p>
(ii) 実施体制			
<p>本事業を実施するため、事業者としてどのような組織体制で取り組むのか。</p>	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を確実に実施するため、総括責任者、地域責任者及び従事人員について、適切な体制（配置数等）が具体的に示されていること。 ・戸別訪問を担当する従事者について、各年金事務所ごとに必須設置数以上が設置されていること。 ・総括責任者及び地域責任者について、国民年金制度に関して深い知識及び経験等を有する者を配置し、本事業の実施に当たって日本年金機構の本事業における総括責任者からの照会、連絡等、必要な場合に直ちに対応できる体制が具体的に示されていること。 ・入札（契約）地区内に複数の都道府県がある場合、各都道府県単位に地域責任者を設置し、定例打合せ会議や日本年金機構の本事業における地域責任者からの照会、連絡等に対応できる体制が具体的に示されていること。
<p>本事業を実施するに当たり、個人情報及び秘密保持、法令及び契約に基づくコンプライアンス、社内研修等の実施、進捗管理（指揮命令、苦情処理等）を実施するのか。</p>	加点	0～100	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に有効であると考えられる業務に携わったことがある実務経験者又は有効な資格を持つ者等の配置及び人数等が具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。
<p>本事業を実施するため、事業者としてどのように運営管理（個人情報の取扱い及び秘密保持、法令及び契約に基づくコンプライアンス、社内研修等の実施）、進捗管理（指揮命令、苦情処理等）を実施するのか。</p>	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために、個人情報の取扱い及び秘密保持等の規程が整備されており、本事業に関連する法令や契約に基づくコンプライアンス等について、適切な運営管理及び実施体制の確保が図られていること。 ・本事業に携わる従事者について、資質向上（年金制度への理解、督励方法の検討、個人情報取扱い等）のための研修体制が整備され、具体的なスケジュールの下、実施することが示されていること。 ・本事業を実施するための指揮監督の体制（命令系統）、事業進捗状況の把握、報告管理、クレーム処理等のエスカレーションや進捗管理について適切に示されていること。
<p>基本的事項</p>	加点	0～150	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に携わる従事者への研修について、研修カリキュラムや実施時期等、従事者のスキルアップに向けて効果的に実施することが具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。 ・個人情報の管理、保護及びトラブル発生防止のための施策が具体的に示されており、運営管理及び進捗管理が適切に実行できると評価できること。 ・万一の情報漏洩、トラブルの発生に当たっての具体的な対応マニュアル等が示されており、運営管理及び進捗管理の下で適切な措置が実施できると評価できること。

(iii) 入札参加者の業務経験		必須	—	入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及びその実績（遂行状況）が示されていること。
	入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及び実績（遂行状況）はどのようになっているか。	加点	0～100	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験が具体的に示されているか。 ・本事業を実施する上で、有効と評価できる事業実績（遂行状況）が具体的に示されているか。 ・本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験及び実績を、本事業にどのように反映、活用させるか具体的に示されているか。
(iv) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促（免除等申請手続勸奨）業務				
	滞納者すべてに対して少なくとも3ヶ月ごとの頻度で納付督促（免除等勸奨）を実施し、達成目標を達成する施策について、滞納者に対する制度への理解及び自主納付意欲の向上の推進を含め、どのような取組を行うのか。	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレータによる電話督促、戸別訪問、文書送付のすべての実施が提案されており、滞納者の特性（保険料滞納期間別、年次別等）に応じて実効性があると評価できる納付督促（免除等勸奨）の手法の活用方法や組み合わせ、滞納者一人当たりの督促頻度、月間（又は年間）実施計画件数が具体的に示されていること。 【保険料滞納期間別】 <ul style="list-style-type: none"> 短期滞納者…1～6ヵ月未納 中期滞納者…7～12ヵ月未納 長期滞納者①…13～18ヶ月未納 長期滞納者②…19～24ヵ月未納 ・それぞれの督促手法別に、実現可能な実施計画件数を算出した計算根拠が明確に示されていること。 ・提案されたそれぞれの督促手法について、実施計画件数を効果的に実行するための人員の配置が具体的に示されていること。 ・それぞれの督促手法について、総合的な督促概念図（体系図）、各手法ごとの督促スクリーン等が示されており、かつ、文書、電話による督促で納付に結び付かなかった場合に戸別訪問を実施する行程となっていること。 ・文書送付を実施する場合、滞納者の特性や送付時期等を考慮し、複数種類を用いて実施され、送付対象となる滞納者の抽出根拠が示されていること。
		加点	0～300	<ul style="list-style-type: none"> ・提案されたそれぞれの督促手法について、滞納者への接触、納付（免除等申請）約束、保険料（免除申請書、口座振替申出書等）獲得の数字的根拠を踏まえ、効果的に各督促手法を組み合わせて実施する内容となっているか。また、各督促手法の実施件数や実施時期等は適切と評価できるか。

業務事項

		<ul style="list-style-type: none"> ・文書送付を実施する場合、滞納者の納付（申請）意欲を向上させるため、どのような内容（目的）でどのような効果が見込まれるのか具体的に示されているか。 ・戸別訪問を実施する際、他の督促手法との組み合わせも含め、訪問対象や実施頻度、効果等が明確に示されているか。 ・契約地区の滞納者数や面積、離島数等の地域特性を活かした提案が示されているか。 ・滞納者への納付督促について、「電話督促（オペレータによるもの）」「文書送付」「戸別訪問」「納付相談会」以外の督促手法について、民間事業者独自又は新たな督促手法が提案されており、効果的・効率的な実施に資するものであるか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。 ・口座振替、クレジットカード納付の申請勧奨に当たって、その有効性をどのように滞納者へ説明し獲得を目指すのか、有効な提案となっているか。 ・離島、山間地域等の遠隔地に居住する滞納者について、有効かつ効率的に納付督促を行うための手法や頻度が示されているか。（例えば納付相談会を年金事務所と協力して開催するなど具体的な提案が示されているか。） ・日本年金機構から提供する滞納者情報のうち、電話番号が収録されていない者について、解明方法等が実効性のある提案となっているか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。 ・実施したそれぞれの督促手法における効果測定について、滞納者の滞納期間別、年齢階層別、督促実施日及び時間帯別等、取組を行う上で有効な区分に分類した上で、接触率や効果率など分析できる提案となっているか。
	<p>(v) 達成目標の達成に向けた事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案された本事業に対する施策を実施する時期、件数、時間数などについてどのようなスケジュールを設定し行うのか。 ・施策のスケジュール及び連携をどのように実施するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての達成目標を達成するための施策を実施する適切なスケジュールが数値的根拠を踏まえて具体的に示されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約期間における最終目標を示した長期的総合スケジュール ② 各期又は年間を通し、計画的な督促の実施を示した戦略的中期スケジュール ③ 月毎の定例的督促予定を示したルーチンスケジュール
	0～50	
	0～150	
	0～50	
	必須	—

		<p>加点</p>	0~100	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者の特性及び地域の実情等を的確に把握した上で、各特性等に応じた適切かつ効果的なスケジュールの設定について、評価できる内容が具体的に示されていること。 ・施策のスケジュールが効果的な連携を図って実施されると評価できる内容が具体的に示されていること。 ・本事業を実施するための適切な実施体制の整備・維持方法について、具体的な数値的根拠を踏まえ、評価できる内容が具体的に示されていること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・事業進捗状況の把握の方法及び事業方針への反映等について、評価できる内容が具体的に示されていること。
(vi) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務				
納付受託業務の実施内容				
	<p>戸別訪問や納付相談会を実施する際、滞納者から納付受託の申出を受けた場合に、受託保険料の盗難、亡失の防止を図るとともに、適切に管理して国庫に納付するため、どのような事務処理、措置を講じるのか。</p>	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者からの納付受託に際しての確実な事務処理手順が示されているとともに、適切で安全な管理体制が具体的に示されていること。

必須項目	200点
加点項目	0~1000点

(別表2) 加点項目の評価手順について

1. 企画提案書の評価

各地区(23地区)ごとに民間事業者から提出される企画提案書について、「(別表1) 総合評価基準表」に基づき、以下の方法により各加点項目を評価する。

2. 評価方法

評価に当たっては、「A~E」の5段階とし、各加点項目ごとに相対評価を基本とする。

評価	評価内容	得点割合
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	100%
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	75%
C	具体性及び実効性があると認められ、評価できるもの。	50%
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるものもしくはやや劣るもの。	25%
E	具体性及び実効性に欠け、評価できないものもしくは特に劣るもの。	0%

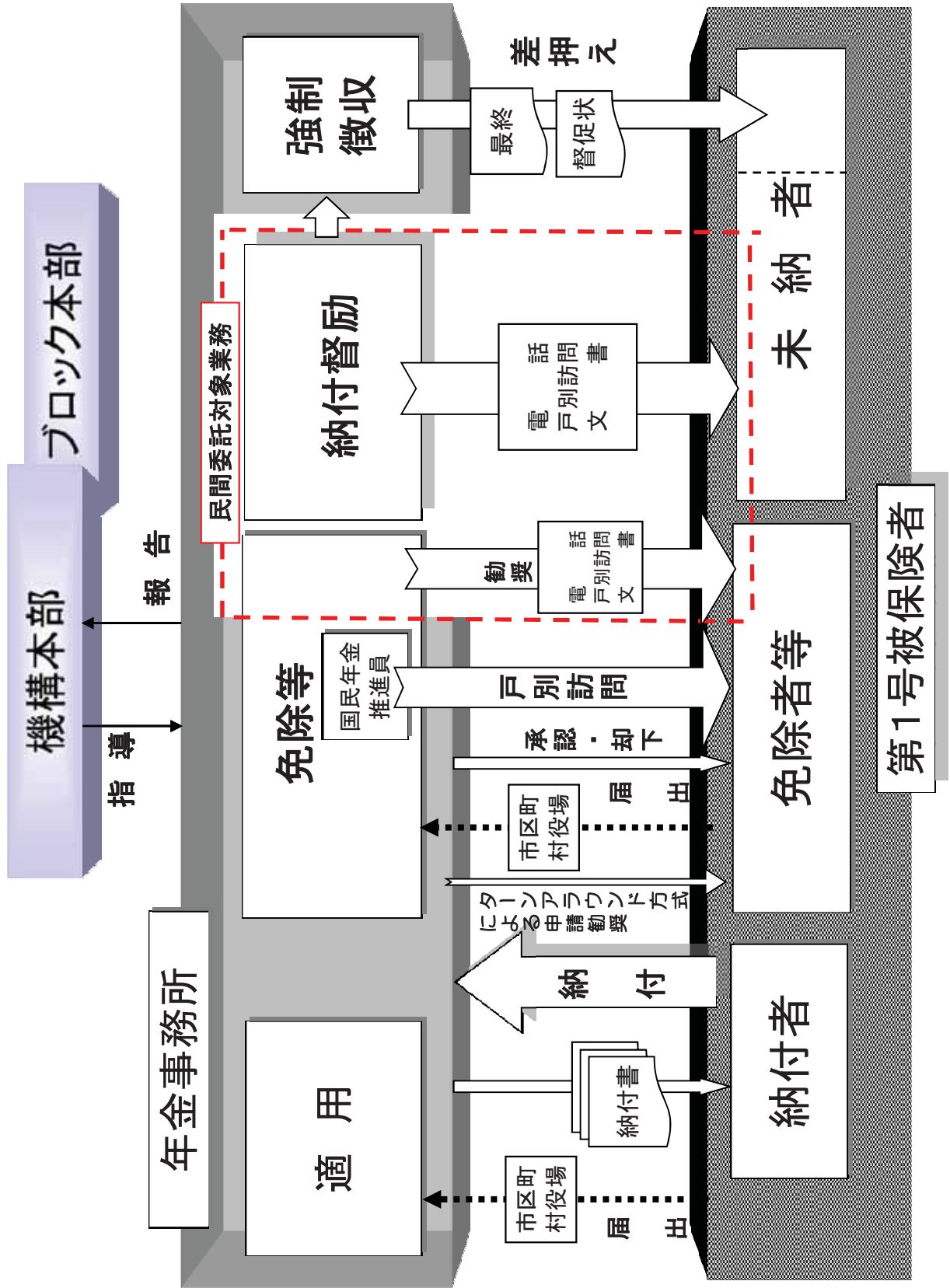
(別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

【各年金事務所における共通事項】

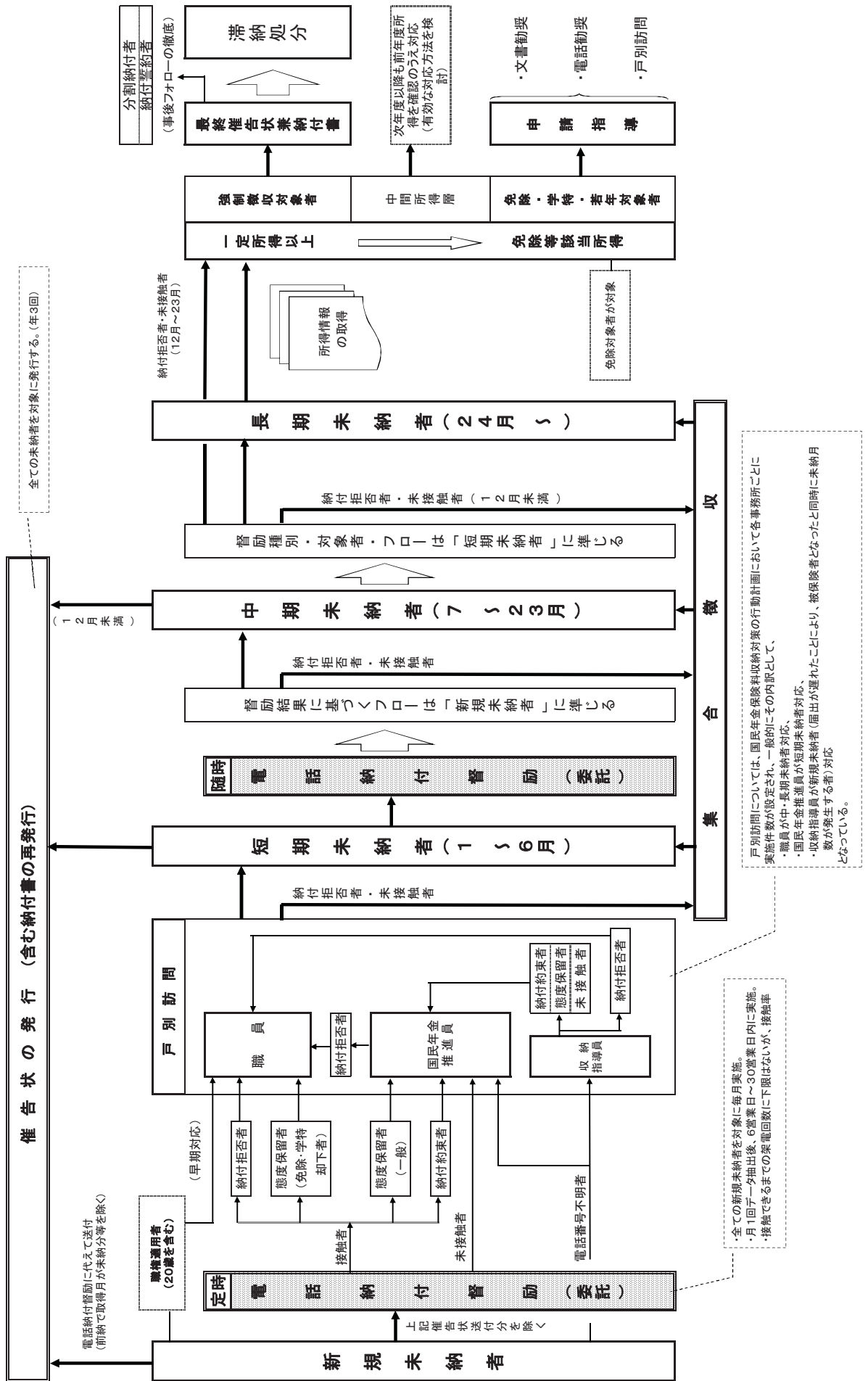
<p>1 従来の実施に要した経費</p> <p>(注記事項)</p> <p>1. 従来の実施に要した経費として、公共サービス改革法に基づく平成21年10月開始事業と平成22年10月開始事業の経費を各期ごとに開示している。</p> <p>2. 各費目の内容は以下のとおり。(ただし、実際の記載は「③委託費等」のみとしている。)</p> <p>人件費: 職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、非常勤職員手当、社会保険料、諸謝金 物件費: 印刷製本費、通信運搬費、借料、光熱水料、雑役務費 委託費等: 委託費、旅費</p> <p>(1)人件費 民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「人件費」は、収納業務に従事した常勤職員及び非常勤職員に係る人件費のうち、入札の対象業務となる納付督励業務(催告状、電話督励、戸別訪問、集合徴収等)、免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)及びこれに付随する管理業務(収納対策の企画・進捗管理・推進員管理・テレマ指導管理等)の従事割合により算出している。</p> <p>業務従事割合 = 各職員の在籍月数 ÷ 12月 × 対象業務従事時間数 ÷ 総勤務時間数</p> <p>民間競争入札実施後の年度における「人件費」は、民間委託業務の対象外であった免除等申請手続の勧奨業務に主に従事した特定業務契約職員(旧国民年金推進員)の実績を基に算出している。</p> <p>(2)物件費 物件費は、入札の対象業務となる納付督励業務(催告状、電話督励、戸別訪問、集合徴収等)及び免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)に要した印刷費、郵送料、通信料、賃借料(事務所、備品)を計上している。</p> <p>(3)委託費等 「委託費定額部分」に委託契約金額を計上し、「成功報酬等」に委託費の増減額、口座振替・クレジットカード納付獲得による成功報酬額及び電話番号判明件数による成功報酬額(平成22年10月開始事業のみ)の合計を計上している。</p> <p>3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は、推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下の通り。(ただし、実際の記載なし。)</p> <p>(1)減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額法により算出している。 ・建物全体の減価償却費のうち、本業務に従事した常勤職員における業務従事割合相当分を算出している。 <p>(2)退職給付費用 旧社会保険庁全体の退職給付費用を庁内総職員数で除した金額に本業務に従事した常勤職員数(「2 従来の実施に要した人員」の常勤職員数)を乗じた金額を計上している。</p> <p>(3)間接部門費 民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「間接部門費」には、旧社会保険事務所を管轄する旧社会保険事務局及び旧社会保険事務所内の庶務課において、当該間接業務に従事する者の経費を対象業務の従事割合に応じて比例配分している。</p>
<p>2 従来の実施に要した人員</p> <p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度に関する知識と理解を有していること等 <p>(業務の繁閑の状況とその対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年での業務の繁閑は基本的に生じないが、日本年金機構の行動計画では、例年、年末・年度末に収納対策を集中的に実施する。 ・被保険者の異動や景気状況等を背景に滞納者が大幅に増減する可能性がある。 <p>(注記事項)</p> <p>民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際の国民年金推進員等の雇用体系等について、以下のとおり参考に記載する。</p> <p>(1)国民年金推進員 勤務時間 : 1週間当たり30時間(土曜日・日曜日を含む午前8時から午後9時までの間) 給与 :</p> <p>(平成17年9月まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①月額 156,000円(原則として、夜間及び土・日曜日の勤務時間が1週間の勤務時間の2分1を超えない場合は、147,000円) ②賞与 期末給与…6月に0.85月分、12月に0.90月分(全員) <p>勤勉給与…0.30月分(設置数の1割) 0.15月分(設置数の2割)</p> <p>(平成17年10月から平成18年3月まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①月額…Aランク 176,000円(活動実績の順位が上位10%以内) Bランク 168,000円(" 上位25%まで(Aを除く)) Cランク 160,000円(" 上位45%まで(A・Bを除く)) Dランク 152,000円(" 上位75%まで(A~Cを除く)) Eランク 144,000円(上記以外) <ul style="list-style-type: none"> ②賞与 期末給与…6月に0.45月分、12月に0.55月分(全員) <p>勤勉給与…0.80月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給)</p>

<p>0.40 月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給) (平成 18 年 4 月から)</p> <p>①月額…Aランク 175,500 円(活動実績の順位が上位 10%以内) Bランク 167,500 円(" 上位 25%まで(Aを除く)) Cランク 159,500 円(" 上位 45%まで(A・Bを除く)) Dランク 151,500 円(" 上位 75%まで(A～Cを除く)) Eランク 143,600 円(上記以外)</p> <p>ただし、各社会保険事務局の国民年金推進員1人1月当たりの活動実績を全国平均ポイントで除して得た値に応じて、A～Cランクの格付けを調整可能。</p> <p>②賞与 期末給与… 6月に0.45 月分、12 月に0.55 月分(全員) 勤勉給与…0.80 月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給) 0.40 月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給)</p> <p>(2)特別国民年金推進員 国民年金推進員が対応しきれない町村地域等の未納者に対する戸別訪問を行うために設置 勤務時間：1日6時間勤務で月10日以内 (平成 18 年 3 月まで) 日額 7,800 円 (平成 18 年 4 月から) 日額 7,780 円</p> <p>(3)国民年金収納指導員 常勤職員と同様の勤務時間 日額 Aクラス 12,600 円 Cクラス 7,200 円</p> <p>(4)賃金職員 常勤職員と同様の勤務時間 給与は各社会保険事務所により異なる</p> <p>(5)特定業務契約職員(旧国民年金推進員) 日額 Aクラス 9,910 円 Cクラス 6,800 円</p>
<p>3 従来の実施に要した施設及び設備</p>
<p>【民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際に使用した施設、設備等】 施設:旧社会保険事務所庁舎(なお、旧社会保険事務所においては、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の適用・徴収・給付・相談業務を一体的に行っており、本業務はそのうちの国民年金保険料に係る納付督促業務等を委託するものである。) 設備:以下、本業務に共通して使用する設備を記載 (机、椅子類)机、椅子、ロッカー、書棚、書庫 (通信・電話関係)電話機・FAX (端末)社会保険オンラインシステム端末、専用プリンター、金銭登録機(戸別訪問督促時に使用) (PC関係)パソコン、プリンター (自動車)公用四輪・二輪自動車 (なお、国民年金推進員については、自家用車を使用。) (その他事務用品類)コピー機、シュレッダー</p>
<p>(注記事項) 1. 特定業務契約職員(旧国民年金推進員)については、金銭登録機を除き、上記施設及び設備を使用していない。 2. 上記の施設及び設備のうち、社会保険オンラインシステム端末及び金銭登録機については、民間事業者に貸与する。(それ以外の施設及び設備は、民間事業者が用意することとなる。)</p>
<p>4 従来の実施における目的の達成の程度</p>
<p>(注記事項) 1. 従来の実施における目的の達成の程度として、民間競争入札実施後の受託事業者の達成状況を開示している。 2. 平成 22 年 10 月開始事業の年金の達成状況の平成22年度については、平成 22 年 10 月から平成 23 年 4 月までの7カ月分を計上している。 3. 要求水準(達成目標)は、被保険者数の減少に伴う見直し後の数値を計上している。</p>
<p>5 従来の実施方法等</p>
<p>従来の実施方法等として、民間競争入札実施後の年金事務所別の実績を開示している。 なお、民間競争入札実施前の国が自ら実施していた方法等については、次のフロー図等の通り。</p>

国民年金事業の概要図



民間委託実施前の従前の業務フロー〔標準的な例〕

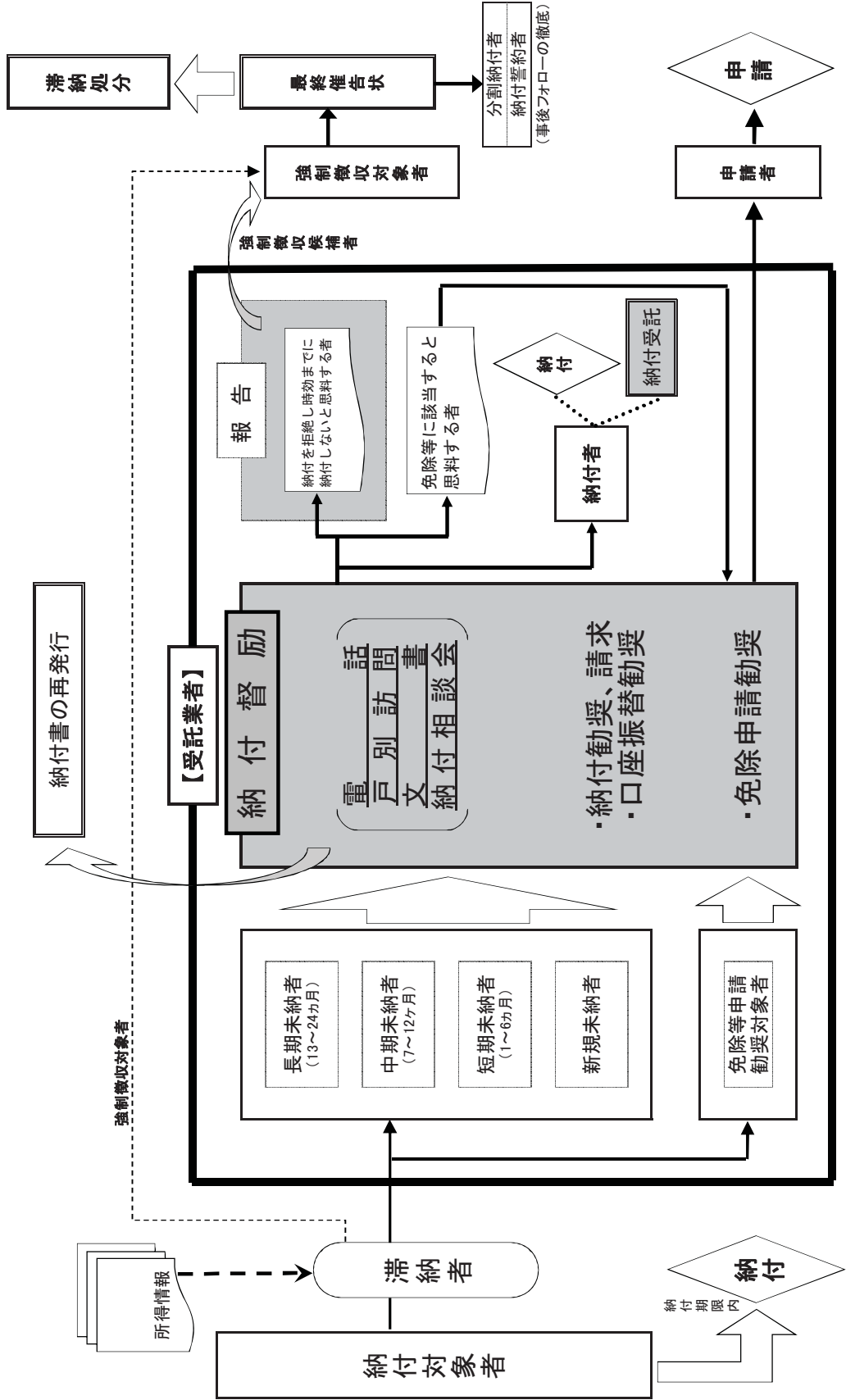


平成24年度 行動計画年間スケジュール(案)

	進捗管理等	免除等申請奨励対象の取組	納付督促対象等の取組	強制徴収の取組	関係機関との連携等
通年	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の進捗管理（毎月） 市場化受託事業者から提出された「啓発実施結果報告書（月次）」の分析（毎月） 市場化受託事業者の達成目標達成状況等の進捗管理（週次） 市場化受託事業者への指導、助言、提案（随時） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">国民年金収納対策会議【隔週】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">市場化業者との月例打合せ会議【毎月】</div>	<ul style="list-style-type: none"> 市場化受託事業者への情報提供（随時） →交付済、ターンアラウンド未提出者リストなど 職種適応者(2号・3号からの移行者)に対する適用通知書等送付時の免除等申請奨励（随時） 20歳到達者（職種適応者含む）に対する年金手帳送付時の免除等申請奨励（随時） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">特別催告状(免除対象)【毎月】</div>	<ul style="list-style-type: none"> 市場化受託事業者への情報提供（随時） →有効と判断される属性別の対象者リスト 一部免除承認者及び職種適応者に対する随時分納付書送付時の納付奨励（随時） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">特別催告状(納付対象)【毎月】</div>	<ul style="list-style-type: none"> 新規着手分及び前年度着手分の2年度内での完結に向けた取組 前々年度以前着手分の計画的な取組 財産調査の確実な実施 公正かつ確かな滞納処分の実施 国税委任対象者の年度内完結に向けた取組 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">特別催告状 (滞年者納付滞り又は学生納付特例に該当見込で対象から離れた者) 【最終催告対象者選定後の早期】</div>	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村との協力・連携（随時） 磁気媒体による所得情報の7月末までの提供 1号加入時における口座振替の促進 市区町村窓口における制度説明 「かけはし」による市区町村広報誌やホームページへの掲載依頼 制度に係る子ラシの設置依頼等 窓口職員、新任職員研修の実施 ハローワークとの連携（随時） 雇用保険受給者初回説明会等における相談・受付窓口の設置等体制の整備 特例免除制度に係るチラシの設置 口座振替制度チラシの設置 学特申請に係る大学等への協力依頼（随時） 学特の申請に関する代行事務促進のための協力依頼 学特、猶予制度に関するチラシの設置 ホームページへの掲載依頼等
3月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">H24学特ターンアラウンド申請書 [H23承認者のうち、引き続き在学予定の者]</div>			
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市場化業者から年次計画の提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">年次計画の確認及び行動計画策定</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市場化受託事業者と連携した事後フォロー</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成21年度以前着手分の整理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">平成22・23年度着手分の整理</div>	
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市場化業者へ情報提供</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">H24学特ターンアラウンド申請書 [3月末の送付対象以降に承認した者]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">前納口座振替不能者への現金前納奨励</div>		
6月			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">催告状兼納付書 [過年のみ未納者]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">納付に至っていない者について条件再点検</div>	
7月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">定時分納付書(チラシ、申請書、運用封筒を同封) [前年度特別免除承認者、一部免除承認者など]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市場化受託事業者と連携した事後フォロー</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">督促未了者への督促状送付</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所得情報の提供依頼(未納者)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">所得情報の提供依頼(継続申請者)</div>
8月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続免除承認者に対する動員</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所得情報の確認</div>	
9月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">免除等ターンアラウンド [H23所得情報による該当者]</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">財産調査</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成24年度新規着手対象者の選定</div>
10月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続免除承認者に対する動員</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">催告状 [現年+過年未納者] ※兼市場化テスト受託事業者名の周知</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">滞納状況や財産状況により個別の滞納整理を実施</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">最終催告状送付</div>
11月	ねんきん月間		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">前納口座振替不能者への現金前納奨励</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">差押え</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">督促状送付</div>
12月			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">催告状兼納付書 [過年のみ未納者]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">差押え</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所得情報の提供依頼(未納者)</div>
1月			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年末対策(納付書送付) [現年のみ(一部免除未納者含む)未納者]</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成23年度所得情報収録</div>
2月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">免除等ターンアラウンド [H23所得情報による該当者で申請書の未提出者]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">口座振替・前納奨励</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国税委任手続き</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所得情報の提供依頼(未納者)</div>
3月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">H25学特ターンアラウンド申請書 [H24承認者のうち、引き続き在学予定の者]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年度末対策(納付書送付) [現年のみ(一部免除未納者含む)未納者]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">完結</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成23年度所得情報収録</div>
4月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市場化受託事業者と連携した事後フォロー</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市場化受託事業者と連携した事後フォロー</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3号不適合期間種別変更のお知らせ(催奨)</div>

(注) 全年金事務所統一的な取組
 機構本部から送付する取組

納付督促フローチャート（流れ図）



〔北海道ブロック(北海道地区)〕

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

北海道地区(平成21年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度 (H22.5~H23.4)	平成23年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	5,985	7,980	23,940	23,940
	成果報酬等	▲1,513	▲3,369	▲7,559	(実施期間中)
	旅費その他	-	-	-	-
①~③小計(a)		4,472	4,611	16,381	23,940
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		4,472	4,611	16,381	23,940
北海道地区(平成22年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度 (H22.10~H23.4)	平成23年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	-	-	225,483	386,543
	成果報酬等	-	-	▲44,080	(実施期間中)
	旅費その他	-	-	-	-
①~③小計(a)		-	-	181,403	386,543
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		-	-	181,403	386,543
≪北海道ブロック合計≫		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度	平成23年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	5,985	7,980	249,423	410,483
	成果報酬等	▲1,513	▲3,369	▲51,639	(実施期間中)
	旅費その他	-	-	-	-
①~③小計(a)		4,472	4,611	197,784	410,483
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		4,472	4,611	197,784	410,483

(注1)平成21年10月開始事業における平成21年度欄については、業務委託前の期間のため、網掛けとしている。

(注2)平成22年度における委託費等は、平成21年10月開始事業は平成22年5月から平成23年4月迄の12ヶ月、平成22年10月開始事業は平成22年10月から平成23年4月迄の7ヶ月分を計上している。

(注3)平成23年度における委託費等は、平成23年5月から平成24年4月までに支払われる見込額(12ヶ月分)を計上している。

(注4)ブロック合計は、ブロック内における対象地区の合計としている。なお、ブロック内における事務所数及び滞納者数の合計と、各対象地区の事務所数及び滞納者数の割合については、別紙5①に計上している。

〔北海道ブロック(北海道地区)〕

4 従来の実施における目的の達成の程度

北海道地区(平成21年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
現年度	・要求水準[月数]	16,531	36,596	67,107	67,527
	・最低水準[月数]	15,077	33,475	51,291	46,517
	実施結果[月数]	10,072	21,205	27,994	(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	60.9%	57.9%	41.7%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	66.8%	63.3%	54.6%	(実施期間中)
過年度1年目	・要求水準[月数]	4,033	7,072	56,817	85,418
	・最低水準[月数]	3,414	5,988	50,612	66,817
	実施結果[月数]	3,033	4,528	34,533	(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	75.2%	64.0%	60.8%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	88.8%	75.6%	68.2%	(実施期間中)
過年度2年目	・要求水準[月数]	3,730	6,263	22,226	70,547
	・要求水準[月数]	3,426	5,750	19,894	60,412
	実施結果[月数]	2,042	3,432	12,304	(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	54.7%	54.8%	55.4%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	59.6%	59.7%	61.8%	(実施期間中)
免除等	・要求水準[件数]	5,250	3,326	22,018	20,735
	・最低水準[件数]	5,136	3,252	21,084	19,423
	実施結果[件数]	5,186	1,854	22,358	(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	98.8%	55.7%	101.5%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	101.0%	57.0%	106.0%	(実施期間中)
北海道地区(平成22年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
現年度	・達成目標[月数]			442,836	632,090
	・最低水準[月数]			384,314	484,600
	実施結果[月数]			246,187	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			55.6%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			64.1%	(実施期間中)
過年度1年目	・達成目標[月数]			84,787	596,709
	・最低水準[月数]			70,311	511,189
	実施結果[月数]			102,553	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			121.0%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			145.9%	(実施期間中)
過年度2年目	・達成目標[月数]			75,741	193,729
	・最低水準[月数]			69,135	135,681
	実施結果[月数]			79,745	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			105.3%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			115.3%	(実施期間中)
免除等	・達成目標[件数]			84,698	263,250
	・最低水準[件数]			83,065	253,275
	実施結果[件数]			83,269	(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			98.3%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			100.2%	(実施期間中)
≪北海道ブロック合計≫		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
現年度	・要求水準(達成目標)[月数]	16,531	36,596	509,943	699,617
	・最低水準[月数]	15,077	33,475	435,605	531,117
	実施結果[月数]	10,072	21,205	274,181	(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	60.9%	57.9%	53.8%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	66.8%	63.3%	62.9%	(実施期間中)
過年度1年目	・要求水準(達成目標)[月数]	4,033	7,072	141,604	682,127
	・最低水準[月数]	3,414	5,988	120,923	578,006
	実施結果[月数]	3,033	4,528	137,086	(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	75.2%	64.0%	96.8%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	88.8%	75.6%	113.4%	(実施期間中)
過年度2年目	・要求水準(達成目標)[月数]	3,730	6,263	97,967	264,276
	・最低水準[月数]	3,426	5,750	89,029	196,093
	実施結果[月数]	2,042	3,432	92,049	(実施期間中)

年 目	・要求水準(達成目標)達成率[%]	54.7%	54.8%	94.0%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	59.6%	59.7%	103.4%	(実施期間中)
免 除 等	・要求水準(達成目標)[件数]	5,250	3,326	106,716	283,985
	・最低水準[件数]	5,136	3,252	104,149	272,698
	実施結果[件数]	5,186	1,854	105,627	(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	98.8%	55.7%	99.0%	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	101.0%	57.0%	101.4%	(実施期間中)

(注1)平成22年度における数値は、平成21年10月開始事業は平成22年5月から平成23年4月迄の12ヶ月、平成22年10月開始事業は平成22年10月から平成23年4月迄の7ヶ月分を計上している。

(注2)平成23年度における数値は、評価期間の途中のため、要求水準(達成目標)と最低水準のみ計上している。

(注3)各年金事務所別の実績については、別紙に計上している。

(注4)ブロック合計は、ブロック内における対象地区の合計としている。なお、ブロック内における事務所数及び滞納者数の合計と、各対象地区の事務所数及び滞納者数の割合については、別紙5①に計上している。

札幌北	64,235	56.1%	316,034	56.1%	11,423	9,469	14,910	130.5%	157.5%	10,153	9,263	11,571	114.0%	124.9%	13,968	13,733	12,488	89.3%	90.8%
新さっぽろ	49,598	43.656	28,471	57.4%	8,287	6,971	11,251	135.9%	163.7%	7,271	6,641	7,679	105.6%	115.6%	11,129	10,953	10,359	93.1%	94.6%

事務所名	平成23年度										免除等									
	現年度					過年度1年目					過年度2年目					免除等				
	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 (達成率)	最低水準 達成率	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 (達成率)	最低水準 達成率	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 (達成率)	最低水準 達成率	要求水準 (達成目標)	最低水準	実績	要求水準 (達成率)	最低水準 達成率
札幌東	85,809	65,970	80,296	88.634	25,025	17,297	20,000	117.9%	124.9%	41,785	40,382	40,382	96.6%	100.0%	41,785	40,382	40,382	96.6%	100.0%	
札幌西	48,647	37,079	45,859	39.178	14,759	13,355	19,180	147.5%	155.9%	22,030	21,255	21,255	96.5%	100.0%	22,030	21,255	21,255	96.5%	100.0%	
函館	61,156	46,213	58,040	49.408	19,555	13,749	19,555	137.4%	155.9%	23,666	22,695	22,695	95.9%	100.0%	23,666	22,695	22,695	95.9%	100.0%	
旭川	62,975	48,071	59,534	50.924	14,724	10,330	14,724	137.4%	155.9%	24,307	23,320	23,320	95.9%	100.0%	24,307	23,320	23,320	95.9%	100.0%	
網走	45,172	33,897	43,181	36.665	5,809	4,093	5,809	137.4%	155.9%	15,292	14,578	14,578	95.9%	100.0%	15,292	14,578	14,578	95.9%	100.0%	
岩手沢	28,830	19,479	35,853	27.561	29,039	24,808	29,039	137.4%	155.9%	8,666	8,118	8,118	93.6%	100.0%	8,666	8,118	8,118	93.6%	100.0%	
室蘭	19,171	14,734	18,032	15.469	5,809	4,093	5,809	137.4%	155.9%	8,670	8,361	8,361	96.3%	100.0%	8,670	8,361	8,361	96.3%	100.0%	
小樽	27,047	21,157	25,481	22.022	8,191	5,791	8,191	137.4%	155.9%	10,695	10,245	10,245	95.8%	100.0%	10,695	10,245	10,245	95.8%	100.0%	
北見	39,765	30,189	38,567	32.909	13,717	9,753	13,717	137.4%	155.9%	12,802	12,184	12,184	94.8%	100.0%	12,802	12,184	12,184	94.8%	100.0%	
帯広	48,283	36,993	46,474	39.818	16,174	11,528	16,174	137.4%	155.9%	15,534	14,804	14,804	95.3%	100.0%	15,534	14,804	14,804	95.3%	100.0%	
砂川	19,504	14,410	25,001	20.510	20,910	18,161	20,910	137.4%	155.9%	7,545	7,122	7,122	94.4%	100.0%	7,545	7,122	7,122	94.4%	100.0%	
稚内	12,573	8,187	15,317	11.548	12,813	10,736	12,813	137.4%	155.9%	2,782	2,554	2,554	92.2%	100.0%	2,782	2,554	2,554	92.2%	100.0%	
留萌	6,620	4,441	9,247	7.198	7,785	6,707	7,785	137.4%	155.9%	1,742	1,629	1,629	93.5%	100.0%	1,742	1,629	1,629	93.5%	100.0%	
苫小牧	33,034	24,648	31,637	26.791	10,801	7,534	10,801	137.4%	155.9%	11,483	10,946	10,946	95.3%	100.0%	11,483	10,946	10,946	95.3%	100.0%	
札幌北	91,195	70,755	85,019	73.212	26,330	18,370	26,330	137.4%	155.9%	42,841	41,423	41,423	96.7%	100.0%	42,841	41,423	41,423	96.7%	100.0%	
新さっぽろ	69,836	54,894	64,589	55.959	19,464	13,641	19,464	137.4%	155.9%	34,145	33,082	33,082	96.9%	100.0%	34,145	33,082	33,082	96.9%	100.0%	

〔北海道ブロック(北海道地区)〕

5 従来の実施方法等①

北海道地区(平成21年10月開始事業)	都道府県名	年金事務所名	滞納者数 (平成22年度末)
	北海道	岩見沢	10,258人
		砂川	7,626人
		稚内	4,793人
		留萌	2,538人
小計	1県	4事務所	25,215人
北海道地区(平成22年10月開始事業)	都道府県名	年金事務所名	滞納者数 (平成22年度末)
	北海道	札幌東	62,403人
		札幌西	32,653人
		函館	40,906人
		旭川	36,138人
		釧路	28,517人
		室蘭	11,463人
		小樽	15,116人
		北見	22,308人
		帯広	23,468人
		苫小牧	22,977人
		札幌北	56,826人
		新さっぽろ	38,576人
小計	1県	12事務所	391,351人
《北海道ブロック合計》	都道府県数	年金事務所数	滞納者数 (平成22年度末)
合計	1県	16事務所	416,566人

(注)各年金事務所ごとの滞納期間別滞納者数の内訳は、「5 従来の実施方法等②」に計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【札幌東 年金事務所】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

第1号被保険者(任意加入者含む)		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
滞納者	短期滞納者	19,781	18,986	20,079
	中期滞納者	14,336	13,827	12,989
	長期滞納者①	7,345	6,990	6,966
	長期滞納者②	22,116	22,600	21,073
計		63,578	62,403	61,107
免除等者	法定免除者	11,159	12,101	12,696
	申請免除(全額)者	19,085	19,659	19,197
	学生納付特例者	8,823	9,044	8,485
	若年者納付猶予者	2,646	2,727	2,738
計		41,713	43,531	43,116

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度						
1カ月	3,879	6.1%	3,740	6.0%	4,248	7.0%	13カ月	1,086	1.7%	1,042	1.7%	1,032	1.7%
2カ月	2,719	4.3%	2,739	4.4%	3,515	5.8%	14カ月	1,042	1.6%	1,059	1.7%	1,200	2.0%
3カ月	5,959	9.4%	5,749	9.2%	2,880	4.7%	15カ月	2,754	4.3%	2,520	4.0%	954	1.6%
4カ月	2,692	4.2%	2,534	4.1%	2,828	4.6%	16カ月	869	1.4%	831	1.3%	1,008	1.6%
5カ月	2,350	3.7%	2,106	3.4%	4,653	7.6%	17カ月	784	1.2%	722	1.2%	1,977	3.2%
6カ月	2,182	3.4%	2,118	3.4%	1,955	3.2%	18カ月	810	1.3%	816	1.3%	795	1.3%
7カ月	1,892	3.0%	1,809	2.9%	4,187	6.9%	19カ月	709	1.1%	730	1.2%	2,557	4.2%
8カ月	1,674	2.6%	1,575	2.5%	1,497	2.4%	20カ月	769	1.2%	702	1.1%	742	1.2%
9カ月	3,934	6.2%	3,752	6.0%	1,422	2.3%	21カ月	2,186	3.4%	2,587	4.1%	674	1.1%
10カ月	1,445	2.3%	1,371	2.2%	2,033	3.3%	22カ月	694	1.1%	751	1.2%	1,047	1.7%
11カ月	1,406	2.2%	1,307	2.1%	1,270	2.1%	23カ月	910	1.4%	929	1.5%	780	1.3%
12カ月	3,985	6.3%	4,013	6.4%	2,580	4.2%	24カ月	16,848	26.5%	16,901	27.1%	15,273	25.0%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					38,942	34,536	37,115	37,128	37,249	37,625	37,681	
平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
37,421	37,494	37,555	37,555	37,506	40,639	63,347	61,660	60,985	59,883	59,703	59,080	
平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
59,276	57,772	60,373	60,319	55,262	63,622	60,630	59,772	60,521	60,491	60,080		

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	68.2%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「(第1号被保険者)」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	14,680	14,223	13,640
口座振替者率	21.2%	21.2%	20.2%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	863	1,027	1,106
クレジットカード納付者率	1.2%	1.5%	1.6%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	70,760	138,799	205,278	285,071	360,052	423,718	490,414	550,119	618,739	685,124	749,864	808,292
	納付月数	28,775	60,605	92,786	124,927	157,251	190,785	224,414	259,949	292,456	324,600	358,565	392,997
	納付率	40.67%	43.66%	45.20%	43.82%	43.67%	45.03%	45.76%	47.25%	47.27%	47.38%	47.82%	48.62%
	(督促対象月数)		80,744	118,101	169,298	215,844	250,864	289,057	319,639	359,573	397,863	434,191	463,942
	(督促納付月数)		2,550	5,609	9,154	13,043	17,931	23,057	29,469	33,290	37,339	42,892	48,647
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	68,132	134,239	196,494	272,755	345,501	412,604	479,548	540,723	601,908	667,269	729,721	788,652
	納付月数	27,846	57,897	88,022	118,871	150,152	181,820	214,204	248,236	279,576	310,849	343,502	375,913
	納付率	40.87%	43.13%	44.80%	43.58%	43.46%	44.07%	44.67%	45.91%	46.45%	46.59%	47.07%	47.67%
	(督促対象月数)		78,405	113,141	161,978	207,271	246,815	286,270	319,433	352,994	391,257	426,400	457,808
	(督促納付月数)		2,063	4,669	8,094	11,922	16,031	20,926	26,946	30,662	34,837	40,181	45,069
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	66,992	131,584	194,859	268,383	338,918	403,866	467,152	537,000				
	納付月数	26,736	55,517	84,513	114,291	144,459	175,498	206,169	239,019				
	納付率	39.91%	42.19%	43.37%	42.59%	42.62%	43.45%	44.13%	44.51%				
	(督促対象月数)		77,984	114,713	161,695	205,664	243,930	280,729	323,523				
	(督促納付月数)		1,917	4,367	7,603	11,205	15,562	19,746	25,542				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除・学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	829,429	830,947	831,689	832,698	833,520	834,290	835,095	835,880	836,593	837,445	838,308	839,025
	納付月数	476,579	478,814	483,485	486,378	488,204	490,296	492,037	493,726	495,389	496,677	497,953	498,994
	納付率	57.46%	57.62%	58.13%	58.41%	58.57%	58.77%	58.92%	59.07%	59.22%	59.31%	59.40%	59.47%
	(督促対象月数)	355,382	356,900	357,642	358,651	359,473	360,243	361,048	361,833	362,546	363,398	364,261	364,978
	(督促納付月数)	2,532	4,767	9,438	12,331	14,157	16,249	17,990	19,679	21,342	22,630	23,906	24,947
20年度分	納付対象月数	827,961	824,034	819,720	815,954	812,314	811,640	811,910	812,204	812,716	813,348	814,112	814,937
	納付月数	418,636	422,099	426,458	428,935	430,573	432,515	434,259	436,717	437,951	439,113	440,469	442,314
	納付率	50.56%	51.22%	52.02%	52.57%	53.01%	53.29%	53.49%	53.77%	53.89%	53.99%	54.10%	54.28%
	(督促対象月数)	413,863	409,936	405,622	401,856	398,216	397,542	397,812	398,106	398,618	399,250	400,014	400,839
	(督促納付月数)	4,538	8,001	12,360	14,837	16,475	18,417	20,161	22,619	23,853	25,015	26,371	28,216
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	815,946	817,196	817,829	818,804	819,548	820,260	821,106	820,562	820,957	821,561	822,339	823,026
	納付月数	444,581	447,024	449,066	451,332	453,404	455,326	456,559	458,765	460,704	462,294	464,077	465,292
	納付率	54.49%	54.70%	54.91%	55.12%	55.32%	55.51%	55.60%	55.91%	56.12%	56.27%	56.43%	56.53%
	(督促対象月数)	373,632	374,882	375,515	376,490	377,234	377,946	378,792	378,248	378,643	379,247	380,025	380,712
	(督促納付月数)	2,267	4,710	6,752	9,018	11,090	13,012	14,245	16,451	18,390	19,980	21,763	22,978
21年度分	納付対象月数	805,992	804,173	799,727	796,691	796,522	797,064	797,685	795,089	794,820	795,277	795,815	796,303
	納付月数	397,275	400,670	403,028	405,456	407,408	409,113	409,920	412,681	414,276	415,740	417,739	419,425
	納付率	49.29%	49.82%	50.40%	50.89%	51.15%	51.33%	51.39%	51.90%	52.12%	52.28%	52.49%	52.67%
	(督促対象月数)	412,995	411,176	406,730	403,694	403,525	404,067	404,688	402,092	401,823	402,280	402,818	403,306
	(督促納付月数)	4,278	7,673	10,031	12,459	14,411	16,116	16,923	19,684	21,279	22,743	24,742	26,428
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	797,259	797,880	798,608	799,656	800,435	801,147	801,805	806,748				
	納付月数	422,326	425,190	428,445	431,986	433,999	435,911	438,043	439,704				
	納付率	52.97%	53.29%	53.65%	54.02%	54.22%	54.41%	54.63%	54.50%				
	(督促対象月数)	377,834	378,455	379,183	380,231	381,010	381,722	382,380	387,323				
	(督促納付月数)	2,901	5,765	9,020	12,561	14,574	16,486	18,618	20,279				
22年度分	納付対象月数	785,808	782,742	779,320	775,759	774,600	774,900	775,150	785,614				
	納付月数	379,584	382,314	385,379	388,231	390,179	392,156	393,759	395,942				
	納付率	48.30%	48.84%	49.45%	50.05%	50.37%	50.61%	50.80%	50.40%				
	(督促対象月数)	409,895	406,829	403,407	399,846	398,687	398,987	399,237	409,701				
	(督促納付月数)	3,671	6,401	9,466	12,318	14,266	16,243	17,846	20,029				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除・学生納付特例・若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,965	537	1,401	8,164	3,847	2,457	4,501	2,252	2,562	454	1,067	1,090
学生納付特例	726	3,960	1,083	700	517	366	604	374	520	112	226	383
若年者納付猶予	221	85	152	1,595	378	425	412	180	288	61	94	134
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,897	836	902	9,747	5,350	1,986	2,365	1,784	1,580	1,435	980	1,361
学生納付特例	3,123	2,093	886	689	584	311	316	359	361	314	330	405
若年者納付猶予	272	149	146	1,732	653	247	178	121	221	255	88	154
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,728	823	821	9,383	5,266	2,322	2,983	2,061	1,318	1,878		
学生納付特例	3,486	1,578	766	622	674	330	444	406	344	542		
若年者納付猶予	264	122	164	1,806	631	374	256	226	171	189		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。
 (注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。
 (注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	13,333	25,895
【うち接触件数】	実施前	実施前	4,083	6,407
電話督促	実施前	実施前	107,052	130,315
【うち接触件数】	実施前	実施前	40,210	33,063
文書送付	実施前	実施前	34,036	43,776

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。
 (注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。
 (注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)
 (注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	12	22

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	1,185	2,081

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。
 (注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【札幌西 年金事務所】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

第1号被保険者(任意加入者含む)		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
滞納者	短期滞納者	9,955	9,721	10,712
	中期滞納者	7,275	6,929	6,709
	長期滞納者①	3,913	3,594	3,436
	長期滞納者②	12,021	12,409	11,705
計		33,164	32,653	32,562
免除等者	法定免除者	4,676	5,060	5,302
	申請免除(全額)者	9,265	9,508	9,493
	学生納付特例者	5,627	5,685	5,281
	若年者納付猶予者	1,276	1,394	1,393
計		20,844	21,647	21,469

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1~6カ月を「短期滞納者」、7~12カ月を「中期滞納者」、13~18カ月を「長期滞納者①」、19~24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度						
1カ月	1,917	5.8%	1,879	5.8%	2,426	7.5%	13カ月	638	1.9%	567	1.7%	511	1.6%
2カ月	1,442	4.3%	1,484	4.5%	1,933	5.9%	14カ月	505	1.5%	496	1.5%	623	1.9%
3カ月	3,161	9.5%	3,207	9.8%	1,642	5.0%	15カ月	1,413	4.3%	1,231	3.8%	479	1.5%
4カ月	1,289	3.9%	1,132	3.5%	1,374	4.2%	16カ月	429	1.3%	406	1.2%	492	1.5%
5カ月	1,057	3.2%	962	2.9%	2,366	7.3%	17カ月	428	1.3%	432	1.3%	905	2.8%
6カ月	1,089	3.3%	1,057	3.2%	971	3.0%	18カ月	500	1.5%	462	1.4%	426	1.3%
7カ月	886	2.7%	809	2.5%	2,232	6.9%	19カ月	392	1.2%	453	1.4%	1,294	4.0%
8カ月	819	2.5%	768	2.4%	744	2.3%	20カ月	423	1.3%	384	1.2%	369	1.1%
9カ月	1,955	5.9%	1,844	5.6%	742	2.3%	21カ月	1,230	3.7%	1,297	4.0%	359	1.1%
10カ月	738	2.2%	681	2.1%	1,094	3.4%	22カ月	408	1.2%	372	1.1%	602	1.8%
11カ月	690	2.1%	697	2.1%	621	1.9%	23カ月	528	1.6%	526	1.6%	435	1.3%
12カ月	2,187	6.6%	2,130	6.5%	1,276	3.9%	24カ月	9,040	27.3%	9,377	28.7%	8,646	26.6%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
20,649 18,868 19,451 19,339 19,443 19,686 19,935											
平成22年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19,601	19,666	19,722	19,722	19,677	21,953	33,509	32,295	32,219	31,805	32,022	31,741
平成23年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
31,947	30,969	32,598	32,732	29,698	32,577	31,780	31,723	32,213	32,191	32,087	

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	65.8%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。(「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	10,532	10,283	9,962
口座振替者率	25.7%	26.0%	25.1%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	743	909	971
クレジットカード納付者率	1.8%	2.3%	2.4%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	41,766	81,405	120,302	166,463	209,415	249,815	288,581	323,858	364,810	404,335	442,825	478,055
	納付月数	18,212	38,155	58,553	78,851	99,271	120,462	141,614	163,975	184,735	205,552	227,121	249,046
	納付率	43.60%	46.87%	48.67%	47.37%	47.40%	48.22%	49.07%	50.63%	50.64%	50.84%	51.29%	52.10%
	(督促対象月数)		44,624	64,899	92,653	117,251	139,188	159,655	176,219	198,609	219,789	239,780	256,366
	(督促納付月数)		1,374	3,150	5,041	7,107	9,835	12,688	16,336	18,534	21,006	24,076	27,357
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	40,685	79,864	117,398	162,750	205,329	245,183	284,031	321,467	358,908	397,290	434,221	468,373
	納付月数	18,016	37,378	56,915	76,934	97,068	117,488	138,481	160,096	180,380	200,845	222,340	243,599
	納付率	44.28%	46.80%	48.48%	47.27%	47.27%	47.92%	48.76%	49.80%	50.26%	50.55%	51.20%	52.01%
	(督促対象月数)		43,703	63,237	90,631	115,200	136,997	157,771	176,822	195,971	216,407	235,244	251,099
	(督促納付月数)		1,217	2,754	4,815	6,939	9,302	12,221	15,451	17,443	19,962	23,363	26,325
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	39,976	78,870	117,204	159,377	201,203	240,000	278,819	318,801				
	納付月数	17,632	36,556	55,536	75,014	94,630	114,994	135,164	156,303				
	納付率	44.11%	46.35%	47.38%	47.07%	47.03%	47.91%	48.48%	49.03%				
	(督促対象月数)		43,437	64,194	88,745	113,007	134,145	155,347	177,399				
	(督促納付月数)		1,123	2,526	4,382	6,434	9,139	11,692	14,901				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	463,980	464,659	464,933	465,313	465,558	466,074	466,332	466,790	467,152	467,588	468,164	468,561
	納付月数	283,354	284,508	287,114	288,645	289,719	290,830	291,785	292,705	293,566	294,225	294,961	295,531
	納付率	61.07%	61.23%	61.75%	62.03%	62.23%	62.40%	62.57%	62.71%	62.84%	62.92%	63.00%	63.07%
	(督促対象月数)	182,099	182,778	183,052	183,432	183,677	184,193	184,451	184,909	185,271	185,707	186,283	186,680
	(督促納付月数)	1,473	2,627	5,233	6,764	7,838	8,949	9,904	10,824	11,685	12,344	13,080	13,650
20年度分	納付対象月数	477,547	474,809	472,405	470,803	469,178	469,414	469,300	469,398	469,755	470,077	470,548	470,954
	納付月数	257,818	259,477	262,148	263,642	264,725	265,758	266,686	267,958	268,660	269,275	270,168	271,326
	納付率	53.99%	54.65%	55.49%	56.00%	56.42%	56.61%	56.83%	57.09%	57.19%	57.28%	57.42%	57.61%
	(督促対象月数)	222,200	219,462	217,058	215,456	213,831	214,067	213,953	214,051	214,408	214,730	215,201	215,607
	(督促納付月数)	2,471	4,130	6,801	8,295	9,378	10,411	11,339	12,611	13,313	13,928	14,821	15,979
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	471,353	471,825	471,993	472,193	472,392	472,869	473,242	473,254	473,621	473,868	474,287	474,675
	納付月数	272,597	273,970	275,031	276,198	277,341	278,356	279,218	280,555	281,560	282,444	283,425	284,118
	納付率	57.83%	58.07%	58.27%	58.49%	58.71%	58.87%	59.00%	59.28%	59.45%	59.60%	59.76%	59.86%
	(督促対象月数)	200,027	200,499	200,667	200,867	201,066	201,543	201,916	201,928	202,295	202,542	202,961	203,349
	(督促納付月数)	1,271	2,644	3,705	4,872	6,015	7,030	7,892	9,229	10,234	11,118	12,099	12,792
21年度分	納付対象月数	475,825	474,459	472,013	470,298	469,679	470,047	470,086	469,494	469,539	469,584	469,930	470,253
	納付月数	251,572	253,231	254,650	255,800	256,835	257,748	258,509	260,513	261,489	262,520	263,912	265,062
	納付率	52.87%	53.37%	53.95%	54.39%	54.68%	54.83%	54.99%	55.49%	55.69%	55.90%	56.16%	56.37%
	(督促対象月数)	226,779	225,413	222,967	221,252	220,633	221,001	221,040	220,448	220,493	220,538	220,884	221,207
	(督促納付月数)	2,526	4,185	5,604	6,754	7,789	8,702	9,463	11,467	12,443	13,474	14,866	16,016
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	470,678	471,082	471,558	471,856	472,256	472,714	472,862	474,908				
	納付月数	266,599	268,200	269,958	271,784	272,930	274,037	275,250	276,302				
	納付率	56.64%	56.93%	57.25%	57.60%	57.79%	57.97%	58.21%	58.18%				
	(督促対象月数)	205,616	206,020	206,496	206,794	207,194	207,652	207,800	209,846				
	(督促納付月数)	1,537	3,138	4,896	6,722	7,868	8,975	10,188	11,240				
22年度分	納付対象月数	466,542	465,451	463,896	461,197	460,789	460,861	460,666	465,221				
	納付月数	245,842	247,411	249,006	250,553	251,698	252,850	253,938	255,178				
	納付率	52.69%	53.16%	53.68%	54.33%	54.62%	54.86%	55.12%	54.85%				
	(督促対象月数)	222,943	221,852	220,297	217,598	217,190	217,262	217,067	221,622				
	(督促納付月数)	2,243	3,812	5,407	6,954	8,099	9,251	10,339	11,579				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数とは、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	910	162	825	4,151	1,741	1,284	1,348	1,279	1,427	327	517	618
学生納付特例	604	2,431	680	334	305	284	307	247	360	73	161	287
若年者納付猶予	123	10	106	759	186	139	140	98	114	20	52	64
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	783	658	370	4,729	2,401	987	949	1,180	785	662	468	565
学生納付特例	2,088	1,364	458	414	332	203	200	203	207	234	196	294
若年者納付猶予	119	93	75	843	258	163	79	78	139	103	68	81
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	874	497	342	4,560	2,803	1,071	1,370	798	933	894		
学生納付特例	2,334	1,047	436	403	459	213	259	213	159	294		
若年者納付猶予	129	83	58	899	410	134	159	116	53	112		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。
 (注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。
 (注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	10,123	16,812
【うち接触件数】	実施前	実施前	2,844	3,463
電話督促	実施前	実施前	53,996	70,488
【うち接触件数】	実施前	実施前	20,695	18,782
文書送付	実施前	実施前	21,254	24,939

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。
 (注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。
 (注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)
 (注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	8	8

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	554	985

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。
 (注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 函館 年金事務所 】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		81,516	78,605	76,179
滞納者	短期滞納者	12,027	11,762	12,457
	中期滞納者	8,194	8,118	7,413
	長期滞納者①	5,021	4,550	4,115
	長期滞納者②	16,980	16,476	15,321
計		42,222	40,906	39,306
免除等者	法定免除者	8,764	9,016	9,091
	申請免除(全額)者	12,476	12,626	12,581
	学生納付特例者	4,400	4,312	4,076
	若年者納付猶予者	1,615	1,548	1,619
計		27,255	27,502	27,367

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度						
1カ月	2,535	6.0%	2,430	5.9%	2,882	7.3%	13カ月	729	1.7%	715	1.7%	620	1.6%
2カ月	1,731	4.1%	1,688	4.1%	2,131	5.4%	14カ月	689	1.6%	617	1.5%	685	1.7%
3カ月	3,486	8.3%	3,624	8.9%	1,926	4.9%	15カ月	1,822	4.3%	1,686	4.1%	590	1.5%
4カ月	1,643	3.9%	1,609	3.9%	1,650	4.2%	16カ月	641	1.5%	503	1.2%	547	1.4%
5カ月	1,337	3.2%	1,173	2.9%	2,643	6.7%	17カ月	525	1.2%	508	1.2%	1,175	3.0%
6カ月	1,295	3.1%	1,238	3.0%	1,225	3.1%	18カ月	615	1.5%	521	1.3%	498	1.3%
7カ月	1,065	2.5%	1,012	2.5%	2,260	5.7%	19カ月	521	1.2%	478	1.2%	1,437	3.7%
8カ月	1,050	2.5%	1,046	2.6%	889	2.3%	20カ月	542	1.3%	447	1.1%	493	1.3%
9カ月	2,196	5.2%	2,106	5.1%	851	2.2%	21カ月	1,453	3.4%	1,471	3.6%	479	1.2%
10カ月	864	2.0%	898	2.2%	1,115	2.8%	22カ月	543	1.3%	506	1.2%	651	1.7%
11カ月	911	2.2%	814	2.0%	749	1.9%	23カ月	614	1.5%	599	1.5%	615	1.6%
12カ月	2,108	5.0%	2,242	5.5%	1,549	3.9%	24カ月	13,307	31.5%	12,975	31.7%	11,646	29.6%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					35,268	31,941	33,525	32,602	32,330	32,230	32,259	
平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
32,355	32,293	32,284	32,284	32,304	34,600	44,595	43,529	42,635	41,656	40,506	40,203	
平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
41,380	40,670	42,094	41,839	37,648	43,993	40,686	41,111	41,113	40,950	40,241		

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	78.1%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「(第1号被保険者)及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	16,248	15,415	14,602
口座振替者率	29.9%	30.2%	29.9%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	263	316	332
クレジットカード納付者率	0.5%	0.6%	0.7%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	58,650	114,722	169,363	231,146	288,847	343,021	394,512	444,699	499,010	553,673	606,996	654,915
	納付月数	27,251	56,354	85,706	114,699	144,059	173,948	203,944	235,166	264,266	293,780	323,901	354,113
	納付率	46.46%	49.12%	50.60%	49.82%	49.87%	50.71%	51.70%	52.88%	52.96%	53.06%	53.36%	54.07%
	(督促対象月数)	/	60,249	87,905	123,189	154,467	182,215	207,462	230,927	258,910	287,565	314,847	336,539
	(督促納付月数)	/	1,881	4,248	6,742	9,679	13,142	16,894	21,394	24,166	27,672	31,752	35,737
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	54,216	106,301	157,447	216,166	269,854	322,824	375,257	421,538	470,485	520,641	570,124	619,984
	納付月数	25,434	52,500	79,118	106,392	133,682	161,093	189,439	218,869	245,765	273,060	301,194	329,411
	納付率	46.91%	49.39%	50.25%	49.22%	49.54%	49.90%	50.48%	51.92%	52.24%	52.45%	52.83%	53.13%
	(督促対象月数)	/	55,403	81,724	115,804	144,840	173,224	201,110	222,418	246,734	272,497	297,472	322,636
	(督促納付月数)	/	1,602	3,395	6,030	8,668	11,493	15,292	19,749	22,014	24,916	28,542	32,063
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	52,027	101,972	151,008	204,565	255,349	305,846	353,027	402,417	/	/	/	/
	納付月数	23,942	49,210	74,562	100,243	125,864	152,288	178,244	205,821	/	/	/	/
	納付率	46.02%	48.26%	49.38%	49.00%	49.29%	49.79%	50.49%	51.15%	/	/	/	/
	(督促対象月数)	/	54,204	79,767	109,946	137,581	164,891	189,054	214,951	/	/	/	/
	(督促納付月数)	/	1,442	3,321	5,624	8,096	11,333	14,271	18,355	/	/	/	/

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
(注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	708,576	709,338	709,495	709,965	710,393	710,850	711,164	711,505	711,738	712,009	712,447	712,709
	納付月数	433,584	434,974	437,843	439,649	440,822	442,218	443,328	444,526	445,554	446,488	447,345	448,042
	納付率	61.19%	61.32%	61.71%	61.93%	62.05%	62.21%	62.34%	62.48%	62.60%	62.71%	62.79%	62.86%
	(督促対象月数)	276,675	277,437	277,594	278,064	278,492	278,949	279,263	279,604	279,837	280,108	280,546	280,808
	(督促納付月数)	1,683	3,073	5,942	7,748	8,921	10,317	11,427	12,625	13,653	14,587	15,444	16,141
20年度分	納付対象月数	692,350	689,555	686,059	683,670	682,379	681,633	681,767	681,988	682,145	682,375	682,784	683,004
	納付月数	382,210	384,333	387,516	389,343	390,590	391,957	393,113	394,639	395,477	396,425	397,550	398,782
	納付率	55.20%	55.74%	56.48%	56.95%	57.24%	57.50%	57.66%	57.87%	57.98%	58.09%	58.22%	58.39%
	(督促対象月数)	313,353	310,558	307,062	304,673	303,382	302,636	302,770	302,991	303,148	303,378	303,787	304,007
	(督促納付月数)	3,213	5,336	8,519	10,346	11,593	12,960	14,116	15,642	16,480	17,428	18,553	19,785
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	683,568	683,833	684,121	684,469	684,661	684,897	685,210	684,892	684,960	685,156	685,379	685,664
	納付月数	400,301	402,002	403,348	404,742	406,173	407,389	408,379	409,896	410,965	411,867	412,848	413,577
	納付率	58.56%	58.79%	58.96%	59.13%	59.32%	59.48%	59.60%	59.85%	60.00%	60.11%	60.24%	60.32%
	(督促対象月数)	284,786	285,051	285,339	285,687	285,879	286,115	286,428	286,110	286,178	286,374	286,597	286,882
	(督促納付月数)	1,519	3,220	4,566	5,960	7,391	8,807	9,597	11,114	12,183	13,085	14,066	14,795
21年度分	納付対象月数	653,460	651,008	649,099	647,787	647,472	647,654	647,940	646,831	646,334	646,246	646,314	646,426
	納付月数	357,448	359,469	360,971	362,546	363,723	364,821	365,706	367,364	367,934	368,806	369,694	370,827
	納付率	54.70%	55.22%	55.61%	55.97%	56.18%	56.33%	56.44%	56.79%	56.93%	57.07%	57.20%	57.37%
	(督促対象月数)	299,347	296,895	294,986	293,674	293,359	293,541	293,827	292,718	292,221	292,133	292,201	292,313
	(督促納付月数)	3,335	5,356	6,858	8,433	9,610	10,708	11,593	13,251	13,821	14,693	15,581	16,714
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	646,769	646,882	646,937	647,149	647,266	647,440	647,463	649,752	/	/	/	/
	納付月数	372,470	374,041	375,818	377,709	378,938	380,077	381,215	382,461	/	/	/	/
	納付率	57.59%	57.82%	58.09%	58.37%	58.54%	58.70%	58.88%	58.86%	/	/	/	/
	(督促対象月数)	275,942	276,055	276,110	276,322	276,439	276,613	276,636	278,925	/	/	/	/
	(督促納付月数)	1,643	3,214	4,991	6,882	8,111	9,250	10,388	11,634	/	/	/	/
22年度分	納付対象月数	618,912	616,473	614,610	611,105	610,477	610,401	610,195	614,576	/	/	/	/
	納付月数	331,891	333,746	335,608	337,192	338,236	339,603	340,785	342,478	/	/	/	/
	納付率	53.62%	54.14%	54.61%	55.18%	55.41%	55.64%	55.85%	55.73%	/	/	/	/
	(督促対象月数)	289,501	287,062	285,199	281,694	281,066	280,990	280,784	285,165	/	/	/	/
	(督促納付月数)	2,480	4,335	6,197	7,781	8,825	10,192	11,374	13,067	/	/	/	/

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
(注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,060	339	1,005	5,197	3,018	1,957	1,656	1,755	1,447	370	559	780
学生納付特例	451	1,841	582	400	247	157	410	243	226	94	92	211
若年者納付猶予	129	62	158	656	406	458	298	188	191	50	51	105
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,255	499	669	5,333	3,011	2,346	1,132	795	1,381	900	682	753
学生納付特例	1,595	783	546	352	287	180	183	142	211	181	158	204
若年者納付猶予	187	55	110	483	474	418	101	57	244	106	73	93
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	977	393	710	5,395	3,882	2,110	894	1,158	1,084	1,539		
学生納付特例	1,621	518	404	491	367	172	279	179	179	247		
若年者納付猶予	147	50	109	583	613	363	146	194	146	194		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。
 (注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。
 (注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	4,096	12,420
【うち接触件数】	実施前	実施前	1,080	3,210
電話督促	実施前	実施前	87,040	108,585
【うち接触件数】	実施前	実施前	36,501	29,393
文書送付	実施前	実施前	13,875	22,405

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。
 (注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。
 (注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)
 (注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	5	5

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	341	1,213

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。
 (注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【旭川 年金事務所】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		82,679	79,701	76,625
滞納者	短期滞納者	12,605	12,270	13,157
	中期滞納者	8,009	6,810	7,121
	長期滞納者①	4,527	4,229	3,728
	長期滞納者②	13,488	12,829	11,511
計		38,629	36,138	35,517
免除等者	法定免除者	9,042	9,333	9,398
	申請免除(全額)者	12,527	13,163	12,474
	学生納付特例者	4,729	4,959	4,695
	若年者納付猶予者	1,553	1,698	1,617
計		27,851	29,153	28,184

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度		未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度	
1カ月	2,708	7.0%	2,749	7.6%	3,211	9.0%	13カ月	664	1.7%	622	1.7%	568	1.6%
2カ月	1,989	5.1%	1,990	5.5%	2,422	6.8%	14カ月	683	1.8%	558	1.5%	642	1.8%
3カ月	3,659	9.5%	3,615	10.0%	1,852	5.2%	15カ月	1,645	4.3%	1,693	4.7%	527	1.5%
4カ月	1,571	4.1%	1,550	4.3%	1,680	4.7%	16カ月	509	1.3%	458	1.3%	512	1.4%
5カ月	1,470	3.8%	1,226	3.4%	2,937	8.3%	17カ月	501	1.3%	409	1.1%	1,082	3.0%
6カ月	1,208	3.1%	1,140	3.2%	1,055	3.0%	18カ月	525	1.4%	489	1.4%	397	1.1%
7カ月	1,079	2.8%	879	2.4%	2,222	6.3%	19カ月	455	1.2%	435	1.2%	1,125	3.2%
8カ月	1,064	2.8%	785	2.2%	870	2.4%	20カ月	428	1.1%	413	1.1%	328	0.9%
9カ月	2,039	5.3%	1,647	4.6%	781	2.2%	21カ月	1,222	3.2%	1,188	3.3%	327	0.9%
10カ月	901	2.3%	802	2.2%	1,123	3.2%	22カ月	422	1.1%	447	1.2%	533	1.5%
11カ月	784	2.0%	681	1.9%	696	2.0%	23カ月	534	1.4%	550	1.5%	474	1.3%
12カ月	2,142	5.5%	2,016	5.6%	1,429	4.0%	24カ月	10,427	27.0%	9,796	27.1%	8,724	24.6%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					29,242	31,244	28,706	28,268	28,154	29,056	29,327
平成22年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
28,701	28,809	28,973	28,973	28,864	28,879	39,322	38,249	37,672	36,834	35,875	35,722
平成23年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
36,474	35,713	37,422	36,799	33,173	38,172	35,768	36,156	35,987	35,882	35,574	

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度
電話番号収録率	73.6%

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「(第1号被保険者)」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	19,162	18,197	17,172
口座振替者率	34.9%	36.0%	35.4%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	358	415	445
クレジットカード納付者率	0.7%	0.8%	0.9%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	58,940	114,446	169,388	231,619	290,029	344,432	393,211	442,902	497,248	551,445	604,857	655,973
	納付月数	30,637	63,561	96,677	129,071	161,864	195,669	229,736	264,951	297,609	330,313	364,406	399,322
	納付率	51.98%	55.54%	57.07%	55.73%	55.81%	56.81%	58.43%	59.82%	59.85%	59.90%	60.25%	60.87%
	(督促対象月数)		53,017	77,400	109,765	138,318	162,718	181,697	201,096	225,553	250,218	273,895	294,574
	(督促納付月数)		2,132	4,689	7,217	10,153	13,955	18,222	23,145	25,914	29,086	33,444	37,923
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	55,135	107,377	158,626	214,313	266,557	318,649	369,645	416,411	464,255	512,622	560,316	607,837
	納付月数	29,363	60,192	91,044	122,077	153,254	184,679	216,921	250,398	280,753	311,685	343,469	375,585
	納付率	53.26%	56.06%	57.40%	56.96%	57.49%	57.96%	58.68%	60.13%	60.47%	60.80%	61.30%	61.79%
	(督促対象月数)		48,827	71,401	98,769	122,726	146,453	169,366	187,477	207,165	227,675	247,302	266,236
	(督促納付月数)		1,642	3,819	6,533	9,423	12,483	16,642	21,464	23,663	26,738	30,455	33,984
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	51,439	100,362	148,236	201,606	251,007	299,072	346,953	395,425				
	納付月数	27,575	56,913	86,183	115,595	145,262	175,506	205,455	236,951				
	納付率	53.61%	56.71%	58.14%	57.34%	57.87%	58.68%	59.22%	59.92%				
	(督促対象月数)		45,148	65,707	92,063	114,482	135,541	156,581	177,749				
	(督促納付月数)		1,699	3,654	6,052	8,737	11,975	15,083	19,275				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数とは、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	709,005	709,254	709,556	709,852	710,205	710,468	710,622	710,883	711,128	711,384	711,669	711,993
	納付月数	472,930	474,318	477,769	479,470	480,743	482,095	483,340	484,393	485,425	486,275	487,167	487,815
	納付率	66.70%	66.88%	67.33%	67.55%	67.69%	67.86%	68.02%	68.14%	68.26%	68.36%	68.45%	68.51%
	(督促対象月数)	237,437	237,686	237,988	238,284	238,637	238,900	239,054	239,315	239,560	239,816	240,101	240,425
	(督促納付月数)	1,362	2,750	6,201	7,902	9,175	10,527	11,772	12,825	13,857	14,707	15,599	16,247
20年度分	納付対象月数	688,736	684,922	683,536	681,792	679,936	679,544	679,588	679,882	680,137	680,343	680,685	680,869
	納付月数	427,773	430,243	433,550	435,300	436,633	437,989	439,390	440,930	441,718	442,508	443,575	444,769
	納付率	62.11%	62.82%	63.42%	63.85%	64.20%	64.45%	64.66%	64.85%	64.95%	65.04%	65.17%	65.32%
	(督促対象月数)	264,139	260,325	258,972	257,175	255,339	254,947	254,991	255,285	255,540	255,746	256,088	256,272
	(督促納付月数)	3,176	5,646	8,953	10,703	11,936	13,392	14,793	16,333	17,121	17,911	18,978	20,172
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	681,045	681,372	681,693	681,924	682,225	682,498	682,653	682,652	682,839	682,870	683,132	683,302
	納付月数	446,309	447,802	449,020	450,443	451,834	453,101	454,292	455,866	456,934	457,951	459,056	459,845
	納付率	65.53%	65.72%	65.87%	66.05%	66.23%	66.39%	66.55%	66.78%	66.92%	67.06%	67.20%	67.30%
	(督促対象月数)	236,276	236,603	236,924	237,155	237,456	237,729	237,884	237,883	238,070	238,101	238,363	238,533
	(督促納付月数)	1,540	3,033	4,251	5,674	7,065	8,332	9,523	11,097	12,165	13,182	14,287	15,076
21年度分	納付対象月数	653,269	650,439	649,066	647,335	647,200	647,385	647,255	647,000	647,007	647,036	647,269	647,228
	納付月数	402,648	404,670	406,460	408,062	409,499	410,602	412,055	414,643	415,571	416,731	417,906	419,005
	納付率	61.64%	62.21%	62.62%	63.04%	63.27%	63.42%	63.66%	64.09%	64.23%	64.41%	64.56%	64.74%
	(督促対象月数)	253,947	251,117	249,744	248,013	247,878	248,063	247,933	247,678	247,685	247,714	247,947	247,906
	(督促納付月数)	3,326	5,348	7,138	8,740	10,177	11,280	12,733	15,321	16,249	17,409	18,584	19,683
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	647,469	647,659	647,786	648,177	648,349	648,506	648,697	649,982				
	納付月数	420,772	422,383	424,322	426,190	427,428	428,481	429,590	430,639				
	納付率	64.99%	65.22%	65.50%	65.75%	65.93%	66.07%	66.22%	66.25%				
	(督促対象月数)	228,464	228,654	228,781	229,172	229,344	229,501	229,692	230,977				
	(督促納付月数)	1,767	3,378	5,317	7,185	8,423	9,476	10,585	11,634				
22年度分	納付対象月数	606,096	603,927	601,617	598,819	598,143	598,045	598,142	600,895				
	納付月数	378,242	380,273	382,226	383,994	385,157	386,424	387,657	389,149				
	納付率	62.41%	62.97%	63.53%	64.13%	64.39%	64.61%	64.81%	64.76%				
	(督促対象月数)	230,511	228,342	226,032	223,234	222,558	222,460	222,557	225,310				
	(督促納付月数)	2,657	4,688	6,641	8,409	9,572	10,839	12,072	13,564				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,081	161	967	5,059	2,610	1,872	1,762	2,268	1,478	230	539	667
学生納付特例	448	1,957	734	331	286	224	338	269	243	78	126	218
若年者納付猶予	200	26	160	529	301	250	233	453	192	24	48	72
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,046	686	628	5,846	4,123	1,741	724	803	1,220	830	753	926
学生納付特例	1,718	1,056	510	372	441	255	160	228	232	199	146	196
若年者納付猶予	194	126	101	531	556	481	113	98	198	108	110	118
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,142	514	585	6,260	3,946	1,985	1,214	720	709	1,162		
学生納付特例	2,057	779	454	366	381	220	264	178	232	218		
若年者納付猶予	157	77	93	244	880	477	195	121	111	132		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。
 (注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。
 (注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	7,473	14,254
【うち接触件数】	実施前	実施前	3,831	5,404
電話督促	実施前	実施前	69,661	85,475
【うち接触件数】	実施前	実施前	31,915	24,795
文書送付	実施前	実施前	16,388	21,573

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。
 (注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。
 (注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)
 (注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	3	13

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	805	859

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。
 (注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 釧路 年金事務所 】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		59,718	57,691	56,075
滞納者	短期滞納者	8,760	8,670	9,155
	中期滞納者	5,929	5,637	5,316
	長期滞納者①	3,420	3,189	2,859
	長期滞納者②	11,359	11,021	10,307
計		29,468	28,517	27,637
免除等者	法定免除者	6,012	6,204	6,160
	申請免除(全額)者	8,224	8,239	8,044
	学生納付特例者	2,667	2,639	2,602
	若年者納付猶予者	890	942	945
計		17,793	18,024	17,751

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度		未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度	
1カ月	1,941	6.6%	1,852	6.5%	2,219	8.0%	13カ月	570	1.9%	464	1.6%	449	1.6%
2カ月	1,318	4.5%	1,321	4.6%	1,745	6.3%	14カ月	497	1.7%	445	1.6%	507	1.8%
3カ月	2,619	8.9%	2,587	9.1%	1,416	5.1%	15カ月	1,185	4.0%	1,135	4.0%	405	1.5%
4カ月	1,108	3.8%	1,157	4.1%	1,119	4.0%	16カ月	398	1.4%	407	1.4%	398	1.4%
5カ月	874	3.0%	898	3.1%	1,864	6.7%	17カ月	370	1.3%	341	1.2%	747	2.7%
6カ月	900	3.1%	855	3.0%	792	2.9%	18カ月	400	1.4%	397	1.4%	353	1.3%
7カ月	769	2.6%	704	2.5%	1,644	5.9%	19カ月	343	1.2%	365	1.3%	938	3.4%
8カ月	706	2.4%	673	2.4%	687	2.5%	20カ月	414	1.4%	362	1.3%	341	1.2%
9カ月	1,525	5.2%	1,417	5.0%	636	2.3%	21カ月	1,039	3.5%	992	3.5%	357	1.3%
10カ月	689	2.3%	644	2.3%	779	2.8%	22カ月	373	1.3%	364	1.3%	464	1.7%
11カ月	608	2.1%	590	2.1%	496	1.8%	23カ月	472	1.6%	419	1.5%	419	1.5%
12カ月	1,632	5.5%	1,609	5.6%	1,074	3.9%	24カ月	8,718	29.6%	8,519	29.9%	7,788	28.2%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					25,361	26,374	20,657	20,567	20,614	20,973	21,049
平成22年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
20,801	20,859	20,920	20,920	20,875	22,736	31,691	30,884	30,282	29,673	28,036	27,893
平成23年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29,379	28,763	29,814	29,341	26,206	31,208	28,846	29,736	29,309	29,251	28,831	

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	73.1%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「(第1号被保険者)及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	15,943	15,366	14,750
口座振替者率	38.0%	38.7%	38.5%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	184	228	239
クレジットカード納付者率	0.4%	0.6%	0.6%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	44,260	85,693	126,880	172,470	216,711	256,784	295,002	331,765	373,009	413,570	454,783	495,568
	納付月数	22,653	46,393	70,461	94,408	118,551	143,267	168,289	194,477	219,041	243,840	269,129	294,479
	納付率	51.18%	54.14%	55.53%	54.74%	54.70%	55.79%	57.05%	58.62%	58.72%	58.96%	59.18%	59.42%
	(督促対象月数)		40,539	59,269	82,661	104,811	122,692	138,722	152,953	171,764	190,124	208,982	227,136
	(督促納付月数)		1,239	2,850	4,599	6,651	9,175	12,009	15,665	17,796	20,394	23,328	26,047
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	41,436	81,200	119,732	163,921	205,473	245,147	283,369	321,762	357,902	396,519	435,086	472,953
	納付月数	21,759	44,525	67,376	90,513	113,490	137,001	161,159	186,334	209,411	232,816	256,632	280,386
	納付率	52.51%	54.83%	56.27%	55.22%	55.23%	55.89%	56.87%	57.91%	58.51%	58.71%	58.98%	59.28%
	(督促対象月数)		37,798	54,905	77,801	98,156	116,615	133,610	150,425	165,130	182,519	199,855	216,305
	(督促納付月数)		1,123	2,549	4,393	6,173	8,469	11,400	14,997	16,639	18,816	21,401	23,738
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	39,812	77,610	115,328	157,136	197,271	234,353	271,055	309,198				
	納付月数	20,652	42,297	64,048	86,064	107,894	130,325	152,977	177,107				
	納付率	51.87%	54.50%	55.54%	54.77%	54.69%	55.61%	56.44%	57.28%				
	(督促対象月数)		36,362	53,656	75,123	95,052	111,903	128,380	145,998				
	(督促納付月数)		1,049	2,376	4,051	5,675	7,875	10,302	13,907				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	533,257	533,893	534,202	534,576	534,910	535,361	535,879	536,176	536,510	536,904	537,286	537,536
	納付月数	341,182	342,158	344,183	345,350	346,114	347,041	347,946	348,790	349,503	350,122	350,741	351,305
	納付率	63.98%	64.09%	64.43%	64.60%	64.71%	64.82%	64.93%	65.05%	65.14%	65.21%	65.28%	65.35%
	(督促対象月数)	193,190	193,826	194,135	194,509	194,843	195,294	195,812	196,109	196,443	196,837	197,219	197,469
	(督促納付月数)	1,115	2,091	4,116	5,283	6,047	6,974	7,879	8,723	9,436	10,055	10,674	11,238
20年度分	納付対象月数	520,583	516,339	514,849	512,550	511,240	510,627	510,223	510,345	510,709	511,076	511,493	511,775
	納付月数	311,319	312,838	314,864	316,064	316,941	317,865	318,934	320,222	320,822	321,364	322,110	322,959
	納付率	59.80%	60.59%	61.16%	61.67%	61.99%	62.25%	62.51%	62.75%	62.82%	62.88%	62.97%	63.11%
	(督促対象月数)	211,559	207,315	205,825	203,526	202,216	201,603	201,199	201,321	201,685	202,052	202,469	202,751
	(督促納付月数)	2,295	3,814	5,840	7,040	7,917	8,841	9,910	11,198	11,798	12,340	13,086	13,935
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	512,245	512,625	513,096	513,371	513,638	513,982	514,182	514,358	514,563	514,754	515,084	515,429
	納付月数	323,944	325,124	326,013	327,016	327,911	328,733	329,527	330,766	331,590	332,272	333,011	333,529
	納付率	63.24%	63.42%	63.54%	63.70%	63.84%	63.96%	64.09%	64.31%	64.44%	64.55%	64.65%	64.71%
	(督促対象月数)	189,286	189,666	190,137	190,412	190,679	191,023	191,223	191,399	191,604	191,795	192,125	192,470
	(督促納付月数)	985	2,165	3,054	4,057	4,952	5,774	6,568	7,807	8,631	9,313	10,052	10,570
21年度分	納付対象月数	493,412	492,274	490,410	489,149	488,562	488,741	488,822	488,832	488,894	489,091	489,305	489,647
	納付月数	296,592	297,868	299,033	300,102	300,816	301,690	302,570	304,133	304,825	305,542	306,273	307,022
	納付率	60.11%	60.51%	60.98%	61.35%	61.57%	61.73%	61.90%	62.22%	62.35%	62.47%	62.59%	62.70%
	(督促対象月数)	198,933	197,795	195,931	194,670	194,083	194,262	194,343	194,353	194,415	194,612	194,826	195,168
	(督促納付月数)	2,113	3,389	4,554	5,623	6,337	7,211	8,091	9,654	10,346	11,063	11,794	12,543
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	489,951	490,252	490,402	490,520	490,708	490,884	491,035	492,748				
	納付月数	308,103	309,196	310,594	311,694	312,576	313,313	314,143	315,036				
	納付率	62.88%	63.07%	63.33%	63.54%	63.70%	63.83%	63.98%	63.93%				
	(督促対象月数)	182,929	183,230	183,380	183,498	183,686	183,862	184,013	185,726				
	(督促納付月数)	1,081	2,174	3,572	4,672	5,554	6,291	7,121	8,014				
22年度分	納付対象月数	472,214	470,674	469,554	468,033	466,796	466,311	466,295	469,842				
	納付月数	282,148	283,385	284,781	286,021	286,859	287,706	288,557	289,938				
	納付率	59.75%	60.21%	60.65%	61.11%	61.45%	61.70%	61.88%	61.71%				
	(督促対象月数)	191,828	190,288	189,168	187,647	186,410	185,925	185,909	189,456				
	(督促納付月数)	1,762	2,999	4,395	5,635	6,473	7,320	8,171	9,552				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	611	213	942	1,104	3,908	909	1,679	1,431	1,305	218	416	463
学生納付特例	181	1,083	475	235	247	119	183	205	146	47	85	111
若年者納付猶予	82	26	121	114	421	161	216	172	107	22	48	66
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	515	696	348	3,527	2,417	959	1,009	889	478	824	413	615
学生納付特例	871	730	252	212	174	124	137	125	117	128	111	120
若年者納付猶予	62	116	49	165	446	129	190	90	69	124	57	75
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	755	265	505	1,842	3,821	905	1,292	849	749	1,119		
学生納付特例	956	267	447	223	263	73	254	123	139	180		
若年者納付猶予	112	25	79	141	439	135	253	116	115	133		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	3,756	8,764
【うち接触件数】	実施前	実施前	1,425	3,237
電話督促	実施前	実施前	55,576	68,212
【うち接触件数】	実施前	実施前	24,887	20,304
文書送付	実施前	実施前	12,110	17,421

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。

(注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	7	13

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	200	433

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。

(注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【岩見沢年金事務所】 平成21年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

第1号被保険者(任意加入者含む)		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
滞納者	短期滞納者	3,835	3,596	4,124
	中期滞納者	2,517	2,255	2,083
	長期滞納者①	1,143	1,227	1,091
	長期滞納者②	3,059	3,180	3,000
	計	10,554	10,258	10,298
免除等者	法定免除者	3,498	3,546	3,516
	申請免除(全額)者	4,066	4,210	3,976
	学生納付特例者	1,818	1,857	1,798
	若年者納付猶予者	705	680	662
	計	10,087	10,293	9,952

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
1カ月	836	7.9%	847	8.3%	1,038	10.1%	13カ月	181	1.7%	199	1.9%	186	1.8%
2カ月	551	5.2%	547	5.3%	773	7.5%	14カ月	155	1.5%	144	1.4%	206	2.0%
3カ月	1,025	9.7%	971	9.5%	556	5.4%	15カ月	397	3.8%	436	4.3%	143	1.4%
4カ月	555	5.3%	538	5.2%	563	5.5%	16カ月	129	1.2%	155	1.5%	143	1.4%
5カ月	462	4.4%	323	3.1%	827	8.0%	17カ月	126	1.2%	141	1.4%	293	2.8%
6カ月	406	3.8%	370	3.6%	367	3.6%	18カ月	155	1.5%	152	1.5%	120	1.2%
7カ月	367	3.5%	287	2.8%	682	6.6%	19カ月	133	1.3%	134	1.3%	340	3.3%
8カ月	323	3.1%	326	3.2%	274	2.7%	20カ月	142	1.3%	122	1.2%	127	1.2%
9カ月	723	6.9%	514	5.0%	219	2.1%	21カ月	375	3.6%	423	4.1%	91	0.9%
10カ月	270	2.6%	267	2.6%	336	3.3%	22カ月	109	1.0%	126	1.2%	177	1.7%
11カ月	266	2.5%	250	2.4%	220	2.1%	23カ月	140	1.3%	142	1.4%	97	0.9%
12カ月	568	5.4%	611	6.0%	352	3.4%	24カ月	2,160	20.5%	2,233	21.8%	2,168	21.1%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					11,240	10,800	10,918	10,277	10,155	10,410	10,410	
平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
10,313	10,322	10,363	10,363	10,340	11,717	11,455	11,179	11,065	10,802	10,487	10,300	
平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
10,517	10,376	10,924	10,744	9,670	11,371	10,423	10,720	10,649	10,688	10,708		

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	80.6%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。(「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
口座振替者数	9,434	8,889	8,364
口座振替者率	48.1%	48.2%	47.7%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
クレジットカード納付者数	133	142	148
クレジットカード納付者率	0.7%	0.8%	0.8%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	20,997	40,502	59,814	81,196	101,196	120,657	139,338	157,819	177,404	196,823	216,729	235,930
	納付月数	13,386	27,488	41,644	55,715	69,738	84,132	98,261	112,913	126,613	140,486	154,828	169,211
	納付率	63.75%	67.87%	69.62%	68.62%	68.91%	69.73%	70.52%	71.55%	71.37%	71.38%	71.44%	71.72%
	(督促対象月数)		13,726	19,776	28,132	35,123	41,553	47,304	52,727	59,453	66,085	73,132	79,301
	(督促納付月数)		712	1,606	2,651	3,665	5,028	6,227	7,821	8,662	9,748	11,231	12,582
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	19,651	38,537	57,107	77,305	96,656	115,534	133,800	151,508	169,192	186,904	204,098	222,047
	納付月数	12,570	25,695	38,528	51,599	64,652	77,921	90,884	104,558	117,293	130,405	143,796	157,256
	納付率	63.97%	66.68%	67.47%	66.75%	66.89%	67.44%	67.93%	69.01%	69.33%	69.77%	70.45%	70.82%
	(督促対象月数)		13,401	19,696	27,745	34,930	41,620	47,795	53,290	58,956	64,731	69,893	75,660
	(督促納付月数)		559	1,117	2,039	2,926	4,007	4,879	6,340	7,057	8,232	9,591	10,869
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	18,522	36,403	53,774	72,938	91,004	108,331	125,751	142,996				
	納付月数	11,803	24,124	36,468	48,763	61,225	73,889	86,369	99,205				
	納付率	63.72%	66.27%	67.82%	66.86%	67.28%	68.21%	68.68%	69.38%				
	(督促対象月数)		12,789	18,505	26,168	32,737	38,544	44,497	50,212				
	(督促納付月数)		510	1,199	1,993	2,958	4,102	5,115	6,421				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	252,082	252,194	252,334	252,499	252,652	252,743	252,856	252,922	252,982	253,098	253,272	253,403
	納付月数	197,843	198,201	199,010	199,562	199,865	200,167	200,493	200,773	201,007	201,218	201,426	201,601
	納付率	78.48%	78.59%	78.87%	79.03%	79.11%	79.20%	79.29%	79.38%	79.46%	79.50%	79.53%	79.56%
	(督促対象月数)	54,717	54,829	54,969	55,134	55,287	55,378	55,491	55,557	55,617	55,733	55,907	56,038
	(督促納付月数)	478	836	1,645	2,197	2,500	2,802	3,128	3,408	3,642	3,853	4,061	4,236
20年度分	納付対象月数	244,374	242,957	242,450	241,951	241,715	241,650	241,604	241,628	241,699	241,838	242,004	242,071
	納付月数	181,405	182,093	183,073	183,722	184,154	184,596	184,927	185,345	185,572	185,776	185,990	186,277
	納付率	74.23%	74.95%	75.51%	75.93%	76.19%	76.39%	76.54%	76.71%	76.78%	76.82%	76.85%	76.95%
	(督促対象月数)	64,221	62,804	62,297	61,798	61,562	61,497	61,451	61,475	61,546	61,685	61,851	61,918
	(督促納付月数)	1,252	1,940	2,920	3,569	4,001	4,443	4,774	5,192	5,419	5,623	5,837	6,124
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	242,242	242,410	242,593	242,653	242,782	242,862	242,832	242,700	242,734	242,915	243,067	243,230
	納付月数	186,614	186,953	187,172	187,503	187,780	188,026	188,081	188,399	188,703	188,901	189,141	189,289
	納付率	77.04%	77.12%	77.15%	77.27%	77.35%	77.42%	77.45%	77.63%	77.74%	77.76%	77.81%	77.82%
	(督促対象月数)	55,965	56,133	56,316	56,376	56,505	56,585	56,555	56,423	56,457	56,638	56,790	56,953
	(督促納付月数)	337	676	895	1,226	1,503	1,749	1,804	2,122	2,426	2,624	2,864	3,012
21年度分	納付対象月数	235,516	235,003	234,413	233,884	233,840	233,912	233,717	233,194	233,006	233,178	233,288	233,421
	納付月数	170,151	170,715	171,129	171,538	171,901	172,294	172,215	172,636	172,960	173,229	173,560	173,875
	納付率	72.25%	72.64%	73.00%	73.34%	73.51%	73.66%	73.69%	74.03%	74.23%	74.29%	74.40%	74.49%
	(督促対象月数)	66,305	65,792	65,202	64,673	64,629	64,701	64,506	63,983	63,795	63,967	64,077	64,210
	(督促納付月数)	940	1,504	1,918	2,327	2,690	3,083	3,004	3,425	3,749	4,018	4,349	4,664
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	233,492	233,553	233,651	233,706	233,721	233,761	233,793	234,369				
	納付月数	174,315	174,639	175,111	175,550	175,870	176,125	176,412	176,631				
	納付率	74.66%	74.77%	74.95%	75.12%	75.25%	75.34%	75.46%	75.36%				
	(督促対象月数)	59,617	59,678	59,776	59,831	59,846	59,886	59,918	60,494				
	(督促納付月数)	440	764	1,236	1,675	1,995	2,250	2,537	2,756				
22年度分	納付対象月数	221,299	220,627	219,913	219,426	219,029	219,037	218,961	220,062				
	納付月数	158,116	158,826	159,417	159,973	160,404	160,796	161,012	161,416				
	納付率	71.45%	71.99%	72.49%	72.91%	73.23%	73.41%	73.53%	73.35%				
	(督促対象月数)	64,043	63,371	62,657	62,170	61,773	61,781	61,705	62,806				
	(督促納付月数)	860	1,570	2,161	2,717	3,148	3,540	3,756	4,160				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	426	164	333	1,449	1,412	729	456	472	365	99	213	234
学生納付特例	183	811	314	132	131	93	117	90	79	29	51	65
若年者納付猶予	62	42	82	364	220	109	94	100	63	23	28	13
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	298	295	122	2,101	1,082	464	324	335	283	266	328	351
学生納付特例	654	421	119	139	147	77	84	96	84	60	75	97
若年者納付猶予	56	50	17	415	160	67	56	58	37	27	46	49
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	468	242	128	2,301	931	483	460	194	334	345		
学生納付特例	724	362	128	162	153	80	93	50	82	135		
若年者納付猶予	66	48	37	405	194	84	73	40	42	55		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。
 (注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。
 (注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	387	623	3,363	3,826
【うち接触件数】	348	292	1,587	1,071
電話督促	4,722	8,721	31,322	27,982
【うち接触件数】	1,448	2,818	10,575	7,755
文書送付	810	704	4,581	3,096

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。
 (注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。
 (注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事項から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)
 (注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	1	1	13	13

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	未実施	未実施

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。
 (注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 室蘭 年金事務所 】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		26,975	25,500	24,820
滞納者	短期滞納者	3,762	3,806	3,991
	中期滞納者	2,552	2,188	2,119
	長期滞納者①	1,204	1,227	1,249
	長期滞納者②	4,173	4,242	3,722
計		11,691	11,463	11,081
免除等者	法定免除者	3,391	3,366	3,394
	申請免除(全額)者	3,979	3,895	3,931
	学生納付特例者	2,360	2,324	2,156
	若年者納付猶予者	605	596	603
計		10,335	10,181	10,084

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度		未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度	
1カ月	840	7.2%	785	6.8%	1,026	9.3%	13カ月	187	1.6%	219	1.9%	196	1.8%
2カ月	540	4.6%	595	5.2%	750	6.8%	14カ月	189	1.6%	174	1.5%	223	2.0%
3カ月	1,067	9.1%	1,127	9.8%	580	5.2%	15カ月	399	3.4%	382	3.3%	153	1.4%
4カ月	526	4.5%	521	4.5%	517	4.7%	16カ月	150	1.3%	146	1.3%	178	1.6%
5カ月	388	3.3%	372	3.2%	785	7.1%	17カ月	131	1.1%	136	1.2%	357	3.2%
6カ月	401	3.4%	406	3.5%	333	3.0%	18カ月	148	1.3%	170	1.5%	142	1.3%
7カ月	379	3.2%	305	2.7%	657	5.9%	19カ月	115	1.0%	129	1.1%	337	3.0%
8カ月	351	3.0%	303	2.6%	287	2.6%	20カ月	129	1.1%	130	1.1%	125	1.1%
9カ月	665	5.7%	529	4.6%	243	2.2%	21カ月	513	4.4%	378	3.3%	139	1.3%
10カ月	261	2.2%	233	2.0%	362	3.3%	22カ月	138	1.2%	146	1.3%	181	1.6%
11カ月	246	2.1%	222	1.9%	206	1.9%	23カ月	149	1.3%	183	1.6%	165	1.5%
12カ月	650	5.6%	596	5.2%	364	3.3%	24カ月	3,129	26.8%	3,276	28.6%	2,775	25.0%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					9,175	8,594	8,730	8,688	8,686	8,759	8,742
平成22年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
8,719	8,726	8,736	8,736	8,729	9,580	12,261	11,696	11,534	11,156	10,848	10,799
平成23年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
11,088	10,890	11,617	11,486	10,380	11,891	11,173	11,357	11,412	11,355	11,226	

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	78.5%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「(第1号被保険者)及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	5,454	5,031	4,676
口座振替者率	32.8%	32.8%	31.7%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	114	116	113
クレジットカード納付者率	0.7%	0.8%	0.8%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	17,401	33,633	50,052	70,052	88,760	101,723	117,921	132,130	148,764	165,137	181,227	196,078
	納付月数	9,012	18,723	28,474	38,242	48,061	58,037	68,040	78,381	88,039	97,836	108,198	118,263
	納付率	51.79%	55.67%	56.89%	54.59%	54.15%	57.05%	57.70%	59.32%	59.18%	59.25%	59.70%	60.31%
	(督促対象月数)		15,555	22,938	34,061	43,909	48,045	55,490	60,844	68,697	76,373	83,613	89,607
	(督促納付月数)		645	1,360	2,251	3,210	4,359	5,609	7,095	7,972	9,072	10,584	11,792
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	16,642	32,427	48,333	66,027	82,573	97,717	113,136	126,224	141,256	156,105	170,737	184,369
	納付月数	8,504	17,425	26,298	35,437	44,544	53,651	62,505	72,049	80,968	89,964	99,110	108,293
	納付率	51.10%	53.74%	54.41%	53.67%	53.94%	54.90%	55.25%	57.08%	57.32%	57.63%	58.05%	58.74%
	(督促対象月数)		15,472	23,126	32,605	40,885	47,857	55,263	60,209	67,180	74,078	80,713	86,301
	(督促納付月数)		470	1,091	2,015	2,856	3,791	4,632	6,034	6,892	7,937	9,086	10,225
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	15,491	30,208	44,981	60,865	75,795	90,879	104,840	119,870				
	納付月数	7,795	16,094	24,337	32,799	41,352	50,027	58,585	67,748				
	納付率	50.32%	53.28%	54.11%	53.89%	54.56%	55.05%	55.88%	56.52%				
	(督促対象月数)		14,600	21,711	29,911	37,191	44,636	51,034	58,401				
	(督促納付月数)		486	1,067	1,845	2,748	3,784	4,779	6,279				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	204,328	204,564	204,769	204,951	205,019	205,210	205,295	205,398	205,496	205,695	205,885	205,937
	納付月数	142,536	142,959	143,648	144,036	144,334	144,682	144,937	145,214	145,429	145,608	145,784	145,946
	納付率	69.76%	69.88%	70.15%	70.28%	70.40%	70.50%	70.60%	70.70%	70.77%	70.79%	70.81%	70.87%
	(督促対象月数)	62,163	62,399	62,604	62,786	62,854	63,045	63,130	63,233	63,331	63,530	63,720	63,772
	(督促納付月数)	371	794	1,483	1,871	2,169	2,517	2,772	3,049	3,264	3,443	3,619	3,781
20年度分	納付対象月数	199,824	198,984	198,556	198,275	197,764	197,706	197,775	197,830	197,979	198,164	198,312	198,352
	納付月数	126,720	127,515	128,435	128,944	129,291	129,648	129,918	130,346	130,557	130,758	131,002	131,254
	納付率	63.42%	64.08%	64.68%	65.03%	65.38%	65.58%	65.69%	65.89%	65.94%	65.98%	66.06%	66.17%
	(督促対象月数)	74,179	73,339	72,911	72,630	72,119	72,061	72,130	72,185	72,334	72,519	72,667	72,707
	(督促納付月数)	1,075	1,870	2,790	3,299	3,646	4,003	4,273	4,701	4,912	5,113	5,357	5,609
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	198,432	198,574	198,702	198,771	198,899	199,014	199,086	198,687	198,667	198,738	198,851	198,878
	納付月数	131,534	131,886	132,170	132,516	132,798	133,089	133,042	133,387	133,680	133,937	134,144	134,299
	納付率	66.29%	66.42%	66.52%	66.67%	66.77%	66.87%	66.83%	67.13%	67.29%	67.39%	67.46%	67.53%
	(督促対象月数)	67,178	67,320	67,448	67,517	67,645	67,760	67,832	67,433	67,413	67,484	67,597	67,624
	(督促納付月数)	280	632	916	1,262	1,544	1,835	1,788	2,133	2,426	2,683	2,890	3,045
21年度分	納付対象月数	195,976	195,400	195,108	194,540	194,527	194,650	194,471	193,229	193,032	193,097	193,062	193,057
	納付月数	119,336	120,008	120,509	121,028	121,439	121,740	121,341	121,853	122,176	122,561	122,868	123,157
	納付率	60.89%	61.42%	61.77%	62.21%	62.43%	62.54%	62.40%	63.06%	63.29%	63.47%	63.64%	63.79%
	(督促対象月数)	77,713	77,137	76,845	76,277	76,264	76,387	76,208	74,966	74,769	74,834	74,799	74,794
	(督促納付月数)	1,073	1,745	2,246	2,765	3,176	3,477	3,078	3,590	3,913	4,298	4,605	4,894
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	193,155	193,142	193,231	193,340	193,365	193,466	193,577	194,362				
	納付月数	123,603	124,039	124,687	125,075	125,405	125,708	126,021	126,321				
	納付率	63.99%	64.22%	64.53%	64.69%	64.85%	64.98%	65.10%	64.99%				
	(督促対象月数)	69,998	69,985	70,074	70,183	70,208	70,309	70,420	71,205				
	(督促納付月数)	446	882	1,530	1,918	2,248	2,551	2,864	3,164				
22年度分	納付対象月数	184,140	183,268	182,765	181,779	181,452	181,547	181,611	183,097				
	納付月数	109,162	109,815	110,507	110,998	111,409	111,776	112,120	112,541				
	納付率	59.28%	59.92%	60.46%	61.06%	61.40%	61.57%	61.74%	61.47%				
	(督促対象月数)	75,847	74,975	74,472	73,486	73,159	73,254	73,318	74,804				
	(督促納付月数)	869	1,522	2,214	2,705	3,116	3,483	3,827	4,248				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	232	138	309	397	1,326	626	1,659	288	511	37	169	207
学生納付特例	88	1,018	462	143	145	50	230	100	209	21	57	127
若年者納付猶予	42	39	69	51	157	49	403	48	93	10	23	36
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	301	124	172	1,823	789	604	674	208	377	97	227	231
学生納付特例	789	579	299	144	175	78	113	141	127	73	58	78
若年者納付猶予	66	26	31	226	104	217	55	42	50	26	28	45
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	343	102	196	1,950	1,225	574	274	379	241	423		
学生納付特例	898	383	185	172	225	92	100	130	90	108		
若年者納付猶予	63	26	38	219	206	164	64	66	36	84		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。
 (注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。
 (注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	3,281	8,000
【うち接触件数】	実施前	実施前	1,387	2,200
電話督促	実施前	実施前	22,455	25,972
【うち接触件数】	実施前	実施前	9,531	8,028
文書送付	実施前	実施前	5,006	6,945

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。
 (注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。
 (注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)
 (注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	1	4

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	83	286

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。
 (注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 小樽 年金事務所 】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		35,996	34,443	33,238
滞納者	短期滞納者	5,424	5,313	5,554
	中期滞納者	3,504	3,250	3,144
	長期滞納者①	1,859	1,665	1,522
	長期滞納者②	5,078	4,888	4,362
計		15,865	15,116	14,582
免除等者	法定免除者	5,134	4,994	4,942
	申請免除(全額)者	5,368	5,564	5,415
	学生納付特例者	2,274	2,249	2,159
	若年者納付猶予者	816	859	827
	計	13,592	13,666	13,343

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1~6カ月を「短期滞納者」、7~12カ月を「中期滞納者」、13~18カ月を「長期滞納者①」、19~24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度						
1カ月	1,152	7.3%	1,134	7.5%	1,351	9.3%	13カ月	286	1.8%	228	1.5%	237	1.6%
2カ月	849	5.4%	802	5.3%	1,053	7.2%	14カ月	250	1.6%	224	1.5%	276	1.9%
3カ月	1,599	10.1%	1,701	11.3%	840	5.8%	15カ月	662	4.2%	598	4.0%	204	1.4%
4カ月	731	4.6%	657	4.3%	710	4.9%	16カ月	203	1.3%	220	1.5%	195	1.3%
5カ月	548	3.5%	488	3.2%	1,103	7.6%	17カ月	221	1.4%	207	1.4%	461	3.2%
6カ月	545	3.4%	531	3.5%	497	3.4%	18カ月	237	1.5%	188	1.2%	149	1.0%
7カ月	432	2.7%	397	2.6%	966	6.6%	19カ月	181	1.1%	171	1.1%	463	3.2%
8カ月	470	3.0%	449	3.0%	438	3.0%	20カ月	210	1.3%	176	1.2%	128	0.9%
9カ月	897	5.7%	825	5.5%	373	2.6%	21カ月	566	3.6%	477	3.2%	147	1.0%
10カ月	405	2.6%	358	2.4%	463	3.2%	22カ月	186	1.2%	166	1.1%	253	1.7%
11カ月	364	2.3%	341	2.3%	302	2.1%	23カ月	223	1.4%	237	1.6%	178	1.2%
12カ月	936	5.9%	880	5.8%	602	4.1%	24カ月	3,712	23.4%	3,661	24.2%	3,193	21.9%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					12,303	11,701	11,967	11,749	11,553	11,617	11,596	
平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
11,629	11,599	11,610	11,610	11,612	11,989	16,714	16,127	16,044	15,652	15,081	14,955	
平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
15,251	14,917	14,652	15,598	13,811	16,379	15,230	15,258	15,195	15,154	14,906		

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	78.9%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。(「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	7,652	7,191	6,765
口座振替者率	34.2%	34.6%	34.0%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	194	243	263
クレジットカード納付者率	0.9%	1.2%	1.3%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	24,563	47,360	70,077	96,778	121,093	142,091	164,472	184,045	206,955	228,324	248,792	269,571
	納付月数	13,020	26,854	40,900	54,714	68,663	82,949	97,425	112,655	126,429	140,299	154,742	169,261
	納付率	53.01%	56.70%	58.36%	56.54%	56.70%	58.38%	59.24%	61.21%	61.09%	61.45%	62.20%	62.79%
	(督促対象月数)	/	21,352	31,128	45,155	56,857	65,196	74,966	81,720	92,143	101,189	109,207	117,273
	(督促納付月数)	/	846	1,951	3,091	4,427	6,054	7,919	10,330	11,617	13,164	15,157	16,963
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	22,689	43,854	64,754	88,467	110,884	131,988	153,062	172,896	192,346	212,581	231,547	251,234
	納付月数	12,199	25,007	37,911	50,837	63,917	77,216	90,952	105,191	118,007	130,885	144,082	157,398
	納付率	53.77%	57.02%	58.55%	57.46%	57.64%	58.50%	59.42%	60.84%	61.35%	61.57%	62.23%	62.65%
	(督促対象月数)	/	19,519	28,466	40,374	50,934	60,136	69,372	77,202	84,894	93,541	100,837	108,675
	(督促納付月数)	/	672	1,623	2,744	3,967	5,364	7,262	9,497	10,555	11,845	13,372	14,839
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	20,961	41,149	61,235	83,224	104,279	124,011	143,799	163,463	/	/	/	/
	納付月数	11,475	23,611	35,686	47,886	60,249	72,868	85,479	98,641	/	/	/	/
	納付率	54.74%	57.38%	58.28%	57.54%	57.78%	58.76%	59.44%	60.34%	/	/	/	/
	(督促対象月数)	/	18,201	26,971	37,824	47,742	56,238	64,840	73,194	/	/	/	/
	(督促納付月数)	/	663	1,422	2,486	3,712	5,095	6,520	8,372	/	/	/	/

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除・学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	298,039	298,252	298,390	298,618	298,750	298,906	299,147	299,187	299,301	299,453	299,691	299,857
	納付月数	207,323	208,046	209,555	210,360	211,010	211,662	212,253	212,747	213,210	213,554	213,933	214,221
	納付率	69.56%	69.76%	70.23%	70.44%	70.63%	70.81%	70.95%	71.11%	71.24%	71.31%	71.38%	71.44%
	(督促対象月数)	91,434	91,647	91,785	92,013	92,145	92,301	92,542	92,582	92,696	92,848	93,086	93,252
	(督促納付月数)	718	1,441	2,950	3,755	4,405	5,057	5,648	6,142	6,605	6,949	7,328	7,616
20年度分	納付対象月数	288,008	286,059	285,134	284,189	283,338	282,971	283,023	282,994	283,089	283,205	283,437	283,567
	納付月数	184,966	186,021	187,385	188,205	188,828	189,460	190,032	190,702	191,093	191,439	191,858	192,368
	納付率	64.22%	65.03%	65.72%	66.23%	66.64%	66.95%	67.14%	67.39%	67.50%	67.60%	67.69%	67.84%
	(督促対象月数)	104,454	102,505	101,580	100,635	99,784	99,417	99,469	99,440	99,535	99,651	99,883	100,013
	(督促納付月数)	1,412	2,467	3,831	4,651	5,274	5,906	6,478	7,148	7,539	7,885	8,304	8,814
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	283,775	283,879	283,987	284,054	284,207	284,414	284,499	284,605	284,598	284,714	284,852	284,940
	納付月数	192,967	193,575	194,088	194,734	195,307	195,834	196,343	197,150	197,702	198,117	198,557	198,879
	納付率	68.00%	68.19%	68.34%	68.56%	68.72%	68.86%	69.01%	69.27%	69.47%	69.58%	69.71%	69.80%
	(督促対象月数)	91,407	91,511	91,619	91,686	91,839	92,046	92,131	92,237	92,230	92,346	92,484	92,572
	(督促納付月数)	599	1,207	1,720	2,366	2,939	3,466	3,975	4,782	5,334	5,749	6,189	6,511
21年度分	納付対象月数	268,284	266,894	265,960	265,224	264,735	264,701	264,729	264,735	264,663	264,774	264,884	264,933
	納付月数	170,558	171,406	172,142	172,920	173,572	174,133	174,741	175,704	176,219	176,652	177,260	177,832
	納付率	63.57%	64.22%	64.72%	65.20%	65.56%	65.78%	66.01%	66.37%	66.58%	66.72%	66.92%	67.12%
	(督促対象月数)	99,023	97,633	96,699	95,963	95,474	95,440	95,468	95,474	95,402	95,513	95,623	95,672
	(督促納付月数)	1,297	2,145	2,881	3,659	4,311	4,872	5,480	6,443	6,958	7,391	7,999	8,571
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	265,065	265,223	265,275	265,388	265,444	265,559	265,690	266,378	/	/	/	/
	納付月数	178,490	179,182	179,931	180,798	181,322	181,745	182,284	182,744	/	/	/	/
	納付率	67.34%	67.56%	67.83%	68.13%	68.31%	68.44%	68.61%	68.60%	/	/	/	/
	(督促対象月数)	87,233	87,391	87,443	87,556	87,612	87,727	87,858	88,546	/	/	/	/
	(督促納付月数)	658	1,350	2,099	2,966	3,490	3,913	4,452	4,912	/	/	/	/
22年度分	納付対象月数	250,039	249,509	248,928	247,792	246,967	246,992	247,043	248,468	/	/	/	/
	納付月数	158,464	159,294	160,042	160,864	161,392	161,956	162,524	163,312	/	/	/	/
	納付率	63.38%	63.84%	64.29%	64.92%	65.35%	65.57%	65.79%	65.73%	/	/	/	/
	(督促対象月数)	92,641	92,111	91,530	90,394	89,569	89,594	89,645	91,070	/	/	/	/
	(督促納付月数)	1,066	1,896	2,644	3,466	3,994	4,558	5,126	5,914	/	/	/	/

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除・学生納付特例・若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	428	200	487	958	2,047	953	1,176	559	793	58	376	503
学生納付特例	175	982	354	231	137	36	205	140	88	25	74	174
若年者納付猶予	62	36	100	109	112	326	210	74	134	8	54	116
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	480	364	309	2,652	1,545	662	701	390	446	361	270	468
学生納付特例	753	461	293	205	163	62	108	95	60	155	58	110
若年者納付猶予	118	88	50	195	492	105	110	62	79	52	53	81
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	554	417	219	1,344	3,172	626	715	400	411	651		
学生納付特例	938	415	170	172	172	111	109	104	82	86		
若年者納付猶予	76	45	39	87	531	150	111	81	84	117		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	4,063	9,265
【うち接触件数】	実施前	実施前	1,927	3,245
電話督促	実施前	実施前	31,987	37,870
【うち接触件数】	実施前	実施前	15,267	11,896
文書送付	実施前	実施前	5,637	9,145

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。

(注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事項から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	1	6

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	5	387

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。

(注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【北見 年金事務所】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		53,250	50,761	48,191
滞納者	短期滞納者	8,076	7,592	8,157
	中期滞納者	5,032	4,495	4,147
	長期滞納者①	2,470	2,435	2,250
	長期滞納者②	8,286	7,786	6,657
計		23,864	22,308	21,211
免除等者	法定免除者	4,061	4,066	4,047
	申請免除(全額)者	6,453	6,637	6,182
	学生納付特例者	3,023	3,056	2,971
	若年者納付猶予者	717	753	782
計		14,254	14,512	13,982

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度						
1カ月	2,000	8.4%	1,725	7.7%	2,027	9.6%	13カ月	403	1.7%	377	1.7%	340	1.6%
2カ月	1,244	5.2%	1,241	5.6%	1,628	7.7%	14カ月	373	1.6%	313	1.4%	415	2.0%
3カ月	2,032	8.5%	2,053	9.2%	1,226	5.8%	15カ月	705	3.0%	924	4.1%	316	1.5%
4カ月	1,072	4.5%	1,002	4.5%	1,006	4.7%	16カ月	315	1.3%	280	1.3%	341	1.6%
5カ月	898	3.8%	835	3.7%	1,573	7.4%	17カ月	304	1.3%	265	1.2%	603	2.8%
6カ月	830	3.5%	736	3.3%	697	3.3%	18カ月	370	1.6%	276	1.2%	235	1.1%
7カ月	715	3.0%	640	2.9%	1,177	5.5%	19カ月	309	1.3%	268	1.2%	591	2.8%
8カ月	643	2.7%	638	2.9%	622	2.9%	20カ月	265	1.1%	225	1.0%	224	1.1%
9カ月	1,323	5.5%	945	4.2%	511	2.4%	21カ月	862	3.6%	735	3.3%	190	0.9%
10カ月	587	2.5%	556	2.5%	694	3.3%	22カ月	253	1.1%	247	1.1%	306	1.4%
11カ月	513	2.1%	455	2.0%	370	1.7%	23カ月	282	1.2%	301	1.3%	283	1.3%
12カ月	1,251	5.2%	1,261	5.7%	773	3.6%	24カ月	6,315	26.5%	6,010	26.9%	5,063	23.9%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					20,178	18,565	19,294	18,951	18,693	18,687	18,816	
平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
18,787	18,746	18,759	18,759	18,762	19,390	25,200	23,809	22,751	22,127	21,306	21,435	
平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
22,432	21,853	22,521	22,636	20,369	23,194	21,446	22,216	21,900	21,801	21,773		

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	73.2%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「(第1号被保険者)」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	17,044	16,295	15,780
口座振替者率	43.7%	45.0%	46.1%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	216	274	288
クレジットカード納付者率	0.6%	0.8%	0.8%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	40,920	79,721	118,060	160,680	201,027	235,117	272,233	307,368	345,832	382,643	421,002	459,243
	納付月数	23,785	48,784	73,943	98,859	123,832	149,308	174,746	202,663	227,882	253,194	279,257	305,643
	納付率	58.13%	61.19%	62.63%	61.53%	61.60%	63.50%	64.19%	65.93%	65.89%	66.17%	66.33%	66.55%
	(督促対象月数)	/	32,206	46,984	66,300	83,474	94,369	108,493	120,022	134,941	148,331	163,020	177,297
	(督促納付月数)	/	1,269	2,867	4,479	6,279	8,560	11,006	15,317	16,991	18,882	21,275	23,697
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	39,518	76,615	112,765	151,752	189,222	225,921	259,793	293,106	326,708	361,477	396,174	431,941
	納付月数	23,073	47,017	70,742	94,794	118,671	142,767	167,342	193,754	217,493	241,880	266,510	291,510
	納付率	58.39%	61.37%	62.73%	62.47%	62.72%	63.19%	64.41%	66.10%	66.57%	66.91%	67.27%	67.49%
	(督促対象月数)	/	30,665	44,342	60,965	76,154	90,614	102,342	113,048	124,185	136,514	148,641	161,642
	(督促納付月数)	/	1,067	2,319	4,007	5,603	7,460	9,891	13,696	14,970	16,917	18,977	21,211
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	36,902	71,705	105,362	141,491	175,993	209,817	243,280	276,485	/	/	/	/
	納付月数	21,898	44,672	67,474	90,339	113,470	136,759	160,160	185,630	/	/	/	/
	納付率	59.34%	62.30%	64.04%	63.85%	64.47%	65.18%	65.83%	67.14%	/	/	/	/
	(督促対象月数)	/	28,045	40,126	54,791	67,888	80,265	92,395	103,799	/	/	/	/
	(督促納付月数)	/	1,012	2,238	3,639	5,365	7,207	9,275	12,944	/	/	/	/

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	489,289	489,508	489,717	489,845	489,871	489,984	490,117	490,204	490,318	490,397	490,708	490,761
	納付月数	353,244	353,912	355,786	356,592	357,185	357,843	358,553	359,125	359,624	360,130	360,540	360,852
	納付率	72.20%	72.30%	72.65%	72.80%	72.91%	73.03%	73.16%	73.26%	73.35%	73.44%	73.47%	73.53%
	(督促対象月数)	136,815	137,034	137,243	137,371	137,397	137,510	137,643	137,730	137,844	137,923	138,234	138,287
	(督促納付月数)	770	1,438	3,312	4,118	4,711	5,369	6,079	6,651	7,150	7,656	8,066	8,378
20年度分	納付対象月数	476,045	474,050	473,604	472,324	471,343	470,718	470,752	470,769	470,934	471,010	471,365	471,455
	納付月数	323,159	324,528	326,605	327,513	328,229	328,939	329,849	331,047	331,615	332,077	332,596	333,131
	納付率	67.88%	68.46%	68.96%	69.34%	69.64%	69.88%	70.07%	70.32%	70.42%	70.50%	70.56%	70.66%
	(督促対象月数)	154,975	152,980	152,534	151,254	150,273	149,648	149,682	149,699	149,864	149,940	150,295	150,385
	(督促納付月数)	2,089	3,458	5,535	6,443	7,159	7,869	8,779	9,977	10,545	11,007	11,526	12,061
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	471,739	471,857	471,958	472,053	472,136	472,212	472,185	471,752	471,791	471,815	471,938	472,042
	納付月数	333,853	334,588	335,123	335,839	336,514	337,059	337,419	338,521	339,109	339,562	340,059	340,452
	納付率	70.77%	70.91%	71.01%	71.14%	71.27%	71.38%	71.46%	71.76%	71.88%	71.97%	72.06%	72.12%
	(督促対象月数)	138,608	138,726	138,827	138,922	139,005	139,081	139,054	138,621	138,660	138,684	138,807	138,911
	(督促納付月数)	722	1,457	1,992	2,708	3,383	3,928	4,288	5,390	5,978	6,431	6,928	7,321
21年度分	納付対象月数	458,659	456,681	455,463	454,392	454,169	454,175	453,864	452,485	452,315	452,217	452,194	452,303
	納付月数	307,456	308,619	309,572	310,553	311,276	312,041	312,318	314,225	314,947	315,535	316,257	316,971
	納付率	67.03%	67.58%	67.97%	68.34%	68.54%	68.71%	68.81%	69.44%	69.63%	69.78%	69.94%	70.08%
	(督促対象月数)	153,016	151,038	149,820	148,749	148,526	148,532	148,221	146,842	146,672	146,574	146,551	146,660
	(督促納付月数)	1,813	2,976	3,929	4,910	5,633	6,398	6,675	8,582	9,304	9,892	10,614	11,328
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	452,502	452,607	452,574	452,525	452,496	452,588	452,670	453,001	/	/	/	/
	納付月数	317,771	318,486	319,629	320,618	321,384	322,024	322,848	323,603	/	/	/	/
	納付率	70.23%	70.37%	70.62%	70.85%	71.02%	71.15%	71.32%	71.44%	/	/	/	/
	(督促対象月数)	135,531	135,636	135,603	135,554	135,525	135,617	135,699	136,030	/	/	/	/
	(督促納付月数)	800	1,515	2,658	3,647	4,413	5,053	5,877	6,632	/	/	/	/
22年度分	納付対象月数	431,039	429,706	428,356	426,963	426,286	426,253	426,224	426,984	/	/	/	/
	納付月数	293,166	294,172	295,394	296,455	297,347	298,179	299,053	300,190	/	/	/	/
	納付率	68.01%	68.46%	68.96%	69.43%	69.75%	69.95%	70.16%	70.30%	/	/	/	/
	(督促対象月数)	139,529	138,196	136,846	135,453	134,776	134,743	134,714	135,474	/	/	/	/
	(督促納付月数)	1,656	2,662	3,884	4,945	5,837	6,669	7,543	8,680	/	/	/	/

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	815	165	703	1,788	1,532	800	2,122	515	802	139	547	587
学生納付特例	260	1,257	427	253	150	178	209	125	181	58	84	193
若年者納付猶予	59	15	86	73	222	95	380	72	75	5	39	48
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	678	573	448	3,306	1,615	626	523	828	570	594	545	555
学生納付特例	1,031	727	257	314	192	131	114	164	180	91	131	155
若年者納付猶予	58	66	19	82	475	84	49	79	44	73	50	58
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	849	504	296	1,078	4,198	760	525	432	414	774		
学生納付特例	1,106	550	301	294	247	156	167	138	122	202		
若年者納付猶予	76	36	48	88	557	127	79	67	76	86		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。
 (注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。
 (注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	戸別訪問	実施前	実施前	6,221
【うち接触件数】	実施前	実施前	2,678	3,043
電話督促	実施前	実施前	43,248	50,889
【うち接触件数】	実施前	実施前	19,119	15,132
文書送付	実施前	実施前	7,762	14,032

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。
 (注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。
 (注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)
 (注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	6	7

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	77	637

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。
 (注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 帯広 年金事務所 】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		60,044	58,419	56,573
滞納者	短期滞納者	8,252	7,818	8,352
	中期滞納者	5,071	4,792	4,681
	長期滞納者①	2,642	2,523	2,362
	長期滞納者②	8,590	8,335	7,569
計		24,555	23,468	22,964
免除等者	法定免除者	4,646	4,846	4,890
	申請免除(全額)者	7,925	8,170	7,870
	学生納付特例者	2,877	3,064	2,914
	若年者納付猶予者	1,025	1,089	1,123
計		16,473	17,169	16,797

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1~6カ月を「短期滞納者」、7~12カ月を「中期滞納者」、13~18カ月を「長期滞納者①」、19~24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度						
1カ月	2,070	8.4%	1,971	8.4%	2,263	9.9%	13カ月	430	1.8%	384	1.6%	325	1.4%
2カ月	1,303	5.3%	1,209	5.2%	1,557	6.8%	14カ月	381	1.6%	343	1.5%	400	1.7%
3カ月	2,265	9.2%	2,194	9.3%	1,089	4.7%	15カ月	916	3.7%	998	4.3%	358	1.6%
4カ月	979	4.0%	950	4.0%	1,027	4.5%	16カ月	302	1.2%	288	1.2%	320	1.4%
5カ月	905	3.7%	760	3.2%	1,754	7.6%	17カ月	298	1.2%	247	1.1%	691	3.0%
6カ月	730	3.0%	734	3.1%	662	2.9%	18カ月	315	1.3%	263	1.1%	268	1.2%
7カ月	659	2.7%	642	2.7%	1,694	7.4%	19カ月	293	1.2%	268	1.1%	883	3.8%
8カ月	590	2.4%	527	2.2%	544	2.4%	20カ月	300	1.2%	272	1.2%	235	1.0%
9カ月	1,443	5.9%	1,384	5.9%	478	2.1%	21カ月	1,041	4.2%	922	3.9%	236	1.0%
10カ月	480	2.0%	489	2.1%	655	2.9%	22カ月	325	1.3%	293	1.2%	326	1.4%
11カ月	466	1.9%	437	1.9%	423	1.8%	23カ月	398	1.6%	387	1.6%	342	1.5%
12カ月	1,433	5.8%	1,313	5.6%	887	3.9%	24カ月	6,233	25.4%	6,193	26.4%	5,547	24.2%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					20,573	18,298	19,712	19,356	19,153	19,124	19,073
平成22年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19,176	19,131	19,126	19,126	19,140	20,139	25,848	25,233	24,825	24,166	23,295	23,099
平成23年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
24,030	23,688	25,031	24,544	21,921	25,809	23,753	24,366	23,989	23,856	23,768	

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	79.0%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。(「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	19,330	18,548	17,769
口座振替者率	44.4%	45.0%	44.7%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	367	400	431
クレジットカード納付者率	0.8%	1.0%	1.1%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	46,221	89,529	132,968	181,421	226,222	267,618	310,020	350,201	393,745	435,313	477,221	517,898
	納付月数	27,557	56,754	86,041	115,143	144,304	174,073	204,039	235,765	264,885	294,310	324,692	355,102
	納付率	59.62%	63.39%	64.71%	63.47%	63.79%	65.05%	65.81%	67.32%	67.27%	67.61%	68.04%	68.57%
	(督促対象月数)		34,370	50,362	71,677	89,483	103,845	119,347	132,143	148,552	163,221	177,957	191,160
	(督促納付月数)		1,595	3,435	5,399	7,565	10,300	13,366	17,707	19,692	22,218	25,428	28,364
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	43,792	85,537	126,514	172,623	214,334	255,493	295,551	334,498	373,919	414,236	454,600	493,527
	納付月数	26,643	54,490	81,899	110,015	138,164	166,211	195,323	225,511	253,515	281,802	310,849	339,660
	納付率	60.84%	63.70%	64.74%	63.73%	64.46%	65.06%	66.09%	67.42%	67.80%	68.03%	68.38%	68.82%
	(督促対象月数)		32,377	47,458	67,674	83,405	98,676	112,910	125,607	138,917	153,283	167,516	180,121
	(督促納付月数)		1,330	2,843	5,066	7,235	9,394	12,682	16,620	18,513	20,849	23,765	26,254
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	41,641	81,363	120,158	163,032	204,001	243,094	282,091	321,649				
	納付月数	25,293	51,713	78,130	104,918	131,856	159,073	186,202	214,858				
	納付率	60.74%	63.56%	65.02%	64.35%	64.63%	65.44%	66.01%	66.80%				
	(督促対象月数)		30,849	44,664	62,663	78,753	92,960	107,198	121,651				
	(督促納付月数)		1,199	2,636	4,549	6,608	8,939	11,309	14,860				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	553,550	553,967	554,258	554,475	554,607	554,832	555,002	555,236	555,454	555,682	555,933	556,202
	納付月数	410,032	411,005	413,365	414,625	415,598	416,572	417,387	418,327	419,073	419,762	420,377	420,891
	納付率	74.07%	74.19%	74.58%	74.78%	74.94%	75.08%	75.20%	75.34%	75.45%	75.54%	75.62%	75.67%
	(督促対象月数)	144,542	144,959	145,250	145,467	145,599	145,824	145,994	146,228	146,446	146,674	146,925	147,194
	(督促納付月数)	1,024	1,997	4,357	5,617	6,590	7,564	8,379	9,319	10,065	10,754	11,369	11,883
20年度分	納付対象月数	539,320	536,115	535,040	533,844	532,338	531,300	531,153	531,407	531,687	531,917	532,168	532,445
	納付月数	376,340	377,993	380,168	381,334	382,264	383,251	384,131	385,526	386,068	386,782	387,524	388,398
	納付率	69.78%	70.51%	71.05%	71.43%	71.81%	72.13%	72.32%	72.55%	72.61%	72.71%	72.82%	72.95%
	(督促対象月数)	165,339	162,134	161,059	159,863	158,357	157,319	157,172	157,426	157,706	157,936	158,187	158,464
	(督促納付月数)	2,359	4,012	6,187	7,353	8,283	9,270	10,150	11,545	12,087	12,801	13,543	14,417
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	532,704	532,913	533,017	533,278	533,358	533,576	533,776	533,785	533,997	534,165	534,439	534,655
	納付月数	389,338	390,419	391,223	392,199	393,059	393,791	394,530	395,744	396,603	397,210	397,958	398,452
	納付率	73.09%	73.26%	73.40%	73.54%	73.70%	73.80%	73.91%	74.14%	74.27%	74.36%	74.46%	74.53%
	(督促対象月数)	144,306	144,515	144,619	144,880	144,960	145,178	145,378	145,387	145,599	145,767	146,041	146,257
	(督促納付月数)	940	2,021	2,825	3,801	4,661	5,393	6,132	7,346	8,205	8,812	9,560	10,054
21年度分	納付対象月数	516,275	514,829	513,331	512,472	511,293	510,974	510,923	510,529	510,602	510,759	510,997	511,085
	納付月数	357,453	358,737	359,681	360,665	361,647	362,411	363,344	365,212	366,071	366,698	367,562	368,517
	納付率	69.24%	69.68%	70.07%	70.38%	70.73%	70.93%	71.12%	71.54%	71.69%	71.79%	71.93%	72.10%
	(督促対象月数)	161,173	159,727	158,229	157,370	156,191	155,872	155,821	155,427	155,500	155,657	155,895	155,983
	(督促納付月数)	2,351	3,635	4,579	5,563	6,545	7,309	8,242	10,110	10,969	11,596	12,460	13,415
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	511,466	511,747	511,858	512,026	512,142	512,258	512,437	513,235				
	納付月数	369,757	370,851	372,298	373,555	374,339	375,129	375,944	376,737				
	納付率	72.29%	72.47%	72.73%	72.96%	73.09%	73.23%	73.36%	73.40%				
	(督促対象月数)	142,949	143,230	143,341	143,509	143,625	143,741	143,920	144,718				
	(督促納付月数)	1,240	2,334	3,781	5,038	5,822	6,812	7,427	8,220				
22年度分	納付対象月数	492,308	490,658	489,270	487,601	486,812	486,620	486,637	488,320				
	納付月数	341,549	342,877	344,486	345,831	346,825	347,698	348,575	349,738				
	納付率	69.38%	69.88%	70.41%	70.92%	71.24%	71.45%	71.63%	71.62%				
	(督促対象月数)	152,648	150,998	149,610	147,941	147,152	146,960	146,977	148,660				
	(督促納付月数)	1,889	3,217	4,826	6,171	7,165	8,038	8,915	10,078				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	686	264	857	3,339	1,284	1,519	1,531	744	957	134	532	644
学生納付特例	208	1,190	588	243	171	121	197	161	143	34	116	125
若年者納付猶予	72	47	116	303	114	414	252	95	123	25	79	66
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	849	384	489	3,655	1,753	1,625	925	832	715	550	495	469
学生納付特例	1,046	692	371	270	135	99	164	160	153	134	113	109
若年者納付猶予	100	91	81	287	310	428	136	82	141	81	65	86
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	902	288	453	3,798	2,300	1,012	1,060	607	598	978		
学生納付特例	1,139	496	311	277	225	110	170	118	142	209		
若年者納付猶予	138	62	63	635	292	108	211	128	110	140		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。
 (注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。
 (注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	3,009	8,962
【うち接触件数】	実施前	実施前	1,075	3,816
電話督促	実施前	実施前	49,136	59,915
【うち接触件数】	実施前	実施前	20,666	17,166
文書送付	実施前	実施前	12,312	15,440

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。
 (注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。
 (注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)
 (注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	4	15

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	421	1,302

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。
 (注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 砂川 年金事務所 】 平成21年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

第1号被保険者(任意加入者含む)		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
滞納者	短期滞納者	2,873	2,752	3,079
	中期滞納者	1,831	1,633	1,591
	長期滞納者①	753	877	776
	長期滞納者②	2,146	2,364	2,187
	計	7,603	7,626	7,633
免除等者	法定免除者	2,860	2,840	2,751
	申請免除(全額)者	3,758	3,721	3,477
	学生納付特例者	1,387	1,368	1,378
	若年者納付猶予者	474	465	474
	計	8,479	8,394	8,080

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1~6カ月を「短期滞納者」、7~12カ月を「中期滞納者」、13~18カ月を「長期滞納者①」、19~24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度		未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度	
1カ月	735	9.7%	723	9.5%	811	10.6%	13カ月	127	1.7%	143	1.9%	103	1.3%
2カ月	446	5.9%	409	5.4%	509	6.7%	14カ月	98	1.3%	98	1.3%	133	1.7%
3カ月	739	9.7%	704	9.2%	507	6.6%	15カ月	255	3.4%	294	3.9%	117	1.5%
4カ月	426	5.6%	370	4.9%	346	4.5%	16カ月	96	1.3%	119	1.6%	100	1.3%
5カ月	287	3.8%	274	3.6%	641	8.4%	17カ月	86	1.1%	133	1.7%	224	2.9%
6カ月	240	3.2%	272	3.6%	265	3.5%	18カ月	91	1.2%	90	1.2%	99	1.3%
7カ月	205	2.7%	227	3.0%	525	6.9%	19カ月	80	1.1%	83	1.1%	237	3.1%
8カ月	215	2.8%	201	2.6%	153	2.0%	20カ月	71	0.9%	81	1.1%	62	0.8%
9カ月	641	8.4%	463	6.1%	205	2.7%	21カ月	254	3.3%	387	5.1%	70	0.9%
10カ月	150	2.0%	175	2.3%	264	3.5%	22カ月	61	0.8%	89	1.2%	116	1.5%
11カ月	176	2.3%	157	2.1%	135	1.8%	23カ月	89	1.2%	97	1.3%	109	1.4%
12カ月	444	5.8%	410	5.4%	309	4.0%	24カ月	1,591	20.9%	1,627	21.3%	1,593	20.9%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					7,821	7,449	7,623	7,376	7,214	7,410	7,427	
平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
7,357	7,352	7,386	7,386	7,370	8,302	8,122	7,858	7,821	7,655	7,507	7,425	
平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
7,506	7,476	7,881	7,781	7,006	8,079	7,627	7,701	7,689	7,695	7,681		

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	77.8%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。(「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	6,563	6,218	5,797
口座振替者率	44.9%	45.0%	44.8%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	82	89	98
クレジットカード納付者率	0.6%	0.6%	0.8%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	15,956	30,727	45,171	61,469	76,465	90,746	104,784	118,946	133,447	147,759	162,308	176,949
	納付月数	10,227	21,211	32,052	42,931	53,609	64,396	75,057	86,213	96,564	106,846	117,382	128,112
	納付率	64.10%	69.03%	70.96%	69.84%	70.11%	70.96%	71.63%	72.48%	72.36%	72.31%	72.32%	72.40%
	(督促対象月数)		10,163	14,456	20,765	25,826	30,215	34,448	38,721	43,583	48,431	53,487	58,390
	(督促納付月数)		647	1,337	2,227	2,970	3,865	4,721	5,988	6,700	7,518	8,561	9,553
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	15,052	29,272	43,223	58,220	72,827	87,104	101,174	114,109	127,036	140,321	153,023	166,656
	納付月数	9,555	19,476	29,365	39,212	49,186	59,180	68,886	79,280	88,790	98,348	108,168	118,224
	納付率	63.48%	66.53%	67.94%	67.35%	67.54%	67.94%	68.09%	69.48%	69.89%	70.09%	70.69%	70.94%
	(督促対象月数)		10,245	14,862	20,622	25,992	31,036	35,988	39,736	43,672	48,062	51,802	56,235
	(督促納付月数)		449	1,004	1,614	2,351	3,112	3,700	4,907	5,426	6,089	6,947	7,803
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	14,056	27,556	40,619	54,478	68,215	81,407	94,279	107,278				
	納付月数	8,893	18,205	27,481	36,766	46,135	55,689	64,953	74,754				
	納付率	63.27%	66.07%	67.66%	67.49%	67.63%	68.41%	68.89%	69.68%				
	(督促対象月数)		9,773	14,063	19,216	24,277	28,722	32,950	37,260				
	(督促納付月数)		422	925	1,504	2,197	3,004	3,624	4,736				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	190,013	190,172	190,275	190,337	190,357	190,538	190,629	190,754	190,790	190,875	190,957	191,089
	納付月数	151,464	151,739	152,306	152,642	152,855	153,089	153,243	153,418	153,536	153,648	153,774	153,869
	納付率	79.71%	79.79%	80.05%	80.20%	80.30%	80.35%	80.39%	80.43%	80.47%	80.50%	80.53%	80.52%
	(督促対象月数)	38,847	39,006	39,109	39,171	39,191	39,372	39,463	39,588	39,624	39,709	39,791	39,923
	(督促納付月数)	298	573	1,140	1,476	1,689	1,923	2,077	2,252	2,370	2,482	2,608	2,703
20年度分	納付対象月数	182,211	181,058	180,460	179,948	179,679	179,737	179,798	179,911	179,960	180,060	180,163	180,356
	納付月数	138,808	139,521	140,211	140,756	141,080	141,432	141,660	142,083	142,257	142,409	142,602	142,816
	納付率	76.18%	77.06%	77.70%	78.22%	78.52%	78.69%	78.79%	78.97%	79.05%	79.09%	79.15%	79.19%
	(督促対象月数)	44,200	43,047	42,449	41,937	41,668	41,726	41,787	41,900	41,949	42,049	42,152	42,345
	(督促納付月数)	797	1,510	2,200	2,745	3,069	3,421	3,649	4,072	4,246	4,398	4,591	4,805
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	180,479	180,554	180,604	180,687	180,777	180,925	180,973	180,863	180,886	180,908	181,022	181,138
	納付月数	143,028	143,273	143,402	143,585	143,785	143,950	143,922	144,253	144,407	144,520	144,683	144,775
	納付率	79.25%	79.35%	79.40%	79.47%	79.54%	79.56%	79.53%	79.76%	79.83%	79.89%	79.93%	79.93%
	(督促対象月数)	37,663	37,738	37,788	37,871	37,961	38,109	38,157	38,047	38,070	38,092	38,206	38,322
	(督促納付月数)	212	457	586	769	969	1,134	1,106	1,437	1,591	1,704	1,867	1,959
21年度分	納付対象月数	176,403	175,740	175,107	174,691	174,692	174,753	174,750	174,259	174,193	174,122	174,219	174,371
	納付月数	128,870	129,344	129,648	129,963	130,213	130,443	130,284	130,866	130,918	131,042	131,251	131,541
	納付率	73.05%	73.60%	74.04%	74.40%	74.54%	74.64%	74.55%	75.10%	75.16%	75.26%	75.34%	75.44%
	(督促対象月数)	48,291	47,628	46,995	46,579	46,580	46,641	46,638	46,147	46,081	46,010	46,107	46,259
	(督促納付月数)	758	1,232	1,536	1,851	2,101	2,331	2,172	2,754	2,806	2,930	3,139	3,429
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	174,483	174,571	174,458	174,523	174,536	174,577	174,710	175,017				
	納付月数	131,806	132,077	132,458	132,837	133,024	133,227	133,431	133,621				
	納付率	75.54%	75.66%	75.93%	76.11%	76.22%	76.31%	76.37%	76.35%				
	(督促対象月数)	42,942	43,030	42,917	42,982	42,995	43,036	43,169	43,476				
	(督促納付月数)	265	536	917	1,296	1,483	1,686	1,890	2,080				
22年度分	納付対象月数	165,957	165,555	164,972	164,111	164,064	164,022	164,131	164,763				
	納付月数	118,873	119,461	119,992	120,395	120,642	120,898	121,122	121,506				
	納付率	71.63%	72.16%	72.73%	73.36%	73.53%	73.71%	73.80%	73.75%				
	(督促対象月数)	47,733	47,331	46,748	45,887	45,840	45,798	45,907	46,539				
	(督促納付月数)	649	1,237	1,768	2,171	2,418	2,674	2,898	3,282				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	444	116	344	1,932	967	651	466	339	233	76	204	172
学生納付特例	125	567	232	94	95	61	112	73	65	33	36	68
若年者納付猶予	70	18	43	255	146	105	67	36	18	13	10	16
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	323	214	181	1,972	1,057	266	179	180	236	237	258	340
学生納付特例	461	283	108	81	97	66	63	76	60	70	57	65
若年者納付猶予	48	23	23	39	382	32	20	25	10	37	24	31
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	334	175	121	1,437	1,788	210	255	233	209	328		
学生納付特例	567	235	131	108	119	63	76	61	79	86		
若年者納付猶予	31	19	17	57	377	42	35	53	46	35		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
民間 事業者	戸別訪問	209	464	3,421	3,784
	【うち接触件数】	151	110	1,070	973
	電話督促	3,677	6,234	22,079	19,553
	【うち接触件数】	1,136	2,098	7,578	5,500
	文書送付	686	407	3,599	2,438

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。

(注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	0	0	15	14

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	未実施	未実施

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。

(注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 稚内 年金事務所 】 平成21年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

第1号被保険者(任意加入者含む)		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
滞納者	短期滞納者	1,869	1,876	1,959
	中期滞納者	939	928	911
	長期滞納者①	419	445	462
	長期滞納者②	1,389	1,544	1,413
	計	4,616	4,793	4,745
免除等者	法定免除者	1,031	1,033	1,025
	申請免除(全額)者	1,537	1,313	1,229
	学生納付特例者	404	412	378
	若年者納付猶予者	217	178	162
	計	3,189	2,936	2,794

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1~6カ月を「短期滞納者」、7~12カ月を「中期滞納者」、13~18カ月を「長期滞納者①」、19~24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
1カ月	488	10.6%	486	10.1%	551	11.6%	13カ月	62	1.3%	83	1.7%	68	1.4%
2カ月	302	6.5%	334	7.0%	412	8.7%	14カ月	61	1.3%	54	1.1%	84	1.8%
3カ月	496	10.7%	425	8.9%	304	6.4%	15カ月	125	2.7%	116	2.4%	68	1.4%
4カ月	232	5.0%	257	5.4%	262	5.5%	16カ月	59	1.3%	57	1.2%	61	1.3%
5カ月	184	4.0%	214	4.5%	237	5.0%	17カ月	55	1.2%	52	1.1%	123	2.6%
6カ月	167	3.6%	160	3.3%	193	4.1%	18カ月	57	1.2%	83	1.7%	58	1.2%
7カ月	124	2.7%	114	2.4%	295	6.2%	19カ月	51	1.1%	51	1.1%	178	3.8%
8カ月	128	2.8%	114	2.4%	131	2.8%	20カ月	53	1.1%	55	1.1%	48	1.0%
9カ月	275	6.0%	266	5.5%	119	2.5%	21カ月	135	2.9%	178	3.7%	50	1.1%
10カ月	90	1.9%	94	2.0%	135	2.8%	22カ月	50	1.1%	58	1.2%	92	1.9%
11カ月	92	2.0%	103	2.1%	92	1.9%	23カ月	64	1.4%	75	1.6%	71	1.5%
12カ月	230	5.0%	237	4.9%	139	2.9%	24カ月	1,036	22.4%	1,127	23.5%	974	20.5%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					4,900	4,764	4,794	3,978	3,833	3,924	4,048	
平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
3,946	3,938	3,964	3,964	3,953	5,485	5,295	5,289	5,226	5,016	4,426	4,427	
平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
4,987	4,970	5,250	5,024	4,301	5,454	4,750	5,277	5,096	5,189	5,150		

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	84.4%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。(「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
口座振替者数	5,539	5,206	4,997
口座振替者率	57.8%	56.6%	56.3%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
クレジットカード納付者数	54	56	58
クレジットカード納付者率	0.6%	0.6%	0.7%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	10,282	19,412	28,732	39,326	48,796	57,499	66,564	74,950	84,557	93,724	103,295	112,973
	納付月数	6,840	13,874	20,949	27,988	35,043	42,161	49,297	56,865	63,907	70,993	78,310	85,537
	納付率	66.52%	71.47%	72.91%	71.17%	71.82%	73.32%	74.06%	75.87%	75.58%	75.75%	75.81%	75.71%
	(督促対象月数)		5,866	8,498	12,451	15,290	17,417	19,918	21,591	24,497	27,003	29,860	32,805
	(督促納付月数)		328	715	1,113	1,537	2,079	2,651	3,506	3,847	4,272	4,875	5,369
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	9,669	18,723	27,456	37,462	46,989	56,352	65,332	74,114	83,329	92,517	101,596	110,757
	納付月数	6,507	13,100	19,722	26,431	33,221	39,991	46,667	53,993	60,701	67,347	74,093	80,815
	納付率	67.30%	69.97%	71.83%	70.55%	70.70%	70.97%	71.43%	72.85%	72.84%	72.79%	72.93%	72.97%
	(督促対象月数)		5,873	8,315	12,004	15,204	18,278	21,054	23,469	26,318	29,234	32,062	35,011
	(督促納付月数)		250	581	973	1,436	1,917	2,389	3,348	3,690	4,064	4,559	5,069
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	9,379	18,016	26,877	36,462	45,454	54,265	62,670	71,582				
	納付月数	6,092	12,333	18,629	24,972	31,316	37,764	44,270	51,338				
	納付率	64.95%	68.46%	69.31%	68.49%	68.90%	69.59%	70.64%	71.72%				
	(督促対象月数)		5,916	8,789	12,404	15,442	18,301	20,757	23,607				
	(督促納付月数)		233	541	914	1,304	1,800	2,357	3,363				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	124,137	124,195	124,263	124,291	124,361	124,411	124,451	124,427	124,423	124,422	124,423	124,434
	納付月数	100,916	101,037	101,404	101,648	101,768	101,944	102,074	102,213	102,316	102,407	102,477	102,544
	納付率	81.29%	81.35%	81.60%	81.78%	81.83%	81.94%	82.02%	82.15%	82.23%	82.31%	82.36%	82.41%
	(督促対象月数)	23,363	23,421	23,489	23,517	23,587	23,677	23,677	23,653	23,649	23,648	23,649	23,660
	(督促納付月数)	142	263	630	874	994	1,170	1,300	1,439	1,542	1,633	1,703	1,770
20年度分	納付対象月数	119,665	118,921	118,798	118,527	118,173	117,954	117,955	117,930	117,905	117,917	117,910	117,909
	納付月数	92,200	92,532	92,931	93,172	93,336	93,522	93,715	93,924	93,969	94,033	94,140	94,300
	納付率	77.05%	77.81%	78.23%	78.61%	78.98%	79.29%	79.45%	79.64%	79.70%	79.75%	79.84%	79.98%
	(督促対象月数)	27,871	27,127	27,004	26,733	26,379	26,160	26,161	26,136	26,111	26,123	26,116	26,115
	(督促納付月数)	406	738	1,137	1,378	1,542	1,728	1,921	2,130	2,175	2,239	2,346	2,506
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	117,909	117,985	118,035	118,098	118,155	118,179	118,215	118,210	118,258	118,286	118,299	118,313
	納付月数	94,452	94,565	94,700	94,804	94,893	95,000	95,123	95,403	95,522	95,608	95,722	95,812
	納付率	80.11%	80.15%	80.23%	80.28%	80.31%	80.39%	80.47%	80.71%	80.77%	80.83%	80.92%	80.98%
	(督促対象月数)	23,609	23,685	23,735	23,798	23,855	23,879	23,915	23,910	23,958	23,986	23,999	24,013
	(督促納付月数)	152	285	400	504	593	700	823	1,103	1,222	1,308	1,422	1,512
21年度分	納付対象月数	112,661	112,597	112,490	112,407	112,405	112,405	112,441	112,462	112,496	112,566	112,560	112,595
	納付月数	85,902	86,197	86,388	86,677	86,825	86,990	87,108	87,376	87,482	87,529	87,663	87,796
	納付率	76.25%	76.55%	76.80%	77.11%	77.24%	77.39%	77.47%	77.69%	77.76%	77.76%	77.88%	77.98%
	(督促対象月数)	27,124	27,060	26,953	26,870	26,868	26,868	26,904	26,925	26,959	27,029	27,023	27,058
	(督促納付月数)	365	660	851	1,140	1,288	1,453	1,571	1,839	1,945	1,992	2,126	2,259
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	112,624	112,659	112,703	112,718	112,742	112,767	112,792	113,036				
	納付月数	87,927	88,083	88,289	88,477	88,629	88,781	89,010	89,212				
	納付率	78.07%	78.19%	78.34%	78.49%	78.61%	78.73%	78.92%	78.92%				
	(督促対象月数)	24,828	24,863	24,907	24,922	24,946	24,971	24,996	25,240				
	(督促納付月数)	131	287	493	681	833	985	1,214	1,416				
22年度分	納付対象月数	110,600	110,162	110,028	109,776	109,675	109,651	109,654	110,215				
	納付月数	81,312	81,559	81,873	82,126	82,282	82,484	82,773	83,220				
	納付率	73.52%	74.04%	74.41%	74.81%	75.02%	75.22%	75.49%	75.51%				
	(督促対象月数)	29,785	29,347	29,213	28,961	28,860	28,836	28,839	29,400				
	(督促納付月数)	497	744	1,058	1,311	1,467	1,669	1,958	2,405				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	258	41	375	325	291	586	463	166	339	34	95	101
学生納付特例	26	159	101	37	32	14	39	20	16	9	10	8
若年者納付猶予	30	4	23	102	35	25	74	32	26	3	3	18
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	223	141	148	743	435	102	106	101	186	98	95	127
学生納付特例	127	55	85	34	27	19	20	28	25	15	22	19
若年者納付猶予	16	12	5	115	45	25	10	17	8	10	11	14
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	262	105	72	515	252	244	152	178	129	215		
学生納付特例	138	22	73	31	28	33	20	25	16	35		
若年者納付猶予	20	11	7	83	30	33	22	19	11	30		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。
 (注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。
 (注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	83	189	474	729
【うち接触件数】	51	31	245	302
電話督促	2,516	4,106	14,136	12,593
【うち接触件数】	848	1,468	5,071	3,525
文書送付	390	229	2,260	1,681

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。
 (注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。
 (注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)
 (注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジットカード納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	0	0	9	9

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	未実施	未実施

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。
 (注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 留萌 年金事務所 】 平成21年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		6,192	6,016	5,659
滞納者	短期滞納者	1,254	1,059	1,130
	中期滞納者	543	587	513
	長期滞納者①	211	228	244
	長期滞納者②	580	664	629
計		2,588	2,538	2,516
免除等者	法定免除者	670	666	652
	申請免除(全額)者	1,116	996	884
	学生納付特例者	249	260	255
	若年者納付猶予者	128	103	93
計		2,163	2,025	1,884

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度						
1カ月	347	13.4%	291	11.5%	271	10.8%	13カ月	33	1.3%	46	1.8%	40	1.6%
2カ月	199	7.7%	175	6.9%	246	9.8%	14カ月	31	1.2%	43	1.7%	49	1.9%
3カ月	353	13.6%	271	10.7%	164	6.5%	15カ月	80	3.1%	70	2.8%	32	1.3%
4カ月	177	6.8%	156	6.1%	144	5.7%	16カ月	21	0.8%	27	1.1%	36	1.4%
5カ月	89	3.4%	78	3.1%	185	7.4%	17カ月	22	0.9%	16	0.6%	62	2.5%
6カ月	89	3.4%	88	3.5%	120	4.8%	18カ月	24	0.9%	26	1.0%	25	1.0%
7カ月	82	3.2%	69	2.7%	181	7.2%	19カ月	24	0.9%	33	1.3%	104	4.1%
8カ月	100	3.9%	113	4.5%	88	3.5%	20カ月	20	0.8%	21	0.8%	26	1.0%
9カ月	146	5.6%	177	7.0%	52	2.1%	21カ月	53	2.0%	93	3.7%	23	0.9%
10カ月	49	1.9%	46	1.8%	65	2.6%	22カ月	16	0.6%	18	0.7%	44	1.7%
11カ月	51	2.0%	57	2.2%	46	1.8%	23カ月	22	0.9%	38	1.5%	34	1.4%
12カ月	115	4.4%	125	4.9%	81	3.2%	24カ月	445	17.2%	461	18.2%	398	15.8%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					2,662	2,639	2,486	2,324	2,267	2,352	2,358	
平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
2,325	2,325	2,340	2,340	2,332	2,658	2,626	2,594	2,545	2,501	2,439	2,437	
平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
2,479	2,527	2,626	2,541	2,268	2,780	2,508	2,551	2,547	2,562	2,557		

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	83.8%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。(「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	1,740	1,655	1,561
口座振替者率	43.2%	41.5%	41.4%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	16	20	24
クレジットカード納付者率	0.4%	0.5%	0.6%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	4,717	8,913	12,912	17,503	21,655	24,809	28,475	32,195	36,165	39,824	44,144	48,445
	納付月数	2,878	5,923	8,924	11,939	14,836	17,900	20,861	23,903	26,736	29,577	32,542	35,642
	納付率	61.01%	66.45%	69.11%	68.21%	68.51%	72.15%	73.26%	74.24%	73.93%	74.27%	73.72%	73.57%
	(督促対象月数)		3,201	4,470	6,360	7,864	8,348	9,367	10,407	11,774	12,856	14,548	16,107
	(督促納付月数)		211	482	796	1,045	1,439	1,753	2,115	2,345	2,609	2,946	3,304
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	4,294	8,198	12,130	16,526	20,681	24,627	28,607	32,376	36,028	39,995	43,670	47,738
	納付月数	2,700	5,475	8,249	11,058	13,821	16,595	19,351	22,139	24,722	27,406	30,170	33,008
	納付率	62.88%	66.78%	68.00%	66.91%	66.83%	67.39%	67.64%	68.38%	68.62%	68.52%	69.09%	69.14%
	(督促対象月数)		2,867	4,227	6,085	7,708	9,141	10,614	11,884	13,111	14,652	15,879	17,416
	(督促納付月数)		144	346	617	848	1,109	1,358	1,647	1,805	2,063	2,379	2,686
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	4,179	8,042	11,945	16,157	20,166	23,725	27,310	31,021				
	納付月数	2,476	5,077	7,671	10,306	12,909	15,596	18,134	20,804				
	納付率	59.25%	63.13%	64.22%	63.79%	64.01%	65.74%	66.40%	67.06%				
	(督促対象月数)		3,116	4,618	6,454	8,101	9,287	10,547	11,913				
	(督促納付月数)		151	344	603	844	1,158	1,371	1,696				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	55,424	55,458	55,446	55,455	55,473	55,461	55,467	55,515	55,513	55,489	55,504	55,516
	納付月数	43,185	43,346	43,593	43,730	43,811	43,911	43,974	44,043	44,078	44,111	44,138	44,181
	納付率	77.92%	78.16%	78.62%	78.86%	78.98%	79.17%	79.28%	79.34%	79.40%	79.50%	79.52%	79.58%
	(督促対象月数)	12,343	12,377	12,365	12,374	12,392	12,380	12,386	12,434	12,432	12,408	12,423	12,435
	(督促納付月数)	104	265	512	649	730	830	893	962	997	1,030	1,057	1,100
20年度分	納付対象月数	53,296	52,852	52,414	52,191	52,044	51,650	51,651	51,692	51,685	51,665	51,697	51,732
	納付月数	39,153	39,463	39,780	39,975	40,093	40,215	40,312	40,427	40,461	40,515	40,564	40,650
	納付率	73.46%	74.67%	75.90%	76.59%	77.04%	77.86%	78.05%	78.21%	78.28%	78.42%	78.46%	78.58%
	(督促対象月数)	14,511	14,067	13,629	13,406	13,259	12,865	12,866	12,907	12,900	12,880	12,912	12,947
	(督促納付月数)	368	678	995	1,190	1,308	1,430	1,527	1,642	1,676	1,730	1,779	1,865
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	51,756	51,756	51,785	51,828	51,852	51,864	51,858	51,884	51,883	51,922	51,965	51,990
	納付月数	40,709	40,773	40,835	40,900	40,981	41,030	41,070	41,139	41,200	41,233	41,280	41,313
	納付率	78.66%	78.78%	78.85%	78.91%	79.03%	79.11%	79.20%	79.29%	79.41%	79.41%	79.44%	79.46%
	(督促対象月数)	11,106	11,106	11,135	11,178	11,202	11,214	11,208	11,234	11,233	11,272	11,315	11,340
	(督促納付月数)	59	123	185	250	331	380	420	489	550	583	630	663
21年度分	納付対象月数	48,481	48,210	48,209	48,160	48,107	48,123	48,149	48,172	48,158	48,195	48,224	48,258
	納付月数	35,934	36,112	36,210	36,376	36,451	36,502	36,579	36,716	36,795	36,850	36,922	36,991
	納付率	74.12%	74.91%	75.11%	75.53%	75.77%	75.85%	75.97%	76.22%	76.40%	76.46%	76.56%	76.65%
	(督促対象月数)	12,839	12,568	12,567	12,518	12,465	12,481	12,507	12,530	12,516	12,553	12,582	12,616
	(督促納付月数)	292	470	568	734	809	860	937	1,074	1,153	1,208	1,280	1,349
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	48,266	48,290	48,298	48,311	48,335	48,323	48,323	48,352				
	納付月数	37,073	37,165	37,305	37,389	37,455	37,523	37,601	37,678				
	納付率	76.81%	76.96%	77.24%	77.39%	77.49%	77.65%	77.81%	77.92%				
	(督促対象月数)	11,275	11,299	11,307	11,320	11,344	11,332	11,332	11,361				
	(督促納付月数)	82	174	314	398	464	532	610	687				
22年度分	納付対象月数	47,450	47,145	47,101	46,962	46,934	46,892	46,902	46,946				
	納付月数	33,222	33,406	33,632	33,798	33,913	33,996	34,092	34,163				
	納付率	70.01%	70.86%	71.40%	71.97%	72.26%	72.50%	72.69%	72.77%				
	(督促対象月数)	14,442	14,137	14,093	13,954	13,926	13,884	13,894	13,938				
	(督促納付月数)	214	398	624	790	905	988	1,084	1,155				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	311	31	152	472	212	229	373	138	110	10	86	60
学生納付特例	24	94	41	24	11	3	34	20	14	1	12	12
若年者納付猶予	36	3	15	34	58	29	54	11	12	1	8	0
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	112	51	92	321	401	138	74	61	87	86	57	177
学生納付特例	86	35	19	42	18	16	16	14	18	16	10	13
若年者納付猶予	15	8	4	17	62	13	4	6	4	8	6	18
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	124	115	97	138	554	127	157	49	62	137		
学生納付特例	99	23	26	39	19	8	37	12	12	12		
若年者納付猶予	9	7	6	19	67	16	25	9	2	13		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。
 (注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。
 (注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	73	217	711	1,102
【うち接触件数】	49	36	330	315
電話督促	1,548	2,496	9,594	9,164
【うち接触件数】	466	742	3,240	2,644
文書送付	130	252	1,143	898

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。
 (注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。
 (注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)
 (注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	0	0	2	4

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	未実施	未実施

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。
 (注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 苫小牧 年金事務所 】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		45,596	43,743	42,491
滞納者	短期滞納者	6,880	6,770	7,566
	中期滞納者	4,613	4,331	4,353
	長期滞納者①	2,566	2,563	2,345
	長期滞納者②	9,256	9,313	8,271
計		23,315	22,977	22,535
免除等者	法定免除者	5,165	5,241	5,269
	申請免除(全額)者	6,110	6,294	6,131
	学生納付特例者	2,114	2,115	2,090
	若年者納付猶予者	791	796	863
計		14,180	14,446	14,353

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度		未納月数	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度	
1カ月	1,482	6.4%	1,487	6.5%	1,838	8.2%	13カ月	407	1.7%	405	1.8%	370	1.6%
2カ月	1,020	4.4%	980	4.3%	1,379	6.1%	14カ月	389	1.7%	406	1.8%	386	1.7%
3カ月	1,862	8.0%	1,877	8.2%	1,008	4.5%	15カ月	841	3.6%	840	3.7%	329	1.5%
4カ月	911	3.9%	932	4.1%	1,019	4.5%	16カ月	319	1.4%	301	1.3%	325	1.4%
5カ月	871	3.7%	784	3.4%	1,654	7.3%	17カ月	281	1.2%	309	1.3%	652	2.9%
6カ月	734	3.1%	710	3.1%	668	3.0%	18カ月	329	1.4%	302	1.3%	283	1.3%
7カ月	603	2.6%	582	2.5%	1,407	6.2%	19カ月	276	1.2%	264	1.1%	669	3.0%
8カ月	578	2.5%	561	2.4%	542	2.4%	20カ月	284	1.2%	271	1.2%	249	1.1%
9カ月	1,201	5.2%	1,090	4.7%	503	2.2%	21カ月	874	3.7%	757	3.3%	257	1.1%
10カ月	607	2.6%	556	2.4%	623	2.8%	22カ月	288	1.2%	294	1.3%	318	1.4%
11カ月	468	2.0%	446	1.9%	457	2.0%	23カ月	371	1.6%	376	1.6%	295	1.3%
12カ月	1,156	5.0%	1,096	4.8%	821	3.6%	24カ月	7,163	30.7%	7,351	32.0%	6,483	28.8%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					19,041	17,187	18,136	17,690	17,471	17,543	17,555
平成22年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17,565	17,533	17,549	17,549	17,549	18,437	24,566	23,738	23,393	23,054	22,294	22,059
平成23年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
22,576	22,260	23,149	22,882	20,882	24,609	23,165	23,282	22,987	22,977	22,667	

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	78.3%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「(第1号被保険者)」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	10,172	9,664	9,104
口座振替者率	32.4%	33.0%	32.4%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	248	278	301
クレジットカード納付者率	0.8%	0.9%	1.1%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	31,955	62,876	92,806	126,954	158,955	189,432	219,562	248,092	279,714	310,536	341,084	369,123
	納付月数	15,701	32,350	49,149	65,724	82,427	99,456	116,691	134,795	151,637	168,781	186,253	203,942
	納付率	49.13%	51.45%	52.96%	51.77%	51.86%	52.50%	53.15%	54.33%	54.21%	54.35%	54.61%	55.25%
	(督促対象月数)		31,491	45,851	64,639	81,343	96,505	111,407	124,401	140,649	156,184	171,437	183,964
	(督促納付月数)		965	2,194	3,409	4,815	6,529	8,536	11,104	12,572	14,429	16,606	18,783
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	30,907	60,506	89,617	122,597	153,711	184,032	210,879	239,999	268,535	296,746	324,232	351,228
	納付月数	14,967	30,744	46,299	62,130	77,905	93,827	110,268	127,362	143,205	159,219	175,480	191,611
	納付率	48.43%	50.81%	51.66%	50.68%	50.68%	50.98%	52.29%	53.07%	53.33%	53.65%	54.12%	54.55%
	(督促対象月数)		30,629	45,162	63,683	80,337	96,248	108,744	123,318	137,431	151,318	164,456	177,030
	(督促納付月数)		867	1,844	3,216	4,531	6,043	8,133	10,681	12,101	13,791	15,704	17,413
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	29,138	57,164	84,385	115,595	145,373	173,166	199,642	227,621				
	納付月数	13,924	28,622	43,331	58,158	73,145	88,477	103,718	119,711				
	納付率	47.79%	50.07%	51.35%	50.31%	50.32%	51.09%	51.95%	52.59%				
	(督促対象月数)		29,338	42,810	60,392	76,530	90,677	103,515	117,679				
	(督促納付月数)		796	1,756	2,955	4,302	5,988	7,591	9,769				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	384,371	384,894	385,131	385,421	385,779	386,122	386,388	386,576	386,817	387,024	387,510	387,929
	納付月数	240,224	241,033	242,736	243,650	244,271	245,012	245,725	246,392	246,982	247,476	247,973	248,382
	納付率	62.50%	62.62%	63.03%	63.22%	63.32%	63.45%	63.60%	63.74%	63.85%	63.94%	63.99%	64.03%
	(督促対象月数)	145,043	145,566	145,803	146,093	146,451	146,794	147,060	147,248	147,489	147,696	148,182	148,601
	(督促納付月数)	896	1,705	3,408	4,322	4,943	5,684	6,397	7,064	7,654	8,148	8,645	9,054
20年度分	納付対象月数	377,232	375,938	374,927	374,361	373,978	373,476	373,492	373,600	373,825	374,066	374,503	374,878
	納付月数	218,190	219,315	220,918	221,766	222,377	223,077	223,774	224,701	225,204	225,676	226,139	226,702
	納付率	57.84%	58.34%	58.92%	59.24%	59.46%	59.73%	59.91%	60.14%	60.24%	60.33%	60.38%	60.47%
	(督促対象月数)	160,857	159,563	158,552	157,986	157,603	157,101	157,117	157,225	157,450	157,691	158,128	158,503
	(督促納付月数)	1,815	2,940	4,543	5,391	6,002	6,702	7,399	8,326	8,829	9,301	9,764	10,327
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	375,081	375,444	375,522	375,857	376,035	376,280	376,434	376,529	376,709	376,915	377,397	377,683
	納付月数	227,498	228,287	228,929	229,611	230,345	230,928	231,513	232,352	232,960	233,438	234,004	234,386
	納付率	60.65%	60.80%	60.96%	61.09%	61.26%	61.37%	61.50%	61.71%	61.84%	61.93%	62.00%	62.06%
	(督促対象月数)	148,379	148,742	148,820	149,155	149,333	149,578	149,732	149,827	150,007	150,213	150,695	150,981
	(督促納付月数)	796	1,585	2,227	2,909	3,643	4,226	4,811	5,650	6,258	6,736	7,302	7,684
21年度分	納付対象月数	368,428	367,176	366,416	365,974	365,431	365,425	365,329	365,320	365,429	365,531	365,878	366,064
	納付月数	205,522	206,596	207,358	208,201	208,810	209,343	210,165	211,561	212,096	212,621	213,060	213,674
	納付率	55.78%	56.27%	56.59%	56.89%	57.14%	57.29%	57.53%	57.91%	58.04%	58.17%	58.23%	58.37%
	(督促対象月数)	164,486	163,234	162,474	162,032	161,489	161,483	161,387	161,378	161,487	161,589	161,936	162,122
	(督促納付月数)	1,580	2,654	3,416	4,259	4,868	5,401	6,223	7,619	8,154	8,679	9,118	9,732
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	366,322	366,559	366,752	366,972	367,011	367,277	367,402	369,025				
	納付月数	214,486	215,355	216,342	217,368	218,005	218,603	219,237	219,842				
	納付率	58.55%	58.75%	58.99%	59.23%	59.40%	59.52%	59.67%	59.57%				
	(督促対象月数)	152,648	152,885	153,078	153,298	153,337	153,603	153,728	155,351				
	(督促納付月数)	812	1,681	2,668	3,694	4,331	4,929	5,563	6,168				
22年度分	納付対象月数	350,813	349,508	347,058	345,515	344,607	344,090	344,098	347,152				
	納付月数	193,007	193,979	195,021	195,823	196,569	197,355	198,034	198,773				
	納付率	55.02%	55.50%	56.19%	56.68%	57.04%	57.36%	57.55%	57.26%				
	(督促対象月数)	159,202	157,897	155,447	153,904	152,996	152,479	152,487	155,541				
	(督促納付月数)	1,396	2,368	3,410	4,212	4,958	5,744	6,423	7,162				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数とは、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	771	204	497	2,417	1,390	1,268	824	644	835	87	420	503
学生納付特例	227	879	236	266	104	87	100	132	136	12	45	150
若年者納付猶予	96	31	79	320	195	76	236	90	101	11	44	47
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	708	362	354	3,091	1,059	742	640	1,014	382	364	553	642
学生納付特例	778	347	251	206	147	94	72	128	56	79	102	144
若年者納付猶予	102	43	41	334	134	112	75	201	57	47	68	69
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	597	346	301	3,069	1,322	820	890	869	728	871		
学生納付特例	878	300	229	142	116	112	165	100	111	170		
若年者納付猶予	99	29	49	377	171	131	239	88	103	129		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	3,532	8,938
【うち接触件数】	実施前	実施前	1,795	4,016
電話督促	実施前	実施前	43,205	54,189
【うち接触件数】	実施前	実施前	16,189	13,837
文書送付	実施前	実施前	11,066	14,401

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。

(注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	0	9

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	61	689

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。

(注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【札幌北 年金事務所】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

第1号被保険者(任意加入者含む)		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
滞納者	短期滞納者	18,044	17,473	19,419
	中期滞納者	12,795	12,938	11,708
	長期滞納者①	6,773	6,280	6,363
	長期滞納者②	19,747	20,135	19,240
計		57,359	56,826	56,730
免除等者	法定免除者	10,460	10,919	11,351
	申請免除(全額)者	17,157	16,768	16,840
	学生納付特例者	12,560	12,246	11,756
	若年者納付猶予者	3,010	2,838	2,929
計		43,187	42,771	42,876

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1～6カ月を「短期滞納者」、7～12カ月を「中期滞納者」、13～18カ月を「長期滞納者①」、19～24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度						
1カ月	3,663	6.4%	3,726	6.6%	4,324	7.6%	13カ月	1,047	1.8%	1,004	1.8%	950	1.7%
2カ月	2,545	4.4%	2,544	4.5%	3,566	6.3%	14カ月	960	1.7%	904	1.6%	1,128	2.0%
3カ月	5,476	9.5%	5,144	9.1%	3,266	5.8%	15カ月	2,414	4.2%	2,063	3.6%	922	1.6%
4カ月	2,376	4.1%	2,271	4.0%	2,642	4.7%	16カ月	762	1.3%	786	1.4%	912	1.6%
5カ月	2,061	3.6%	1,947	3.4%	3,878	6.8%	17カ月	754	1.3%	707	1.2%	1,740	3.1%
6カ月	1,923	3.4%	1,841	3.2%	1,743	3.1%	18カ月	836	1.5%	816	1.4%	711	1.3%
7カ月	1,731	3.0%	1,618	2.8%	3,591	6.3%	19カ月	713	1.2%	694	1.2%	2,303	4.1%
8カ月	1,473	2.6%	1,471	2.6%	1,409	2.5%	20カ月	731	1.3%	630	1.1%	579	1.0%
9カ月	3,290	5.7%	3,498	6.2%	1,349	2.4%	21カ月	1,809	3.2%	2,113	3.7%	636	1.1%
10カ月	1,411	2.5%	1,352	2.4%	1,975	3.5%	22カ月	686	1.2%	712	1.3%	1,032	1.8%
11カ月	1,307	2.3%	1,325	2.3%	1,123	2.0%	23カ月	877	1.5%	903	1.6%	773	1.4%
12カ月	3,583	6.2%	3,674	6.5%	2,261	4.0%	24カ月	14,931	26.0%	15,083	26.5%	13,917	24.5%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					37,739	33,672	36,115	36,744	36,720	36,922	37,462	
平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
36,962	37,016	37,091	37,091	37,040	40,350	59,746	57,606	56,971	56,844	56,441	55,681	
平成23年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
56,221	54,792	58,000	57,932	53,008	60,895	57,956	57,183	57,651	57,432	56,891		

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	72.1%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。(「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。)

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	18,491	17,657	16,890
口座振替者率	25.5%	25.1%	24.5%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	1,050	1,216	1,250
クレジットカード納付者率	1.4%	1.7%	1.8%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	76,799	149,078	220,677	305,230	385,070	452,923	524,144	588,013	658,427	729,115	798,830	863,050
	納付月数	35,146	73,819	113,033	152,054	191,075	231,631	272,285	314,455	353,657	392,576	433,581	474,726
	納付率	45.76%	49.52%	51.22%	49.82%	49.62%	51.14%	51.95%	53.48%	53.71%	53.84%	54.28%	55.01%
	(督促対象月数)		78,230	114,269	163,751	208,855	241,628	278,096	306,631	342,173	378,613	413,768	443,093
	(督促納付月数)		2,971	6,625	10,575	14,860	20,336	26,237	33,073	37,403	42,074	48,519	54,769
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	74,012	144,601	213,821	293,896	369,946	442,338	510,964	576,329	642,833	711,572	778,443	839,721
	納付月数	33,696	69,680	105,908	142,875	180,201	217,874	256,016	296,339	333,248	370,590	409,086	447,619
	納付率	45.53%	48.19%	49.53%	48.61%	48.71%	49.26%	50.10%	51.42%	51.84%	52.08%	52.55%	53.31%
	(督促対象月数)		77,299	113,403	160,583	203,704	243,050	278,815	310,646	344,062	380,237	414,260	442,431
	(督促納付月数)		2,378	5,490	9,562	13,959	18,586	23,867	30,656	34,477	39,255	44,903	50,329
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	72,527	141,346	208,245	285,170	357,418	425,803	493,827	562,218				
	納付月数	31,939	66,566	101,137	136,305	171,938	208,537	244,712	283,090				
	納付率	44.04%	47.09%	48.57%	47.80%	48.11%	48.97%	49.55%	50.35%				
	(督促対象月数)		77,160	112,225	157,437	198,090	234,723	271,219	307,362				
	(督促納付月数)		2,380	5,117	8,572	12,610	17,457	22,104	28,234				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数とは、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	910,020	910,978	911,840	912,589	913,223	913,916	914,512	915,160	915,537	916,089	917,148	917,860
	納付月数	572,390	574,383	578,615	580,959	582,670	584,647	586,278	587,842	589,379	590,562	591,748	592,720
	納付率	62.90%	63.05%	63.46%	63.66%	63.80%	63.97%	64.11%	64.23%	64.38%	64.47%	64.52%	64.58%
	(督促対象月数)	340,022	340,980	341,842	342,591	343,225	343,918	344,514	345,162	345,539	346,091	347,150	347,862
	(督促納付月数)	2,392	4,385	8,617	10,961	12,672	14,649	16,280	17,844	19,381	20,564	21,750	22,722
20年度分	納付対象月数	889,906	884,494	881,882	881,281	880,096	878,029	878,374	878,551	878,728	879,229	880,269	880,990
	納付月数	509,514	513,224	518,013	520,463	522,612	524,434	526,238	528,473	529,797	530,967	532,567	534,312
	納付率	57.25%	58.02%	58.74%	59.06%	59.38%	59.73%	59.91%	60.15%	60.29%	60.39%	60.50%	60.65%
	(督促対象月数)	385,414	380,002	377,390	376,789	375,604	373,537	373,882	374,059	374,236	374,737	375,777	376,498
	(督促納付月数)	5,022	8,732	13,521	15,971	18,120	19,942	21,746	23,981	25,305	26,475	28,075	29,820
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	882,407	882,920	883,710	884,155	884,521	884,949	885,342	884,878	885,421	886,049	886,856	887,659
	納付月数	536,286	538,483	540,330	542,542	544,578	546,309	547,304	549,391	551,043	552,415	553,952	555,016
	納付率	60.78%	60.99%	61.14%	61.36%	61.57%	61.73%	61.82%	62.09%	62.24%	62.35%	62.46%	62.53%
	(督促対象月数)	348,095	348,608	349,398	349,843	350,209	350,637	351,030	350,566	351,109	351,737	352,544	353,347
	(督促納付月数)	1,974	4,171	6,018	8,230	10,266	11,997	12,992	15,079	16,731	18,103	19,640	20,704
21年度分	納付対象月数	862,449	859,354	856,896	854,439	853,512	853,372	853,275	850,589	850,599	851,044	851,408	851,856
	納付月数	479,451	482,496	485,080	487,573	489,586	491,418	491,922	494,828	496,398	497,736	499,258	501,173
	納付率	55.59%	56.15%	56.61%	57.06%	57.36%	57.59%	57.65%	58.17%	58.36%	58.49%	58.64%	58.83%
	(督促対象月数)	387,723	384,628	382,170	379,713	378,786	378,646	378,549	375,863	375,873	376,318	376,682	377,130
	(督促納付月数)	4,725	7,770	10,354	12,847	14,860	16,692	17,196	20,102	21,672	23,010	24,532	26,447
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	852,527	853,130	853,723	854,455	854,798	855,428	855,775	859,627				
	納付月数	503,591	506,200	509,253	512,407	514,231	515,969	517,940	519,643				
	納付率	59.07%	59.33%	59.65%	59.97%	60.16%	60.32%	60.52%	60.45%				
	(督促対象月数)	351,354	351,957	352,550	353,282	353,625	354,255	354,602	358,454				
	(督促納付月数)	2,418	5,027	8,080	11,234	13,058	14,796	16,767	18,470				
22年度分	納付対象月数	837,380	833,196	829,871	827,104	824,742	824,268	824,170	832,023				
	納付月数	451,727	454,742	457,706	460,548	462,808	465,022	466,846	469,139				
	納付率	53.95%	54.58%	55.15%	55.68%	56.12%	56.42%	56.64%	56.39%				
	(督促対象月数)	389,761	385,577	382,252	379,485	377,123	376,649	376,551	384,404				
	(督促納付月数)	4,108	7,123	10,087	12,929	15,189	17,403	19,227	21,520				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,671	616	1,351	7,198	2,569	1,653	3,790	1,978	2,595	769	1,066	1,073
学生納付特例	997	5,765	1,690	878	733	484	839	470	553	247	271	483
若年者納付猶予	274	153	255	1,676	414	383	748	218	393	118	127	137
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,471	877	791	7,542	3,850	2,191	1,733	2,165	1,545	1,221	987	984
学生納付特例	4,311	2,751	1,077	917	941	548	460	483	446	490	275	496
若年者納付猶予	301	165	148	1,558	660	323	316	185	221	177	127	157
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,702	719	864	8,080	3,727	2,492	2,528	1,404	1,554	2,055		
学生納付特例	4,889	2,027	1,215	1,007	1,076	524	560	421	437	576		
若年者納付猶予	342	151	186	1,773	539	444	323	245	353	309		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。
 (注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。
 (注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	11,112	20,843
【うち接触件数】	実施前	実施前	5,372	7,289
電話督促	実施前	実施前	97,827	128,567
【うち接触件数】	実施前	実施前	44,795	38,584
文書送付	実施前	実施前	25,177	39,810

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。
 (注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。
 (注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事項から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)
 (注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	11	39

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	1,526	3,588

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。
 (注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。
 (注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

[北海道ブロック(北海道地区)]

5 従来の実施方法等②

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【新さっぽろ年金事務所】 平成22年10月開始事業(北海道地区)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		85,688	84,317	82,869
滞納者	短期滞納者	13,038	12,917	14,557
	中期滞納者	8,823	8,317	8,010
	長期滞納者①	4,039	4,245	4,047
	長期滞納者②	13,178	13,097	12,101
計		39,078	38,576	38,715
免除等者	法定免除者	7,009	7,318	7,542
	申請免除(全額)者	12,222	12,682	12,790
	学生納付特例者	10,691	10,591	10,290
	若年者納付猶予者	2,868	2,832	3,015
	計	32,790	33,423	33,637

(注1)「滞納者」は、各年度末時点において、24カ月以内の間に納付すべき期間を有する者の合計を計上している。
 (注2)「免除等者」は、各年度末時点において承認されている者の合計を計上している。そのため、24カ月以内の間に滞納期間を有する場合、上記「未納者」に該当する。
 (注3)「滞納者」欄の区分は、「(参考:滞納月数別の滞納者数)」のうち、1~6カ月を「短期滞納者」、7~12カ月を「中期滞納者」、13~18カ月を「長期滞納者①」、19~24カ月を「長期滞納者②」として計上している。
 (注4)平成23年度は、平成24年1月時点の数値を計上している。(ただし、「滞納者」については、平成23年2月時点の数値としている。)
 (注5)「免除等者」の「法定免除者」については、本事業において実績となるものではないが、参考情報として計上している。

(参考:滞納月数別の滞納者数(各年度末時点))

(左項「滞納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度						
1カ月	2,928	7.5%	2,852	7.4%	3,668	9.5%	13カ月	643	1.6%	658	1.7%	614	1.6%
2カ月	1,922	4.9%	1,980	5.1%	2,622	6.8%	14カ月	581	1.5%	604	1.6%	689	1.8%
3カ月	3,516	9.0%	3,786	9.8%	2,099	5.4%	15カ月	1,379	3.5%	1,494	3.9%	596	1.5%
4カ月	1,880	4.8%	1,702	4.4%	2,060	5.3%	16カ月	469	1.2%	532	1.4%	610	1.6%
5カ月	1,469	3.8%	1,373	3.6%	2,922	7.5%	17カ月	467	1.2%	463	1.2%	1,122	2.9%
6カ月	1,323	3.4%	1,224	3.2%	1,186	3.1%	18カ月	500	1.3%	494	1.3%	416	1.1%
7カ月	1,202	3.1%	1,088	2.8%	2,467	6.4%	19カ月	463	1.2%	444	1.2%	1,333	3.4%
8カ月	1,065	2.7%	994	2.6%	921	2.4%	20カ月	430	1.1%	455	1.2%	393	1.0%
9カ月	2,361	6.0%	2,035	5.3%	938	2.4%	21カ月	1,478	3.8%	1,355	3.5%	386	1.0%
10カ月	969	2.5%	921	2.4%	1,397	3.6%	22カ月	414	1.1%	445	1.2%	637	1.6%
11カ月	845	2.2%	810	2.1%	805	2.1%	23カ月	537	1.4%	504	1.3%	504	1.3%
12カ月	2,381	6.1%	2,469	6.4%	1,482	3.8%	24カ月	9,856	25.2%	9,894	25.6%	8,848	22.9%

(注)平成23年度は、平成23年10月時点の数値を計上している。

【事業実績】

〈提供滞納者データ件数(月別平均)〉

(件)

平成21年度																		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
				27,895									23,888	27,385	27,574	27,515	28,335	28,739
平成22年度																		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
28,041	28,158	28,318	28,318	28,209	31,263	42,053	40,434	39,976	39,209	38,722	37,925							
平成23年度																		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
38,337	37,453	39,987	39,694	36,017	41,376	39,041	38,632	39,088	38,945	38,421								

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した滞納者データ件数の月別平均を計上している。(滞納者データは毎週提供する。)

〈電話番号収録率(平成24年3月時点)〉

	平成23年度	(%)
電話番号収録率	72.4%	

(注)上記の電話番号収録率は、「滞納者」における収録率を計上している。「(第1号被保険者)」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
口座振替者数	13,692	13,223	12,688
口座振替者率	25.9%	26.0%	25.8%

〈クレジットカード納付利用率〉

(件/%)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度
クレジットカード納付者数	763	889	918
クレジットカード納付者率	1.4%	1.7%	1.9%

(注) 口座振替(クレジットカード納付)利用率 = 口座振替利用件数(クレジットカード納付利用件数) / 保険料納付対象者数 × 100

〈現年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	55,426	107,894	158,825	218,571	274,232	324,617	375,855	423,680	476,471	527,197	577,070	624,500
	納付月数	26,416	55,908	85,536	115,231	145,433	176,186	207,204	239,981	270,166	300,285	332,154	364,035
	納付率	47.66%	51.82%	53.86%	52.72%	53.03%	54.28%	55.13%	56.64%	56.70%	56.96%	57.56%	58.29%
	(督促対象月数)		54,494	78,567	111,743	140,893	164,599	189,235	209,769	235,608	259,853	282,896	303,316
	(督促納付月数)		2,508	5,278	8,403	12,094	16,168	20,584	26,070	29,303	32,941	37,980	42,851
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
22年度分	納付対象月数	54,120	105,413	154,830	211,350	265,907	318,547	367,668	413,730	460,809	508,966	558,217	602,526
	納付月数	25,799	53,608	81,599	110,269	138,921	167,867	197,925	229,243	258,174	287,672	317,948	348,077
	納付率	47.67%	50.86%	52.70%	52.17%	52.24%	52.70%	53.83%	55.41%	56.03%	56.52%	56.96%	57.77%
	(督促対象月数)		53,663	77,455	108,455	137,511	164,591	188,228	208,255	229,461	251,998	275,443	293,695
	(督促納付月数)		1,858	4,224	7,374	10,525	13,911	18,485	23,768	26,826	30,704	35,174	39,246
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
23年度分	納付対象月数	51,850	100,984	148,694	201,570	253,103	300,633	348,792	397,709				
	納付月数	25,014	51,996	78,978	106,496	134,351	162,753	190,592	220,347				
	納付率	48.24%	51.49%	53.11%	52.83%	53.08%	54.14%	54.64%	55.40%				
	(督促対象月数)		50,754	73,586	101,653	128,429	151,126	174,656	198,446				
	(督促納付月数)		1,766	3,870	6,579	9,677	13,246	16,456	21,084				

(注1) 現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はと、そのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数を計上している。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成21年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
19年度分	納付対象月数	626,386	627,163	627,596	628,203	628,588	629,000	629,433	629,872	630,160	630,344	630,758	631,128
	納付月数	422,571	423,782	426,903	428,411	429,481	430,728	431,730	432,739	433,641	434,288	434,937	435,491
	納付率	67.46%	67.57%	68.02%	68.20%	68.32%	68.48%	68.59%	68.70%	68.81%	68.90%	68.95%	69.00%
	(督促対象月数)	205,346	206,123	206,556	207,163	207,548	207,960	208,393	208,832	209,120	209,304	209,718	210,088
	(督促納付月数)	1,531	2,742	5,863	7,371	8,441	9,688	10,690	11,699	12,601	13,248	13,897	14,451
20年度分	納付対象月数	630,761	628,224	625,660	624,036	622,900	622,191	622,456	622,785	623,164	623,430	623,854	624,197
	納付月数	384,359	386,933	390,443	392,274	393,763	395,018	396,134	397,518	398,220	398,860	399,769	400,880
	納付率	60.94%	61.59%	62.40%	62.86%	63.27%	63.49%	63.64%	63.83%	63.90%	63.98%	64.08%	64.22%
	(督促対象月数)	250,065	247,528	244,964	243,340	241,694	241,495	241,760	242,089	242,468	242,734	243,158	243,501
	(督促納付月数)	3,663	6,237	9,747	11,578	13,067	14,322	15,438	16,822	17,524	18,164	19,073	20,184
		平成22年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
20年度分	納付対象月数	624,651	624,944	625,378	625,956	626,254	626,765	627,060	626,795	626,915	627,285	627,540	627,951
	納付月数	402,236	403,575	404,684	405,941	407,008	408,008	408,907	410,485	411,653	412,527	413,502	414,229
	納付率	64.39%	64.58%	64.71%	64.85%	64.99%	65.10%	65.21%	65.49%	65.66%	65.76%	65.89%	65.97%
	(督促対象月数)	223,771	224,064	224,498	225,076	225,374	225,885	226,180	225,915	226,035	226,405	226,660	227,071
	(督促納付月数)	1,356	2,695	3,804	5,061	6,128	7,128	8,027	9,605	10,773	11,647	12,622	13,349
21年度分	納付対象月数	622,104	619,535	617,172	615,686	615,118	615,501	615,465	614,216	614,041	614,056	614,016	614,225
	納付月数	367,530	369,884	371,817	373,594	374,759	375,885	377,016	379,706	380,829	381,842	383,097	384,406
	納付率	59.08%	59.70%	60.25%	60.68%	60.91%	61.07%	61.26%	61.82%	62.02%	62.18%	62.39%	62.58%
	(督促対象月数)	258,069	255,500	253,137	251,651	251,183	251,466	251,430	250,181	250,006	250,021	249,981	250,190
	(督促納付月数)	3,495	5,849	7,782	9,559	10,724	11,850	12,981	15,671	16,794	17,807	19,062	20,371
		平成23年度											
		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
21年度分	納付対象月数	614,453	614,699	615,034	615,373	615,595	615,734	616,026	618,069				
	納付月数	386,111	387,808	389,703	391,781	393,035	394,160	395,433	396,554				
	納付率	62.84%	63.09%	63.36%	63.67%	63.85%	64.01%	64.19%	64.16%				
	(督促対象月数)	230,047	230,293	230,628	230,967	231,189	231,328	231,620	233,663				
	(督促納付月数)	1,705	3,402	5,297	7,375	8,629	9,754	11,027	12,148				
22年度分	納付対象月数	599,408	597,009	594,595	591,330	590,624	590,314	590,428	594,660				
	納付月数	351,138	353,416	355,550	357,506	358,761	360,143	361,271	363,040				
	納付率	58.58%	59.20%	59.80%	60.46%	60.74%	61.01%	61.19%	61.05%				
	(督促対象月数)	251,331	248,932	246,518	243,253	242,547	242,237	242,351	246,583				
	(督促納付月数)	3,061	5,339	7,473	9,429	10,684	12,066	13,194	14,963				

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の承認期間は含まれない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数を計上している。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末、年度末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月には、翌年度の免除等が承認されるまで一時的に納付対象月数が多くなり、納付率が伸びない場合もある。
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(件)

	平成21年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,156	396	976	4,104	3,993	1,842	1,940	1,250	1,544	428	710	926
学生納付特例	946	5,084	1,197	843	568	354	690	487	539	150	282	587
若年者納付猶予	228	104	259	1,049	761	499	680	234	378	82	164	205
	平成22年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	907	632	603	4,196	5,440	1,053	1,083	1,379	1,373	983	767	838
学生納付特例	3,652	2,379	994	1,040	716	438	428	394	463	376	390	374
若年者納付猶予	293	202	194	1,028	1,080	221	200	410	312	244	163	182
	平成23年度											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
申請免除(全額)	1,074	763	505	6,078	4,304	1,172	1,573	828	1,030	1,583		
学生納付特例	4,454	2,081	869	825	756	380	539	415	412	549		
若年者納付猶予	346	197	154	1,115	1,308	287	559	239	288	260		

(注1)「全額免除」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から翌年3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

(注3)件数の算出に当たっては、免除等承認処理から承認取消処理を除いている。

〈納付督促状況〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
	民間事業者			
戸別訪問	実施前	実施前	6,663	14,321
【うち接触件数】	実施前	実施前	1,938	4,209
電話督促	実施前	実施前	73,270	89,071
【うち接触件数】	実施前	実施前	34,362	27,158
文書送付	実施前	実施前	18,505	25,147

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8カ月分の実績を計上している。

(注3)「電話督促」は、音声ガイダンスによる案内件数を除いて計上している。

(注4)接触件数は、オンライン記録に収録されている納付督促事蹟から機械的に抽出して計上している。(同一日以内に複数回接触した場合の延べ件数は含まれない。)

(注5)東日本大震災による被災地を管轄する年金事務所については、一定期間中、日本年金機構からの指示により電話督促と文書送付を停止している。

〈新規口座振替・クレジット・納付獲得実績〉

(件)

	平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
獲得件数	実施前	実施前	6	16

(注1)平成22年10月開始事業の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注2)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

〈電話番号判明実績〉

(件)

	平成22年度	平成23年度
判明件数	770	1,108

(注1)電話番号判明実績については、平成22年10月開始事業からの業務のため、平成22年10月開始事業の年金事務所のみ計上している。

(注2)平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月迄の7カ月分の実績を計上している。

(注3)平成23年度については、平成23年5月から平成23年12月迄の8ヶ月分の実績を計上している。

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号）

（欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二條第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
- 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者
- 十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者
- 十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

（官民競争入札への参加）

第十一条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従つて、次に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして当該国の行政機関等の長等が定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）を国の行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。

- 一 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法
- 二 入札金額
- 2 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従つて、前項第一号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。
- 3 第一項の規定により申込みを受けた国の行政機関等の長等は、遅滞なく、前二項の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならない。

（官民競争入札の実施及び落札者等の決定）

第十二条 国の行政機関等の長等は、第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従つて、前条第一項及び第二項の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

第十三条 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合にあつては、次に有利な者）を落札者として決定するものとする。

2 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかつた場合は、国の行政機関等が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。

3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

(民間競争入札実施要項)

第十四条 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあつては、その制定又は改廃後遅滞なく）、公共サービス改革基本方針に従つて、民間競争入札実施要項を定めなければならない。

2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

二 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

四 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項

五 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

六 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

七 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項

八 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項

九 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

十 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

十一 民間競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項

十二 その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一 知識及び能力

二 経理的基礎

三 技術的基礎

四 その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費

二 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員

三 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備

四 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

5 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

6 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第十五条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十四条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前

条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(官民競争入札対象公共サービス等の実施)

第二十四条 公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項（前条において準用する場合を含む。）の契約に従って、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十五条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告の徴収等)

第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監視委員会に通知しなければならない。

(国の行政機関等の長等の指示等)

第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

(国民年金法 等の特例)

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第八十七条第一項に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の収納に関する業務のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務（以下この条において「納付受託業務」という。）を実施するものとする。

一 国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を納期限までに納付しないもの（以下この条において「保険料滞納者」という。）に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務

二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務

三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、日本年金機構の理事長に報告する業務

2 前項の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならない。

3 前項の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第三項から第五項まで並びに同法第九十二条の四及び第九十二条の五の規定を適用する。この場合において、同法第九十二条の三第三項中「第一項第二号の規定による指定をしたときは」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について同法第二十条第一項の契約を締結したときは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条第一項」とする。

- 4 第二項の公共サービス実施民間事業者が実施する第一項第二号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条の規定は適用しない。
- 5 公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する特定業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
- 6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、日本年金機構の理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 特定業務従事者は、特定業務を実施するに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。
- 8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いることその他の保険料滞納者の保護に欠け、又は特定業務の適正を害するおそれがあるものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。
- 9 日本年金機構の理事長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。
 - 一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
 - 二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき。
 - 三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。
 - 四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行ったとき。
 - 五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第二項又は第九十二条の五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ロ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
 - ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 10 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 正当な理由なく、第二十七条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

○厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則（平成十八年七月六日厚生労働省令第四百十号）

（法第三十三条第一項第三号に規定する日本年金機構への報告等）

第二条 法第三十三条第一項第三号の規定により、法第三十三条第一項に規定する公共サービス実施民間事業者（以下この条において「公共サービス実施民間事業者」という。）は、毎月、次に掲げる事項を日本年金機構に報告しなければならない。

- 一 法第三十三条第一項第一号 に規定する保険料滞納者（以下この条において「保険料滞納者」という。）ごとの法第三十三条第一項第一号 及び第二号 に規定する業務の実施状況
- 二 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第一号 の規定により保険料滞納者に対して同号の確認を行った場合において、当該保険料滞納者について国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項 各号、第九十条の二第一項各号、第二項各号若しくは第三項各号若しくは第九十条の三第一項各号又は国民年金法 等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項 各号に該当すると思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 三 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第二号 の規定により保険料滞納者に対して国民年金法第八十七条第一項 に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の納付の請求を行った場合において、当該保険料滞納者が納付を拒絶し、国民年金法第百二条第四項 の規定により保険料を徴収する権利が時効によって消滅するまでの間に当該保険料を納付することが見込まれないと思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 四 法第三十三条第一項第一号 及び第二号 に規定する業務を実施した結果を、同号 に規定する面接その他の方法別に日ごとに集計したもの
 - 2 法第三十三条第二項 に規定する厚生労働省令で定める要件は、法第三十三条第一項 に規定する納付受託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。
 - 3 法第三十三条第三項 の規定により公共サービス実施民間事業者について、国民年金法第九十二条の三第一項第二号 の規定による指定を受けた者とみなされた場合における国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十二条の四第一項 の適用については、同項 中「法第九十二条の四第一項」とあるのは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第三項 の規定により読み替えて適用する法第九十二条の四第一項」とする。
 - 4 法第三十三条第五項 に規定する厚生労働省令で定める特定業務に関する帳簿書類は、第一項第一号 に掲げる事項を記録したものとす。
 - 5 公共サービス実施民間業者は、前項の帳簿書類を、法第二十条第一項 の契約が終了した日又は保険料滞納者が保険料を納付した日から五年間保存しなければならない。
 - 6 法第三十三条第八項 に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。
- 一 法第三十三条第一項 に規定する特定業務（第四号において「特定業務」という。）を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いる行為
- 二 保険料滞納者以外の者に対し、当該保険料滞納者の保険料の納付を勧奨又は請求する行為
- 三 保険料滞納者に対し、貸金業の規制等に関する法律（昭和三十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保険料を納付するための資金を調達することを要求する行為
- 四 特定業務上の用途以外の用途に使用するために、保険料滞納者に係る情報を収集し、又は収集した当該情報を特定業務上の用途以外の用途に使用する行為

○国民年金法（昭和三十四年四月十六日法律第百四十一号）

（保険料の納付義務）

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

（保険料の納付委託）

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）第九条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

- 一 国民年金基金又は国民年金基金連合会
- 二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると思われ、かつ、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定するもの
- 三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

- 2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 厚生労働大臣は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。
- 4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務を行うもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。

- 2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 3 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。
- 4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。
- 5 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。
- 6 政府は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

第九十二条の五 納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）

第二十三条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

- 一 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- 二 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- 三 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- 四 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- 五 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- 六 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- 七 国若しくは前条第五号に規定する法人（以下この号において「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

2 会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

第二十五条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

○弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○国家賠償法（昭和二十二年十月二十七日法律第二百五号）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。